

壮警町議会予算審査特別委員会会議録

平成28年3月9日（水曜日）

○付託事件 議案第31号 平成28年度壮警町一般会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	佐藤 恣 君	委員	加藤 正志 君
副委員長	毛利 爾 君	〃	高井 一英 君
委員	菊地 敏法 君	〃	長内 伸一 君
〃	森 太郎 君	議長	松本 勉 君
〃	真鍋 盛男 君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	佐藤 秀敏 君
副 町 長	杉村 治男 君
教 育 長	田鍋 敏也 君
会計管理者	小松 正明 君
総務課長（兼）	工藤 正彦 君
企画調整課長	庵 匡 君
税務財政課長	上名 正樹 君
住民福祉課長	阿部 正一 君
経済環境課長（兼）	山本 貴浩 君
商工観光課長	齊藤 英俊 君
建設課長	作田 宏明 君
生涯学習課長	小林 一也 君
選管書記長（兼）	工藤 正彦 君
農委事務局長（兼）	山本 貴浩 君
監委事務局長（兼）	齋藤 誠士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋藤 誠士 君
---------	---------

◎開会の宣告

○佐藤委員長 これより平成 28 年壮警町議会予算審査特別委員会を開会いたします。

◎開議の宣告

○佐藤委員長 直ちに本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎会議録署名委員の指名

○佐藤委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において森太郎委員、真鍋盛男委員を指名いたします。

◎審査日程の決定

○佐藤委員長 第 1 回定例会において本特別委員会に付託された審査事件は、議案第 31 号から 36 号までの平成 28 年度予算についての 6 件でございます。

お諮りいたします。本特別委員会の審査日程は、お手元に配付しました案のとおりといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の審査日程は、お手元に配付した案のとおりに決しました。

◎議案第 31 号

○佐藤委員長 議案第 31 号 平成 28 年度壮警町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。

予算に関する説明書、最初に事項別明細書、歳出について見開きページごとに受けます。一般会計 32 ページ、33 ページ、款 1 議会費、項 1 議会費、議会費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、34 ページ、35 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費の一般管理費について質疑を受けます。

○松本議長 口火を切るのもなんですけども、一応委員の皆さんは質問ないようですので、私のほうから 1 点質問いたします。

中身は一般管理費の道職員派遣交流負担金 1,000 万円にかかわってでありますけれども、ご承知のように、2 年のところ 3 年にわたり道から派遣をいただきまして、農業関係携わっていただきました。そもそも来町といいますか、壮警に来る時点での懸案課題が長流川、洞爺湖の水利権の更新が停滞をしていると。これ 10 年ごとに更新しなければいけない手

続であります、そのずっと以前から停滞していたというのが一つありました。それから、排水路、農業基盤の老朽化の実態調査、加えて幸内弁景地区のかんがい道整備事業、その手続ないしは多面的機能支払制度まで多岐にわたって事務をとっていただいたといえますか、事務の進展を進めてくれた、事務が進展したというわけですけれども、確認であります、そのように停滞していた本町の農業事務のいわば進捗といえますか、うまいこといったのですかという達成度ありますね。それと、その方が当然道に帰りますので、その後の本町庁舎内の農政の事務にかかわる先ほど言ったような仕事の進め方、取り組み方ないしは停滞はしないのかという一抹の不安を抱きますが、その辺はどのようなことになっていきますか。要するに自前のスタッフできちんと進むことができる。少なくとも3年間手伝っていただいたことを糧にノウハウといえますか、技術といえますか、知識というか、その進め方も体得して、次は万全として自分たちで進められるというふうなことでよろしいのかという確認。

それから、新年度も1,000万の計上しております。詳しく聞いておりませんが、また派遣をいただく職種、職域といえますか、それについてお伺いしたいと思います。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

私のほうからは、現在の農業の関係の派遣職員をいただいている、その部分での事務の進捗と、それとその後部分の事務の進め方という部分についてご答弁申し上げます。25年度から2年、また1年延長しまして、派遣職員に来ていただきまして、事務を進めさせていただきました。当初からの懸案事項でありました壮瞥町内の農業基盤整備、これが老朽化しているということは以前から話のあったところでございますが、どの地点でどの程度のどのぐらいの度合いでの老朽化だったのかというところの整理ができていなかった中で、壊れてきたところから順次行っていたというのが実態としてあったところから、まずどのぐらいの老朽度合いがあって、どこを順番に整理をして、この基盤整備を修復、修繕していかなければいけないのかというところからまず調べなければいけないというのが1点ございました。それと、長流川と洞爺湖におけるいわゆる農業水利権の更新、これが昭和28年から平成11年まで評価のあった部分についての未更新、これが水利権の許可をもらっていた方のさまざまな理由からそれが滞っていた部分があり、それは北海道としても町としてもそういう事情があるというのはお互いにそれはよくない状況であろうというこの2点があったために、25年度から2カ年という形で派遣をしていただいたというところでございます。そして、1年延長させていただいております。この進捗度につきましては、この運営基盤整備の施設の実態調査につきましては、緊急度が高いところもそれもありましたので、それを計画的に財源対策も含めた中で状況把握と計画更新のために行ってきた長寿命化計画、これが策定を昨年度終わりました、26年度中に終わり、27年度の予算からその計画に基づいて執行しているということになっております。これは28年度の予算の要求においてもその計画に基づいてなっており、この計画につきましては老朽度合いとか順番に加えて、どういう事業を国や北海道の事業を使いながらやるのがいいのかとい

うところ、それと事業がこれぐらい必要で、どれぐらいの財源が必要になるというところの部分まで詳しくつくっていただいたものというところ、それと農業水利権の更新事務につきましては、そのとき12件が未更新であった部分におきまして、廃止案件が3件ありまして、それが既に終了をしております。処理継続中となっている9件ございますが、3件のうち1件が更新を既に完了していると。2件については既に申請済みになっています。今年度中に更新の完了が済む見込みということになっております。残り6件につきましては2件が長流川での廃止案件であったり、4件が洞爺湖の部分ということになりますので、これが現状とかなりかけ離れた水利権になっておりますので、その整理が非常に困難な案件が残っているというところでございますが、これにつきましては今後とも現状の職員の中で行うことが、非常に専門的な分野でございますので、その辺の部分におきまして再度北海道からの職員派遣をお願いをしている最中というところでございます。

このほか行っておりました新規に26年度から始めました多面的機能支払の事務につきましても26年度から新規事業で行って、派遣職員の方に事務をしていただきましたが、その部分については順次今の町職員のほうに事務を引き継ぎをしており、その部分については事務の引き継ぎがされるように現在進めているところでございます。

以上です。

○松本議長 経過はほぼ理解いたしました。進捗度合いもわかりましたけれども、まだあるのですけれども、新たに来る道派遣職員もいわゆる後任といいますが、水利権含めた農業施策を行って、携わっていただくという理解でよろしいのかと思いますが、専門的知識が必要であると、水利権の整理したところで残っている部分が非常に難しい案件とおっしゃっていましたが、具体的に、詳しい話は僕らも聞いてもわからないものがありますけれども、どういう問題があつて、どういう専門知識が必要なのか教えていただけますか。それは要する専門的な知識を持った道職員を派遣しなければ解決できないものなのか、来れば解決できるのかないしはそれを一緒に事務に携わることで次は自分たちがそれを要は体得、知識として、技術として習得可能なのかということもお伺いしたいと思っております。実は、例えば変ですけれども、わかりやすいと言いますけれども、建設業界でJVとありますけれども、そもそも始まりは大手と地方の中小と一緒にJV組むことで、一面性の話かもしれませんが、技術やノウハウの勉強になると、知識も技術もそこで積んでいって、次は自前なり、地元で賄えるようにというのがもともとの始まりだと聞いておりました。それはうがった見方すると、絶えず大手がいれば、くっついているだけで自分たちは技能習得しなくても仕事が回るということではこれはよくないわけでありまして、例え悪いかもかもしれません。それは一面的なものかもしれませんが、行政も同様に有能な知識を持った人が来たときはいいのだけれども、いなければできなくて、また次の人をリクエストばかりしているのでは自前のいわば知識、技能、ノウハウが育たないのではないかという、これもうがった見方かもしれませんが、そんな懸念さえ浮かぶという気がしまして、何せ水利権もずっとこうしたことではないのでしょうか。ちなみ

に、なぜかという、私もかかわって、うちのじいさんの名義といいますか、水利権の話で担当の方がお見えになって、こんな古文書のような資料を持ってきて、ほとんど見えないようなこういった青いコピーの資料を読み解きながら説明をしていく。本当に詳しい説明いただいたのですけれども、何を感じたかという、そこまでやっている熱意ということなのです。それは、熱意があるかないかという、そんな単純な話ししませんけれども、やはりかかわる者として責任感と申しますか、事業を進めるという姿勢をついついよく解釈した。それが今の現担当にないと言っているのではないのです。そういう気概なり物をぜひ感じたいなと思って言っているのですけれども、外部から来て、優秀だから、それを感じて、その人がいなくなった、それがなくなったのでは余りにも悲しいだろうというふうなことを言いたいわけですが、長くなりましたけれども。端的にまた新しい人来ますけれども、それを経験として、自分たちの自前の知識、経験、技術をレベルアップしていくのだという考え方で一緒に仕事進めるようお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

現状の残っている水利権等についての困難案件でございますけれども、先ほど申しましたとおり、昭和28年から滞っている部分でございますので、現在の水利の利用者と代が既に違っていて、亡くなられている方がかなりいらっしゃるということでの部分、それと利用していた当時の面積の条件、これ例えば当時は田んぼだったものが現在畑になっていたりですとか、使用の状況が違えば水の使用する量も違ってきたりしてしまうというところで、その辺が当時と大きく異なっていることと、プラス洞爺湖につきましては環境省であるとか、その他の関係機関が絡まってきていますので、その分での交渉があるということ、それと一番ネックになっている当時と水利の状況が変わるなると、水利計算を全部し直さなければいけないということが一番大きなネックになってきています。それがやはり町職員においてはなかなかその計算ができない、そこだけではなくて、洞爺湖全体の水利から見直しをする。つまり洞爺湖で許可を得ている水利権のところから全て見直しをして、差し引きをして、今滞っている部分ではどのぐらい水利、水が必要で、どれぐらい、何トン当たり何トン、どのぐらいの水が必要なのかというところの水利計算が非常に難しいところであるというところが一番大きな問題だったということで農政部の方に来ていただいたというところでございます。

この部分につきましては、町職員においても水利計算、その部分を当然持っていければいいのですけれども、さすがに準専門的な知識がそこに出てくるところを除きますと、ほかの部分については交渉事であったりというのは当然町職員できてくる話であるというふうに思っておりますので、部分的な非常に難しいところ、そこが派遣職員をお願いをしてやっていただいたという事情があったというところでございます。ですので、レベルアップという部分につきましては、今来ていただいている職員のほかの部分の中でも今の事務を担っている職員がその部分でその知識をいただいているというのは言うまでもないことというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副町長 私のほうから2点目といたしますか、信頼に関することのご質問ですので、若干ご答弁させていただきたいと思えます。

議長ご指摘のとおり、次につながるようにしていかなければいけないというのが大前提でありますし、私たちもそう思っております。ただ、言いわけはするつもりはございませんが、職員定数の関係が一応あります。定数は定まっておりますが、その以下で現在75名程度で町行政全体を担っております。職員の給料だけでなく、人件費全体で見れば町予算の大体20%ぐらいを占めているということもあって、職員をなかなか余裕を持って配置できないというのが実態であります。その中で、専門性の部分で職員をふやすということになると、それ以後の全体の調整も必要になるのかなというふうに思っておりますので、協力をいただける部分については北海道なりをお願いをし、課題を解決した後にまた通常に戻っていければいいのかなと。ただ、来ていただいたときには資質といたしますか、処理の方法ですとか、そういったことも町の職員が見て、感じていただいて、その辺のスキルアップを図っていただければ一番いいのかなというふうには思っております。そういった観点でこれまでも進めてきておりますし、今後も継続してこのような形で運営できればいいのかなというふうに思っております。

○高井委員 これは水利権の関係から出ていたのですけれども、一応水利権の関係で、洞爺湖とか長流川の部分はわかるのですけれども、町が管理している一般の河川、その部分で田んぼを使用している人方の使用権というのですか、そういう部分の取り組みはどうするのかということと、もう一点はこの認証期間ありますよね。たしかこれ10年間ぐらいですよ。そうしますと、町の職員の人でも30年という形になると、専門性を持っていくといってもなかなか難しい面があるので、だからこの部分というのは道の人に来てやってただけのだったら、それらの経費もかけていますので、民間業者とか、水量計算だけをお願いして、あとの更新手続は自分ですするというような、そういう方法でもよろしいのではないかなと思えますので、その辺どうでしょうか。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

まず、町が管理している普通河川の部分の水利権につきましては、ご存じのとおり、ございますが、件数が百数ぐらい以上あるというふうに伺ってしまして、この部分について、件数のところから今の状況ではここに手をつけられない状況かなと思っております。

それと、水利計算の部分につきましては、今委員言われましたとおり、確かにその部分だけをやってもらう、委託するという業者も、そういう会社もあるのですけれども、費用がかなりかかります。幸内の今やっている土地改良事業の水利計算はコンサルティングの会社にやっていただきまして、1年かけて維持水路の計算の部分から取水、水利まで全てやっていただきましたが、たしか400万ぐらいかかっているはずですよ。ですので、そのぐらいの金額が必要になってくるということもございますので、今回の水利権の更新については、基本それだけ状況が変わった中で、農業者側もさすがにどうしようもないという

状況が見てとれたことで北海道と相談して、町がこういう形でやっていますけれども、ある程度の整理をしてしまうと、水利がそんなに変わらないわけなので、本当の単純な更新事務で済むというふうになりますので、その辺の整理を全てしてあげると 10 年後に同じ方が同じような内容でやる部分については特段そんなに町がかかわらなくても大丈夫なのかなというふうに思っております。ですので、ある程度の整理までは町のほうで行って、きちんと次 10 年後に農業者の方がみずからできるようなところまでそろえてあげることが今回必要なのかなということを手をかけているというところがございますので、今後水利の部分については、どういう形で出てくるかわかりませんが、水利計算の部分についてはそれだけ金額等もかかってしまうという現状もあるというところがございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、次に移ります。

36 ページ、37 ページ、一般管理費の続きについて質疑を受けます。

○松本議長 庁舎等の維持管理に関して質問いたします。

2 つございまして、1 つは庁舎空調機屋内点検委託、昨年までバッテリー型エアコンの点検委託でありましたけれども、名称が変わりました。12 万 6,000 円前年当初よりアップしております。箇所がふえたという説明がございましたけれども、具体の説明をお願いします。具体箇所の説明をお願いします。

もう一つは、これシリーズではないですけれども、毎年のように聞いているのです。庁舎の清掃に関してです。当初予算と補正があって、補正後、決算と言いませんが、実績額でございますけれども、一応説明では 51 万 2,000 円の減という説明でありますけれども、これは前年当初の予算との対比でございますが、234 万 4,000 円、しかし要するに補正があって 120 万です、実績は。120 万 1,100 円だったかな、それが今月、28 年の 3 月に補正になって示されるわけですが、それと対比しますとこれは 50 万ぐらいのアップになる。いずれにしても、これさかのぼって調べますと、24 年ごろから数字が乱高下といえますか、担当の方はご承知のように、もとの 350 万ぐらいのコストがかかっていたものが大幅に下がったときには 330 万になって、170 万ぐらいに落ちついて、また 200 万ぐらい。その辺の、そのときもいろいろと聞いているのですけれども、ただ去年は入札による執行残だから、それはそれで民間の企業の努力だろうというふうな説明と理解をしていますが、去年は労務単価が上がったということの説明で 230 万の当初予算だったのだけれども、結果は 121 万 1,000 円ということなので、果たしてどうなのと、中身が。信頼していないわけでないけれども、そんなに差があつていいのでしょうかという疑問も抱いたので、説明いただければということでもあります。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、室内機の関係でございますが、現在場所によりまして空気の汚れが悪いといいま

すか、場所によって年1回行う場所と2年に1回行う場所と決めておきまして、これ何年か続けていく中で、2年に1回でもいいのではないかとこの場所とここは毎年清掃したほうがいいのかという部分と分けながらやっております。今年度は全部で53台の室内機の清掃ということで、昨年は数値が、済みません、今細かいところ持っていないのですが、本当に少ない数であったので、数がふえたことによる増額でございます。

それから、清掃委託の関係は、ほとんど人件費になりますけれども、決まった単価というのが請求するに当たっては状況でございます、業者からの見積もりを参考にさせていただきながらこちらで設計書を作成して、入札をしているという状況でございます。昨年も同様に予算編成時に見積もりをもらいながら、踏まえていって、入札をした結果入札減があったということと28年度についても同様に見積もりを徴集しながら案を組んで、照らしているわけなのですが、人件費が単価的には変わっているということで、ただそれが町独自の単価というか、そういう設定ができないので、それを参考に設定するに当たって、見積もりを参考に予算案を組んでいるという状況でございます。

○松本議長 ちなみに、入札時期といいますか、それはいつごろになるのかということと補正予算の報告が年度末の3月というのは妥当かどうか。別にそれで大きく変わるわけでもないですけども、それはお聞きしたい。

それと、今おっしゃったように、要するにプロの目から見た、業者の目から見た概略の予算をいただいて、仕様書をいただいて、仕様書というのか、それを根拠に町として見積価格を積算という形。それで、入札した際に自由に競争があるということなのですが、当然独自判断ではなくて、プロといいますか、専門の方を話を聞いている。その方を見積もりと実際は随分差があるということですけども、それって業者の方が見てもそんな予算があるものなのかという、そんな長い質問する気はないんですけども、前提聞きます。これはどうかかわからないけれども、最初の見積もりをいただいた方は入札行為に入ったりするのですか。その辺も煮詰める、うがった見方しているわけではなくて、この数字が随分差があって、どこを根拠に是か非を判断しているのかということなわけでありまして、もっとさかのぼって、先ほど言いました25年でしたっけ、350万という数字は何だったのだろうなという気もするしというところなのですが、少ないほうがいいに決まっています。残っているのはそこだけなのです。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

入札の時期なのですが、4月から当初からの業務が始まりますので、債務負担行為として、3月中に入札をしております。補正の時期なのですが、これ庁舎維持で予算計上しておりますが、最近ですと室外機の故障ですとか庁舎の維持管理の中で、突発的な故障等もございまして、予算補正については最後のほうで全体含めて予算がついて補正しているという状況になっています。

入札につきましては、現在4社か5社でやっております、昨年は1社辞退と、あと金額

的にはとてもすごくばらつきがあります。予定価格を超しているところもあれば、今回みたいに100万以上減額している金額、予定入札を上げてくるところもありまして、適正な価格というのは非常に難しいというか、はあるのですけれども、内容的には月2回の清掃ですとか、あと環境管理の部分でも間違いなく仕様書どおりで適正に業務はしてもらっていますので、金額は先ほど言ったとおり、上がった極端に下がったということはありませんが、こちらとしてもなかなかそういう部分で設計がしづらいという部分はあるのですけれども、業務内容としては適正にやっておりますので、現状としてはこういうやり方を今進めているということでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしの声がありますので、次、38ページ、39ページ、一般管理費の続きについて質疑を受けます。

○長内委員 職員福利厚生推進事業のストレスチェックの検査委託料、これ新規ということで15万なのですけれども、この内容についてお尋ねいたしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ストレスチェックの内容につきましてご答弁しますが、労働安全衛生法の改正によりまして、50人以上を雇用する事業所に平成28年から義務づけられたものでございますが、内容としましては50項目のアンケート調査を行いまして、メンタルヘルスの不調について本人の気づきを促すのが目的でございます。一定の要件に該当する労働者から申し出があった場合に雇用者側としては適正に医師に面談するようにつなげていくというのが内容となっております。28年度の予算の中では調査を行うのは医者か産業医か保健師というふうになっているのですが、今のところ産業医が実施者となりまして、調査自体は委託の中でアンケート調査を行いたいというふうに思っております。というのは、調査結果につきまして本人に同意なく事業者側が把握したりですとか、例えば住民課のグループで集計をするとか、そういうのが個人情報としてある程度制約されているのもありますので、調査自体は委託業者に任せて、その集計結果は町がもらってということでストレスチェックについては進めていきたいというふうに思っております。

○長内委員 流れはわかりました。

たしかきょうの北海道新聞だったと思いますが、このストレスチェックの記事載っておりました。私も時間なくて、斜め読みで、十分理解していないところもあるのですが、いわゆる50人以上の事業所がしなければならぬというふうな部分の中で当町としても職員に対するストレスチェックをするというふうになったのかなと思っております。ただ、問診なのかアンケート用紙みたいな感じですか、ちょっとわかりませんが、いつも本人のそういう状況というのを調査といいますか、調べると早期発見、もし必要であれば早期にそういう対応をとるということなのかなと思うのです。総務省も今いろいろな部分の中で業務量が相当あるのです。先ほどのやりとりの中でも職員の数、業務量の部分の中でな

かなか大変な部分もあるのかなと思いますし、またマイナンバーも含めて情報処理、個人情報取り扱いが非常に厳しくなっておりますから、そういう面ではそれぞれの分野においていろんな部分で職員の方ご苦労されている部分もあるのかなというふうな認識を持っておりますけれども、問診なり調査という部分の中で、その結果という部分が今後人事評価なり業務の評価の中という部分の中で、それは感じているのですけれども、なかなかそれが調査としてあらわれてくるのかなという部分が心配されるところもあるのですが、その辺の対応も含めていろいろ考えられているのかお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

職員のメンタルの不調者へのケアというのは非常にとても大事な部分かなというふうに思っておりますし、これまでも職員の中でもそういうケースもありますし、今もそういう対応している職員もいるのですが、役場としてはきちんと産業医につなげるですとか、また室蘭の地域産業保健センターのコーディネーターの方にも問診のお世話になってはいるのですが、早く見つけて、そういう支援なり、あとは職場環境が悪ければそういうものを改善していくということにつなげていくのが非常に大事だというふうに思っております、このストレスチェックもその部分では早く、それも本人がきちんと気づいて、気づくことができるようになるのが一番の目的でございますし、またこれまでいろんな職員を対応しながら職場として適当というか、支援の仕方や対応の仕方でもっと関与することがあれば、そういうものを今後の職場環境の改善の中につなげていきたいというふうに思っております。

○長内委員 わかりました。

町内は、職員の状況、大変若い職員も多くなっていると思いますし、当然定期的な内部での異動等もあるのでしょうかから、そういう意味ではなれない業務につくということが当然あるわけで、早目にその兆候を発見をして、そして職場の中でまたサポートなり、カバーなり、フォローできる部分があるのか、もしくは医療的な部分の中で対応していく部分があるのか、それぞれケースに応じた対応があるのか。いわゆる気軽にそういう状況を上司なりに相談をして、対応とっていただくと。要するにある意味風通しのいい職場環境というのですか、相談しやすい環境というのが一つは重要なのかなと思っておりますが、今後はやはりいろんな部分の中で、地方分権も含めて、さまざまな業務のレベルが上がってくる。それに伴って、そういうある面精神的なストレスという部分も感じる場合が高まってくるのかなと。そういう部分の中で、職場としてそういう部分を重要視していく部分は高まっていくのかなと思っております。そういう部分で当町として取り組んでいくのかを最後にお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

副議長おっしゃったとおりでございますし、先月だと思っておりますけれども、人事評価の関係で管理職を対象とした勉強会行ったのですが、その中でも上司とかとのコミュニケーションの活発化ですとか、あと上司が気づくという部分で新規採用であったり、異動したり、

転職されてくる方もいらっしゃいますので、そういう異動等に合わせて、やっぱりまたふだんの中でどういう兆候を捉えるか、兆候をちゃんと把握するというのですか、気づくことができるようなことも情報共有をさせてもらいながら、今後できるだけそういう、風通しのいいということでおっしゃっていましたが、そういうコミュニケーションを大切にしながら業務を進めていけるようにしていけたらというふうに思っております。

○森委員 私公用車運行管理経費の関係でお聞きしたいと思います。

今年度町長車の入れかえがあつて、これ備荒資金を活用するという事で初年度については利息のみを払うということですが、まずこの車両の、現在使われている車両の年式と走行距離、それと想定されている車両の車種といいますか、どの程度の車両を予定されているかということです。

それと、2点目が職員研修事業の関係で、今もちょっと話は出たのですが、人事評価の関係で昨年は人事評価の支援業務委託ということで100万計上されて、ことしは計上されていない。これ人事評価の評価技術といいますか、その辺は確立したということなのか、その辺を伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、町長車の購入の関係で、現在の車は平成16年車でございます、走行が約16万キロでございます。マフラーですとか、あとエンジンのふぐあい、またシートのクッションが沈んできていたり、そういう状況もありまして、今回購入費を計上させていただいております。車種につきましては、特定はしておりませんが、現に回数が多いわけではございませんけれども、4人以上乗る場合ですとか、あとお客さんを乗せる場合もありまして、7人から8人乗りのワンボックスカーの購入を予定をしております。

それから、人事評価の関係は昨年、27年度委託をしまして、以前の制度に対する改善のアドバイスと新しい制度の事前照会等いただきながら制度をつくりまして、職員研修を2回行ったのです。委託の中では1度は庁舎内で管理職と職員に対する勉強会行って、もう一度は委託の中で管理職を対象にしたものと職員を対象にした研修会を実施しております。一度制度につきましてはとりあえず現段階では4月以降進めていくような状態にはなっておりますが、ただそれが完璧かどうかというのは、やりながらできるだけ壮瞥町に合った制度にしていくために直しながらつくっていきたいというふうに思っておりますが、とりあえず現段階で4月1日から開始できる状況にはなっております。

○森委員 人事評価については了解いたしました。

それで、公用車関係なのです。これ町長車に限らず、公用車入れかえの基準というか、入れかえのめどといいますか、その辺の基準があればお示し願いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

入れかえの基準というのは、具体的にはつくっておりません。これまで過去には補助事業ですとか、あと臨時的な交付金を活用して購入していたこともあるのですが、近年そういう財源もなくて、平成27年度は住民福祉課では日本赤十字社の車両の無償譲渡を申し

込んで、1台譲渡を受けたりですとか、現状ではぎりぎりまで使いながら更新しているのが現状でございます、更新する際にもほかの課の車両等も確認しながら所管がえを行ったりとかもして、できるだけ乗れなくなるまで乗りながら更新しているという状況でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次のページ、40ページ、41ページ、文書広報費、交通安全対策費について質疑を受けます。

○森委員 交通安全対策事業費のうちの町民交通傷害保険料に関して、この町民交通傷害保険の町民の利用状況といいますか、加入状況等があればお知らせ願いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

平成27年度の加入状況でございますが、54件と、あと園児、児童生徒の部分で255件ありまして、全体で306件、利用状況ですが、平成26年度は2件ありましたが、平成27年度は今のところゼロ件でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、なしとして、次のページに移ります。

42ページ、43ページ、テレビ難視聴対策費、無線放送施設費、諸費について質疑を受けます。

○松本議長 諸費一般管理の中の行政評価委員会委員報酬にかかわって質問いたします。

これは、議員協議会で説明をいただいております、新たな行政評価制度の仕組みについて説明いただきました。それで、変わった点と申しますか、外部アドバイザー、外部評価を入れるということ、それから評価対象を、昔から行政というか、事務事業評価を役場庁内で行っていた事務事業全般に対する評価ではなくてと申しますか、対象項目を集約、絞る必要があるということで、あわせて地方版総合戦略の計画がありますから、それと合体した形で総合戦略の政策をそのまま政策評価、行政評価の対象とするということで、行政評価でうたわれていた評価の見直し、プラン、ドゥー、チェック、あとアクションを手法として使っていくというような話でございました。それから、先ほど言いました事務事業についての庁内各課内での評価は次年度予算に資するために内部で持ち合わせると。よって、庁内の10名でよろしかったでしょうか、行政評価委員の方、プラス外部評価の方に関しては地方創生においては地方版総合戦略の政策事業について評価をしていただくということで理解しました。

その上で、その具体的な政策の評価、それから議員協議会でも政策評価資料も案として見せていただきましたけれども、それはそのまま、解釈ですけれども、勝手な解釈かもしれませぬので、確認です。そのまま地方版総合戦略のプラン、ドゥー、チェックの見直しの評価表と同じものとして使うのが1つ。

もう一つは、地方版総合戦略になりますとKPI、政策目標、数値目標を掲げて、そこを達成するための計画の見直しがある、つり合わせがあるわけですが、そういった行為を行うのか。ここでちょっと私見を加えますと、政策に対する是非というのはそれぞれの委員さんの判断があってもいいし、外部の方の評価があってもいいと思うのですが、地方版総合戦略で数値目標、政策目標の数値化というもののKPIの個人的な、だめではないのだけれども、それは過去の行政がかかわってきた計画が砂上の楼閣のように定期的につくっては消え、つくっては消えみたいなことのないように責任をとれよという意味だと理解しますが、ただ目標値のあることによる是非といいますか、いかないから、それは非だとかというような短絡的な評価といいますか、私個人の意見ですが、数値目標することは悪いとは思わないのだけれども、それに固執することの非のほうをむしろ懸念するのです。伝わりますか。そのことで同様な手法、同様といいますか、まだまだ地方版総合戦略の進め方、進捗についての手法見ていませんけれども、同じものでいいのかということ。今言った私の話でいいのか、その確認をします、まず。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

この行政評価の今後の進め方については、議長ご意見のとおりでございまして、基本的にはこの評価書案、以前に示したものをベースにそのまま進めていくという考え方です。ただ、その中に定める特に年度ごとの数値目標ですとか、あるいは指標については、いまだ一度精査が必要かなというふうに考えます。本来、議長のおっしゃるとおりで、どうしても事業によって数字がなじまなかったり、あるいはなじむべき、こういうものだったらなじむということで提案をしても、それは総合戦略の制度上適当ではないということで修正を求められたり、そういうケースも実は総合戦略の策定の過程の中でありまして、それでこちらとしても100%これが、試験の点数のように、では95点ならよくて、88点ならだめなのかと、そういうような判断には至らないというふうに思います。ただ、地方創生、総合戦略の制度上はこの評価書を用いていきます。あとは、政策評価の中での議論ですとか、あるいはそれを踏まえて総合戦略をまさしく見直しを毎年度かけていくのですが、そのときの運用については、ちょっと表現はおかしいですが、そういった数値にあらわれないものもきちんと評価をして、見直しを行っていくと。見直しを行って、取り組んでいくというふうに進めていきたいというふうに考えております。

○松本議長 後半の私の先ほどの質問は数値目標のほうに偏り過ぎて、質問の趣旨がぼやけましたけれども、もう一回確認です。うちの町として行政評価の仕組み、スケールを持って行うことはいわゆる、今回たまたまといいますか、起きている地方版総合戦略の進捗に対するチェックを入れるスケールと同じものとして使っていこうとしているのか、むしろそのように政策をまとめてわかりやすくしているのかということが1つ目。

もう一つは、数値目標についてはわかりました。見解別としても、事務事業評価というのがありまして、これはずっとさかのぼってあるわけですが、これ自体だっとうちの町とすれば、ほかの市町村に比べてはるかに宣伝をつけてくれたものだと私は思ってい

ます。それは、役場の課内で自分のかかわる業務についての進捗なり、過去から前年踏襲でやってきたことの見直しのいいものであると、そういうツールとしてはいいものだと思っていましたし、それを例えば議会で予算、決算審査の際にも使えるものだと思いますし、そういった共通のものがあればいいと思っていました。やめますけれども、そういったものが例えば上位に行政の政策評価があつて、ないしは今タイムリーな地方版総合戦略のPDCAサイクルのツールみたいなことがあつて、下のほうのところに事務事業があるということでは決してないのですよということを言いたい。ふだんの業務では、本来各課それぞれが持っている事業の進捗に関しては、それぞれ事務事業をきちんと検証、評価をして、それを次に予算へ反映していくとか、次につないでいくということは絶対必要なことであつて、それはそれで進めながら、もう一つは地方版総合戦略、当然交付金もあるし、結果もチェックされるし、そのときにKPIというのも出てきますが、そういったこともあるので、今回政策評価の見直し、行政評価の見直しの際に同じものとして進めていくと、こういう理解でいいのですか。この2つなのです。そのほうがわかりやすいのではないですかと言いたいのですけれども。

○佐藤委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

まず、行政評価のこの取り組み、話を再度申し上げますが、今までも行政評価はやってきたのですが、今後まとめについては行政評価の対象事業を地方創生の事業に当面は絞ってやっていくと。地方創生における評価と従来からやってきた行政評価というのは基本的にはイコールであるというのが1つ。

それから、同時に事務事業評価も過去からやってきて、事務事業評価の場合には地方創生の事業だけを対象にするわけではなく、全ての200近い事業を対象にして今後も継続してやっていく。それは、評価の翌年度の予算に反映できるように課内査定の中でそこを意識をしてやっていくということですので、事務事業評価も当然重要な評価事業として並行してやっていくということになります。

以上です。

○佐藤委員長 これより休憩に入ります。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

42ページ、43ページについて質疑を受けます。

○森委員 私は、行政不服審査会委員報酬についてお伺いしたいと思います。

この行政不服審査会については先般の審議の中で行政不服審査会条例が一応制定されたということで、新たに設けられた報酬だと思っておりますが、それで金額が4万円ということで、これ5人以内の委員を委嘱すると。恐らくこの報酬については町内から選出される委員を想定されていると思うのですが、たしか条例の審議の際に専門的知見を有する場合もあり得ると、専門的知見を有する委員を活用する場合もあり得るといような議論がたしかあったと思うのですが、その場合は多分この金額というか、想定されている報酬では処理できない部分もあるのかなと思うのですが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

予算計上しています金額は、委員5名で4,000円の2回分ということで4万円の計上させていただきました。当初町内の委員ということで想定しておりましたが、議案の審議の中でもご意見もいただいているところがございますので、今後委員の委嘱については改めて検討していきたいというふうに思いますが、もしかしたら不足するケースも出てくるかもしれませんが、1回目は、委嘱するときには集まるようなことがあったりしても、それを件数が、年間、あるものでもないというふうにこれまでの例から判断をしております、その意によりましては不足する場合がありますり、もしくは費用弁償等にも影響してくるかもしれませんが、それは委員によりまして予算のほうの調整は、予算というか、補正等で対応していただければというふうに思っております。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に44ページ、45ページ、諸費の続きと防災諸費について質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次のページに移ります。

46ページ、47ページ、防災諸費の続きと財産管理費について質疑を受けます。

○森委員 私公共施設管理事業指定管理者施設についてお伺いいたします。

近年コンビニ強盗ですとか、夜間に無人になるような施設でいろいろな事件、学校なんかもそうだと思うのですが、事件が発生しておりますけれども、その際解決の糸口になるというのが防犯システムであろうかと思っております。町内にある指定管理者施設といいますか、公共施設の防犯警備のシステム状況がどうなっているかという実態まずお聞きしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

公共施設内で、駐車場ですとか施設内につきまして、現状では防犯に対するシステム的なものはない状況でございます、施設によっては……

○佐藤委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 済みません。施設の内部につきましては、セコムですとか、そういう防犯のシステム入っているのですが、例えば駐車場ですとか施設の周りになりますと、そういう防犯のシステムにつきましては現在はない状況でございます。

○森委員 たしか近年といいますか、犯罪、最近ですけれども、公共施設でたしか窃盗犯罪が発生したという事例があるというようなことを聞いているのです。それで、施設によっては建物内部についての警備システムある程度そろっているということですが、外部といいますか、よく道路なんかでもNシステムというのですか、要はカメラで監視するシステムがあることによって犯罪の解決につながっているという事例があると思いますので、公共施設でも駐車場等広く持っているようなところには防犯警備といいますか、防犯カメラ的な設備があってもいいのかなど。近年ですと、常時監視しなくても定時的な撮影が可能なシステムもあると思うのですが、その辺を検討する考えがないかどうかお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

駐車場等の監視システムにつきましては、以前業者等も含めてどのぐらい経費がかかるのかということで相談をしたことがあるのですが、結構高額で、それがずっと続くという状況でございまして、今委員おっしゃったとおり、駐車場内でのそういう窃盗もありますので、今検討しているのはカメラ自体を購入して、それに期間は余り、日数はないのですが、ハードディスクで映像を保存できるようなものは割と安価に物が買えたり、もちろん電気とかの工事費は別にかかってきますけれども、カメラを設置して、例えば24時間カメラ作動中ですとか、そういう表記をすることによって予防にもつながるのかなというふうに思っております、そちらのほうで今物をどういうものがあるか検討しているところでございまして、平成28年度予算には特に計上はしていないのですが、毎年のように、例えば北の湖記念館、あのような駐車場ではそういうこともありますので、適当なものがあるかないか確認しながら設置に向けては検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○菊地委員 このページでコミュニティーFM放送局の事業負担金の内訳の中で中継局の経費の中のプラットフォーム設置工事費ということでありますけれども、これはどういう工事だったのか、当初から考えられなかったのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

それと、昨年コミュニティーFMのアンケート調査をしたと思いますけれども、その結果がわかれば教えてほしいのとそれ踏まえて何か取り組みをする予定があるのかどうか、それをお聞きしたいというふうに思います。

あと、もう一つ、次のページにも係るかもしれませんが、LEDの照明導入調査と街路灯の借り上げの部分です。これの具体的な内容をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、中継局のプラットホームに関する予算の内容ですが、これは停電が起きたときに発電機を持って行って、電気を供給するようになっています。それで、発電機を設置する場所、中継局の電柱立てる段階ではそこまで細かい精査していなかったのですが、実際立ててみて、ちょっと傾斜のあるところに立てているものですから、発電機を置く場所が確保できないことから、中継局の鉄塔につける発電機を置くための台をつける工事でございます。

それから、アンケート調査を実施をしております、昨年の12月に実施しました。なかなか件数が、回答数が非常に少なかったということで、77件だったのです。これ自体がまだこの地域のコミュニティーFM自体の浸透が図られていないのかなというふうに認識しております、ことしもイベント等でPR、雪合戦のときもPRもしたのですが、もっとコミュニティーFMの浸透が図れるような活動を今後も引き続きやっていきたいというふうに思っているのと、あとアンケートの内容ではやはり聞きづらいという回答も中にはありますので、そういう部分で改めて状況等の把握に努めてまいりたいなというふうに思っております。

それから、LEDの導入の関係ですが、これは町が設置をして、自治会が管理している街路灯と、あと町が直接管理している街路灯につきましてはほとんどが水銀灯の街路灯を使っておりまして、水銀灯自体が2020年で製造中止になるということから、今回、それと電気料が高騰しております、自治会や連合自治会ですとか、また自治会長会議の中でも電気料の高騰についてはご相談を受けているところでございまして、先ほど言った街路灯全体で約450基あるのですが、小さくて電気のかからない街路灯も中にはありますので、現状では430基程度を一遍に1年の中でLEDに入れかえるということをしたいという内容でございます。これ環境省の補助金を使いますが、まず調査事業というのを行います。これは、どこにどういう街路灯があるかということと取りかえる工事に向けての計画書を作成する調査でございまして、その調査を行った後に工事を行うのですが、その工事につきましては、町が実施するのではなくて、リース会社を中心にしまして工事を行うこととなります。リース会社がこの環境省の補助金をもらって実施をしますが、リース会社が工事を実施しまして、町が10年間リース会社から街路灯をリースするというやり方でございます。ですので、調査のお金800万円というのと、これは町が直接発注しますが、800万円というのと、あと街路灯の部分では借り上げ料として、年度末というか、最初調査事業やってからの工事になりますので、後半4カ月分だったと思いますが、一応予算上は4カ月分の借り上げ料を見ているものでございます。

以上でございます。

○菊地委員 もうちょっとLEDの部分で具体的に聞きたいというふうに思いますけれども、前回の説明では445基を430基まで減らすということでありましたけれども、自治会で管理しているのが411と、あと含めてもろもろ管理しているところありますけれども、具体的にどこがどのぐらい減るといふところはわかれば教えてほしいのと、あと事業効果ということでやっぱり電気料が削減されるのかなというふうに思います。どのぐらい具体的に値段がここまで下がるところでわかればお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

私の説明の至らなかつたところもあるかなというふうに思いますが、445基を430基に減らすのではなくて、445基のうちLEDにかえなくても今すごく小さな電気で間に合っている部分がありますので、それについてはLEDには変えないということで、そのうち水銀灯での電気で街路灯の430基を行うということでございます。

あと、電気料につきましては平成27年度、建部自治会のご協力いただきまして、2カ所だけLEDに同じように変更したものがございます。その電気料を見ますと約3分の1から2分の1程度でございまして、実際に同じ補助事業を使ってLEDにたくさんの数をかえたところに聞きますと、やはり半分程度ぐらいには電気料が下がるということ聞いております。

○菊地委員 そうすると、次のページになるのでしょうか、街路灯運営事業補助金ということで、これが300万というふうになるのでしょうか。

○総務課長 自治会に対する補助金の額だと思うのですが、その補助金につきましては前年の、年2回補助金出しているのですけれども、それまでにかかった電気料に対して補助を出しておりますので、多分平成28年度に、後半には全部でき上がるかなと思うのですが、28年度の補助金としてはほとんどその前の27年度の改修前の金額で補助出すこととなりますので、その補助金の金額としましては昨年、27年度と同額でございまして、それが下がるのは29年度以降になる見込みでございます。

○長内委員 2点質問いたします。

コミュニティーFM放送局事業負担金の部分の中で、先ほどの菊地委員とのやりとりの中でおおむね理解をさせていただきましたが、指摘といたしますか、実態としてちょっと聞く機会があったものですから、確認でお伺いしたいのですが、先ほどの質疑の中でも地域によって難聴というのですか、要するに聞きづらい地域があるというような答弁をされておりましたけれども、壮瞥温泉地区、洞爺湖温泉地区で聞きづらいというふうなお話を聞く機会があったのですが、現状としてはどのように認識されているかお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

壮瞥温泉、それから洞爺湖温泉地区につきましては、ウィンザーホテルの上の放送設備から電波出ておりますので、比較的電波届きやすいのかなというふうに思うのですが、後ろに有珠山がありますので、場所によっては聞きづらい場所もあるかもしれないのですが、

設置する前の調査の中では壮瞥温泉、洞爺湖温泉は全体的に聞きやすい状況で、家の場所であったり、例えば聞く部屋によっては聞きづらい場所はもしかしたら中にはあるかもしれませんが、そこまで詳しくは調べておりません。

○長内委員 多分個別といいますか、壮瞥温泉、洞爺湖温泉地区で聞く場所によってはもしくは差異なのかなというふうに今答弁を聞いて思っているのですが、ただ防災の部分も考えたときに、そこに住まわれている一般の住民はもちろんだと思いますが、同時に観光客もたくさん訪れる地域でもございますから、場所によって聞きづらいという部分が、多分そうやって言われることは相当聞きづらいのだろうなと私もちょっと認識したものですから、お聞きしたのですけれども、そういう部分では特に防災上の中ではちょっと重要なのかなと思っていますので、局地的に聞きづらいのがどの程度あるのかももし可能であれば調査していただくことができたらと思っています。

それから、もう一点、先ほど一緒に質問すればよかったのですが、公共施設管理事業の農村環境改善センター改修事業5,050万、大きなお金かけて改善センターの改修、床ですとか屋根ですか、その辺を改修するというところでございますが、その時期と工事期間をどのように計画されているかお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

壮瞥温泉、洞爺湖温泉、特に有珠山に近い場所ではありますので、こちらでも例えば車で走りながらですとか、実際にラジオを持って回るのでありますが、ほとんど外では聞こえるのです。ほとんどといいますか、間違いなく聞こえると思います。ただ、家の中になったときに、先ほどもちょっと言ったのですが、聞く場所によって、茶の間の場所であったり、家の中の状況に応じて聞きづらいという部分もあるので、ちょっとそこまで具体的に調査ができるかどうかわかりませんが、ただできるだけ聞きづらい状況は排除していきたいというふう思いますし、これまでも広報等でご案内はしているのですが、何か工夫することによって聞くことができるのであれば、そういう周知やPRもしていきたいというふうに思っております。

それから、改善センターの関係ですが、時期的なものですけれども、現在青少年会館の機能移転の関係で、実際今農村環境改善センターがいろんな合宿等で使われていたり、地域の方にも使われておりますので、できるだけ繁忙期といいますか、使われている時期は外したいというのが1点と、あともう一つは財源としてスポーツ振興くじの助成金ですとか地域づくり交付金を今充当を予定しておりますので、その辺の補助決定の関係も出てくるのかなというふうには思っております。今の段階でどの時期ということは明確にはちょっと答えられないのですが、そういう部分を加味しながらできるだけ住民の利用を邪魔しないように整備はしていきたいというふうに思っております。

○長内委員 1点目については理解しました。調査可能であればしていただいて、また個別の要するに対応で受診状況をよくするような手段もありましたら、住民のほうに通知をしていただくことができたらお願いしたいなと思います。

それから、農村環境改善センターの改修工事については理解しました。同時に今地域の公共施設の再編といいますか、検討会議が久保内地域のほうでも検討されて、2回ほど開催されておりますが、その議論の進捗状況というのでしょうか、内容等も含めて、その辺との整合性はどのように考えられているかお伺いしておきたいと思います。

○佐藤委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時34分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画調整課長 久保内地区の公共施設機能検討委員会のほうは企画調整課のほうで所管しておりますので、私のほうからご答弁いたします。

2回ほど皆さんで集まって議論する場を設けまして、前回の会議で各団体から利用規模のご意見の聴取を図ったところです。現在企画調整課のほうでその割り振り案といいたいでしょうか、そういったものを今つくっているところでして、いずれにしても個別に各団体のほうに調整を図って行って、できれば四、五月ぐらいにはある程度調整案みたいなものをまとめたいというふうに考えてございます。そういう行程もございますので、その中で久保内改善センターの工事は今年度先行してやるということで皆さんにご説明してましたから、そのときに使えなくなる数カ月間をどうするかということの調整も図ることは可能なのかなというふうには考えております。まだ具体的にいつからという工事ではありませんが、そこら辺の2つの取り組みというか、事業をうまく調整を図りながら、ご不便というか、ご迷惑を、住民の皆さんのご利用に影響を及ぼさないように配慮して進めてまいりたいというふうに考えております。

○高井委員 私は財産管理のLEDの照明の関係で聞きたいと思うのですが、一応リース料が組まれているということは民間業者の人は総体の事業費が幾らで、幾らの補助をもらうのかということと、あと10年間リースということなのですか、最後は無償譲渡ということなのか、それと故障等のメンテナンスというのはどういう内容まで入っているのかについてお聞きしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

工事に係る補助金というのは実施するリース会社等に入りますが、取りつけ工事費に係る補助金になるのです。だから、部品ですとか、そういうものは対象にならないということで、過去に補助金を使って実施したところを参考にすると、実際工事費の10分の1程度が補助金として、10分の1ぐらいの額になるのではないかと考えております。

それから、10年リースということで、10年後は無償譲渡ということで町の財産になります。

それから、その間のメンテにつきましては、物自体は全く町のものではありませんので、100%リース会社のメンテの費用ということで、町としてはリース料金だけの支出になります。

ます。

以上です。

○加藤委員 私は、公共施設管理事業の修繕料について伺いたいと思います。

この修繕料の内容については140万の予算が組まれていますけれども、その中で久保内ふれあいセンターの手すりとか、またはゆーあいの家の畳の張りかえ、またそのほかに小さな修繕ということで80万計上されております。この内容について、まず1点目、伺いたいのと、もう一つ森と木の里センター階段改修工事365万うたっていますけれども、要するに昨年この活用、実態というものがちょっとわかればお伺いしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

その他小破修繕で予算的には80万見ておりますが、具体的には今これというのはないので、年度内において指定管理者が管理している施設の中で設備ですとか壊れたものについてを直すこととなります。指定管理の中で幾ら以上とか協定は結んではいるのですが、結構老朽化というか、経年たっている施設が多いので、そういうものが出てきたときには指定管理者と協議をしながら町がもつのか、または指定管理の中でやるのか、その辺はお互い協議をしながらやっているところがございます、平成28年度もそういう事例が出てきたときの予算として計上させてもらっているものでございます。

それから、森と木の里の関係でございますが、一昨年ぐらいだったと思うのですが、この地域全体がアニメに登場する場所で紹介されたのをきっかけに結構そういうのが好きな方々が訪れるようになりまして、ニーズ的には……数字的なものは、済みません、ちょっと持ってきてはいなかったのですが、一昨年に比べて、去年もそうですし、25年度に比べますと26年度にぐっとふえて、27年度も非常にふえている状況でございます、バンガローと、あとセンターのほうと、あとあそこに天文台がありまして、天文台もアニメの中で紹介されているのもあって、宿泊しながら利用されている客が大幅に増加している状況でございます。ちょっと済みません、細かい数字持ってきていなかったのですが、利用者としては最近ふえてきている状況にあります。

○加藤委員 理解させていただきました。

最後のほうの森と木のセンターのほうの宿泊施設、バンガローとか、そういう活用というのはやはり昨年は今の課長の答弁では結構伸びたという形で理解させていただいてよろしいのか、あとその施設、バンガローとか、ありますね、宿泊施設。それが利用度がアニメとか、そういうもののPRで頻度が高くなったというふうに理解させていただければ、この辺について、少し老朽化している部分が、話聞いたことあるのですけれども、老朽化に対する対応というのは今後どのように考えているのかをお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

利用者は、間違いなくふえております。施設の維持管理という部分では、平成27年度は各バンガローとセンターの内部の改修をしました。ブラインドですとか窓ですとか、利用

するのに支障のある部分は今年度、27年度やりまして、あと屋根ですとか外壁のほうも結構古くはなってきたておりますので、ただ一遍になかなか予算措置できない部分もあります。計画的に外観も含めて改修はしていきたいというふうに思っております。

○松本議長 同僚委員と重なりますけれども、確認も含めてお伺いします。

まず、LEDに関してであります。次ページにもまたがっておりますけれども、LEDの導入事業については賛成するものでありますし、進めていただきたいと思っておりますが、細かい数字の話で恐縮でありますけれども、リース料を払って、民間が行う工事を割安で10年間払いながら、年間でいうと480万という数字になるかと思っておりますけれども、今回は4カ月分で160万、非常にお得感がある数字かなと思って、聞いておりました。ただ、47ページのほうの調査委託で800万、先ほどから総務課長がぱっと答弁しておりましたけれども、445基あって、430基を直すと。その場所も中身も頭に周知されているのだろうと思って、聞きますが、調査に800万かけて計画をつくるという話であります。補助もらう都合もあるのでしょうかけれども、場所も地域も、例えば設置年度も含めて、全部入れかえてしまうのだから、老朽化度合い含める調査も必要なのかどうか余りわかりませんが、その800万妥当なのかなという懸念がございまして、どんな中身を調査するのか、ないしは行政が持っている情報で十分対応できるのではないかなんて素人は感じるのですが、それはいかがでしょうか。

もう一つ、公共施設の管理のほうに入りますが、仲洞爺キャンプ場もLEDにかえるのです。11基300万だと思っておりますけれども、工事費の、間違ったごめんなさい。これは、その中に入ることができなかつたのか。リースを組めば430基で480万で済むわけですから、10年間かかりますけれども、入れてしまったほうが財政支出の平準化からすればお得だったのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

次に、北の湖記念館の修繕工事180万が計上されております。多分小破修繕等なのかもしれないけれども、27年の11月に地方創生の交付金絡みでリニューアルの予算がつきました。来客を拡大のためのリニューアルのための調査、設計委託をしてあります。これに関しては森委員が3月定例で一般質問をされておまして、そのやりとりを聞いておりますので、おおむね議論はわかります。考え方もわかりましたけれども、私も森委員の意見に強く賛成するわけですが、たまたまといいますか、今回北の湖理事長が亡くなられたということで、それを、表現は変ですが、これを機会に施設の性格をもうちょっと強調するなり、色を明確にするなりすべきであろうと。要するに北の湖の記念する、後世に伝えていく施設としての色合いを強くすべきだろう。もう一つは、これも受け売りですが、森委員の指摘のあった相撲という日本独自の古来の文化をインバウンドを含めた国内外の皆さんにも発信するものにすべきだ。小さい町ではあります。それはやれる地域なのだろうと、オンリーワンですから、北の湖はここにしかない、相撲は全国にありますけれども。そういった意味では、大鵬の弟子屈と千代の富士、千代の山の福島町との連携もおもしろいだろうし、もっといいのは相撲博物館との連携といいますか、それ

も十分考慮、配慮、そういった調整をしていただきたいなと感じて、その議論聞いておりました。そして……そんなことを思っていたのです。

もう一つついでに言いますと、これは余計といったら余計ですけども、森委員余り大きな声で言わなかったけれども、北の湖温泉という話をちょっと自重しながらしゃべっていたけれども、これだってすばらしいと私は思って、聞いていた。北の湖温泉、ゆーあいの家の名前がずっと浸透しているのはわかります。だけれども、北の湖温泉ゆーあいの家、ぱっちりではないですか、この語呂合わせ。これも、別に私が決めることでも、森委員が言うことでもないけれども、そういうアイデアもぜひ酌みしてほしい。

そこでですけども、委託してあります設計が上がってきますけれども、ごめんなさい、今さらですが、どういう業者さんがどのような要請を受けてやっているのか、その際にどんな発注、仕様書といたしますか、細かい話はいいのです、しているのかなというのが1つ。

もう一つは、それが上がった時点でいわゆる、どなたかわかりませんが、役場庁内もそうだし、地域に住んでいる北の湖にかかわる方、後援会もそうでしょうけれども、そういった方たちの意見聴取した上で整理していくのかと。実際の具体的な工事といたしますか、展示の入れかえといたしますか、その確認を、一般質問とダブるかもしれませんが、確認したかったです。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

たくさんあって、漏れないようにしたいと思いますが、まずLEDの調査の800万の関係でございますが、これ議長のおっしゃったとおりなのですが、補助金もらうに当たってはセットになっていまして、何をするかというと、どこにどういう街路灯があって、どこをどういうふうにLEDにかえていくかというのが1つと、もう一つは現在結構古い段階で図面に落とした手書きの台帳で管理をしているのですが、例えば写したときに一回書き忘れるとそのままわからないような状態が今手元にありまして、さっきの本数も、街路灯の数も自治会からの補助金の請求書をまた洗い出したりしながら本数書いているのですが、では正確にはわからないところもありまして、そういうものを把握して、工事につなげるのが1点と、もう一つはそういう情報をソフト化して、パソコンの中で全てデータ管理ができるようにもしたいというふうに考えておりまして、その部分を含めて800万という金額で計上させてもらっております。この800万はこの補助金の小規模の自治体の上限額でございますので、持ち出しのない形でそういう整備を、工事に向けた計画と、あと今ある管理の仕方できちんと管理ができるようなソフト使って、ソフトを導入するという部分での計上でございます。

それから、仲洞翁のキャンプ場の中の電灯の関係でございますが、キャンプ場の組合から言われていたのは明るいのは要らないと。今もついているのは電球にかさがついているような暗いものですか、小さな蛍光管のものなのですが、そういうものでもいいということで、今回補助金は、街路灯のLEDの改正なので、それになじまないということと、もともと明るさを求めていないというか、グレードアップは求めていなくて、小さなもの

でいいということでしたので、この補助金にはなじまないということで補助金には入れておりません。単独でやりたいというふうに思っております。

それから、北の湖記念館の関係ですが、一般質問で森委員とも話をしている中で答弁もさせてもらったというふうに思うのですが、委託の中でどういう業者にとということとどういう内容でということだったというふうに思いますけれども、今の北の湖記念館の、もともとというか、この施設のコンセプトは壮瞥町にありますこれまでの歴史で貴重な資料を後世に伝えていくものだと思います。その一つが北の湖であり、郷土史料、開拓当時の資料であったり、火山の資料であったりというもので、そのコンセプトは変えないで今後ずっといくのかなというふうに思っておりますが、ただその中で北の湖という部分にクローズアップしたときには、例えば展示方法も今ばらばらば展示なのですが、例えば先ほど色を明確にという言葉もありましたが、相撲の文化から始まって、北の湖を紹介して、その北の湖が生まれ育った壮瞥町というような、そういうストーリーをつくって展示することによって、もっとうまい展示の仕方ができるのかなというふうに思っております。委託の中ではそういう施設の今ある設置したコンセプトと今後どういう展示の変え方をしていくかという考え方も含めて基本方針を決めて、そういう機能構成を考えたり、また具体的な展示の方法ですとか空間の利用を考えるということで、考えるというか、提案をいただくということで業者に委託しておりますし、その業者の委託先につきましても、例えばこの壁は撤去したほうがいいのか扉はないほうがいいのか、そういうことも含めて提案をいただきたいというふうに思っております。展示だけができる業者ではなくて、展示も施設の設計的なものも考えられるような業者を指名して、入札をさせていただきます。

以上だったかなというふうに思います。

○松本議長 いつごろ上がって、それを課なのか町なのか、あるいは住民代表の方なのか、そういった協議、すり合わせを行う必要があるのではないかと考えていますけれども、その時期があれば、わかればお伺いしたい。

○総務課長 済みません。漏れていました。委託の成果につきましては3月中に出てくる内容になっておりまして、これまでも協議を進めながらやっているのですが、結果出てきてから何をどこまでやるのかとか、その中では、今回例えばここまでやっても将来的にはこういうことも考えたほうがいいのかというふうな提案も中に入れてもらう予定にしております。どのぐらいの規模でどういうふうにするかというのは今後考えていかなければならないというふうに思っておりますが、町内にも郷土史料の友の会ですとか北の湖の後援会現在ございますので、町単独ではなくて、そういう友の会や後援会の意見をいただきながら進めていきたいというふうに思っておりますし、その検討につきましては28年度内で検討し、できれば29年度の予算の中に間に合うような形で検討ができればいいかなというふうに思っております。

○佐藤委員長 46ページと47ページについて、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしということで 48 ページ、49 ページ、前のページの街路灯関連については一部質疑をいたしましたけれども、そのほかでありましたらお願いします。

○菊地委員 街路灯の質問はだめでしょうか。いいでしょうか。

○佐藤委員長 はい。

○菊地委員 先ほど勢い余ってこのページの街路灯の運営事業補助金のことについて質問しましたけれども、質問の仕方が悪かったので、もう一度質問しますけれども、この補助金の今回の 600 万の中身と今後来年度からどういう推移になっていくのかお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 この補助金の内容でございますが、平成 27 年度の実績に基づきまして計上させていただいておりますが、平成 27 年度の実績でいきますと、実績で上期と下期で補助金を出しているのですが、上期については電気料の 8 割ということと、下期につきましては連合自治会や自治会長会議でもご要望いただいております、行って、あと基準も昨年の 4 月、補助金の支出の基準もつくったわけなのですが、下期につきましては 8 割を超えて補助するような形にしております、最終的には電気料が上がる前に自治会が負担していた額と同等ぐらいの負担になるような形で補助金を出しております。その分合わせた部分で 600 万という計上をしております。

〔「今後の推移」と言う人あり〕

○総務課長 失礼。今後の推移でございますが、現在町で補助金負担しているのは 600 万程度になりますが、電気料自体が約半分になる予定でございますので、補助金自体もほぼ半分ぐらいにはなるのかなというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、ただいまより昼食休憩といたします。午後の開会は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

50 ページ、51 ページ、項 2 財政費、目 1 の財政管理費について質疑を受けます。

○森委員 財政一般事務経費のうち公共施設等総合管理計画作成支援委託料、この事業の目的と内容についてお聞きしたいと思います。

それとあわせて、次に仲洞爺簡易郵便局運営事業なのですが、この事業について、たしか昨年から事情があって、事業が、施設が休止していると思ったのですが、事業継続に問題ないのかどうかという部分についてお伺いします。

○税務財政課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の公共施設等総合管理計画の目的と内容ですけれども、目的といたしましては、人口減少ですとか少子高齢化等によりまして公共施設等の利用需要が変化していくことが今後予想されることを踏まえまして、公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新ですとか統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、または平準化するとともに、公共施設等の最適化を実現することを目的に策定するものでございます。内容といたしましては、総務省から通知が26年4月に来ておりまして、この計画として位置づけるためには最低限5点の項目を記載することとされておまして、まず1点目が公共施設等の全体を対象として計画を策定することということで、公共施設といえますと箱物もありますけれども、道路や橋のインフラ関係も全部含めてこの計画には盛り込むこととなっております。それから、計画期間が10年以上であることが求められております。それから、3点目は総人口や年代別の人口についての今後の見通しが記載されていること、それから全町的な取り組み体制の構築、それから情報管理、共有方策が記載されていること、それから5点目、最後ですけれども、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方、個別の考え方は載せなくてもいいのですけれども、総合的な基本的な考え方を記載することとなっております。

それから、2点目の仲洞爺郵便局の関係ですけれども、昨年9月14日から休止させていただいておりますが、1月末まで休止しておりましたが、2月1日から再開をしております。今後継続して運営していく予定でございます。

以上でございます。

○森委員 それで、1点、まず公共施設等総合管理計画、これ箱物とインフラという答弁だったのですが、インフラ関係でいえば例えば今まで道路台帳なんかがあったと思うのですが、これはこれとはまた別なものということでよろしいのかどうか。

○税務財政課長 ご答弁申し上げます。

道路台帳ですとか建物台帳ですとかありますけれども、それとはまた別でありまして、この計画につきましてはそれらの台帳をもととして固定資産台帳を平成27年度に今つくっているところですが、それらのデータを反映させて、公共施設の総合的な計画を策定するというものでございます。

以上です。

○松本議長 ただいまの森委員の質問に関連で質問をしたいと思っております。

公共施設等総合管理計画の策定、総務省から全国の市町村に対して要請があつて、平成26年4月ですよ。今お話、議論があつたとおりの中身で作成するよ。交付税措置も2分の1されていると。財政的にはいいのでしょうけれども、これそのものは国がある意味全国的に今お話があつたような形の将来の財政負担や人口減少やもろもろの、それから財政の平準化含めて整備しなさいよと、箱物、道路、橋まで含めますよということで10年以上の計画をつくらせるというのはわかるのだけれども、ですがうちの町も国に言われるまでもなくて、人口減少と。これから先の公共施設のありようを役場庁内でプロジェク

トチームをつくって、検討して、公共施設有効活用計画、定住対策とあわせて2大テーマになっていましたが、そういうことをつくっていますよね、自前で。それは、具体的に橋や道路までは入っていないのかもしれませんが、少なくとも箱物についての今後あるべき姿なり、こうすべきだということの結論まで多分導いているのだらうと。プラスそれを建てかえや廃止、統廃合、長寿命化含めて恐らく成文化されているのだらう、これ想像かもしれませんが、思っているのですが、そういったものと、今ご指摘もありましたけれども、道路や橋の管理というのはまた別にやっていると思いますが、合わせわざでそのまんま計画になったりしないのでしょうか。もっと言うと、公共施設等総合管理計画そのものとうちが抱えているというか、持っている、例えば公住もそうですけれども、長寿命化計画というのがあります。それから、もう一つはオリジナルでつくった公共施設の有効活用計画もありますと。その辺の関連はどうなっていくのでしょうかということなのですが。

○税務財政課長　ご答弁申し上げます。

25年度に策定した公共施設有効活用計画ですとか、そういったもろもろの計画との関連ですけれども、もちろん公共施設有効活用計画、あと公営住宅についても長寿命化計画であったり、橋梁の長寿命化計画もありますので、その辺も全部整合性を図りまして計画は策定していきたいと思っておりますけれども、今回つくる公共施設等総合管理計画というのはあくまでも総体的な面からの考え方ですとか指針を定めるものでありまして、個別の建物ですとかインフラですとかにつきましても、個々の計画によって事業を整備なり、長寿命化なりを行っていくものですので、その辺から、合わせわざでできなくはないとは思いますが、その辺の情報を全部集約して、今回の計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○松本議長　上位と下位にある計画ではないのはわかりませんが、国に批判ではなくて、各市町村の財政事情や将来の負担を含めてこういうことをしたほうがいいよと、こういうことをすれというふうなことにも聞こえますけれども、というのもわからぬではないけれども、そんなことは個別具体的に道路や橋や公住や、あと箱物の自前で持っているものについてうちは見直しといいますか、整理をしていると。それがあればというか、それを種本にして、それをいわば理念にして、その上で毎年毎年の事業、予算化をしてくのだというふうに理解しますが、一方で総務省が言ってきたからって総体的な全体像ですとか進め方、基本を示すというのが、それをつくって、総務省に示して、それが何になるのだらうかと。それがなければ個別具体の計画を進めてはいけないのとか、あるいはよくある総合戦略のように、地方版総合戦略をつくらないと交付金が出ませんよみたいなものなら渋々つくりますがという。何でこれを、2分の1財政負担、交付税措置があるといえども、何であるのかなという素朴な疑問があるということです。一方で、具体的な対応策は、うちだけではないでしょうけれども、ほかもちろんと練っているのではないのでしょうか。もっと言ったら、ではそれを整理して、計画とやって、ほかに外部委託しなくても200万出すなら、

これ自前かもしれないけれども、セットで交付になっていますというやり方ではだめなのですか。単純ですか。

○税務財政課長 ご答弁申し上げます。

先ほど申しましたこの計画と位置づけるためには最低5つの条件があるということ説明しましたけれども、そのためもあるのですけれども、ほかにも今まで公共施設につきましては除却する際に起債ができなくて、一般財源で全て見なければならぬということがありましたけれども、この計画に基づいて施設を除却する際には起債ができるということもありまして、この計画をつくらなければ逆に起債ができないというものもありますので、その辺もありまして、全国の市町村に要請されたものでございますので、当町におきまして28年度中に策定したいと考えております。

以上です。

○建設課長 私のほうから今のこの計画に関する現状をちょっとお話しさせていただきます。

道路事業に対しまして、昨今この公共施設等の総合計画が策定されていますかという形を問われているところで、逆にそれがなければ道路事業とかは採択が厳しいよと。まず、要望出す上ではこういう計画をつくっていなかったらできませんというお話をいただいているものですから、今回滝之町中島1号線、今年度予算計上していますけれども、そのときにも事前に協議のときにこういう計画を検討しているのか、つくるのかという形で確認されているという形でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしということで、次のページに移ります。

52ページ、53ページ。質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑なしとします。

続いて、54ページ、55ページについて質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に56ページ、57ページ、戸籍住民基本台帳費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に58ページ、59ページ、選挙費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に60ページ、61ページ、監査委員会費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に62ページ、63ページ、企画費について質疑を受けます。

○森委員 私地域公共交通対策事業のコミュニティタクシー運行維持補助金、運行維持補助金というよりも利用実績と利用している上での改善等の要望があるかないかという部分についてお伺いしたいと思います。

○企画調整課長 コミュニティタクシーの利用実績と改善要望についてご答弁いたします。

まず、利用実績につきましては、平成 26 年度、昨年度 1 年間で延べ 5,706 人のご利用をいただきました。27 年度、今年度については、1 月末の段階で前年度比でプラス 520 人なので、恐らく今のままでいくと六千二、三百名ぐらいの利用になるだろうという、そういう見込みでございます。改善につきましては、当然例えば土日も運行してくれとか、そういうお声はいただくことはいただくのですが、現実にはやっぱり現状の予算の中でできる範囲のことはございます。今までよりは、運行当初よりは細かな要望がだんだん減ってきているかなというふうに思います。町のほうへの直接の声もそうですし、定期的に事業者さんのほうとミーティングを設けています。その中でもそのようなお声があったものですから、来年度については特段の運営の改正というのは行わないで、現状を維持していこうと、そういう予定でございます。

以上です。

○松本議長 ジオパーク推進経費でお伺いします。

まずは、新年度予算のジオパーク推進協議会負担金の 367 万 7,000 円に関してですけれども、今年度のジオパーク推進協議会の取り組む主な事業についてお伺いしたいというのが 1 点。

予算説明で軽く触れておりました火山マイスターの運営、これは毎年でしょうけれども、それから日本ジオパークの再調査があるというふうに聞きましたが、その具体について説明をお願いしたい。

もう一つは、関連しますが、予算計上されていませんけれども、お許しをいただいて質問しますが、27 年に地方創生交付金でジオパーク情報館発信資料作成委託料 500 万計上して、情報館の 2 階のリニューアルというか、情報、資料の整理を行うということ、この前一般質問等でもやりとりがございましたけれども、その進捗を再度確認をしたいと思いますが。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

28 年度の主な事業でございますが……の中の再調査の関係。

〔発言する者あり〕

○総務課長 28 年度のまず再調査のほうは、日本ジオパークの認定の再審査が平成 28 年度行われる予定となっております。今の予定では審査員 2 名が当地に訪問しまして、日本ジオパークとしての審査を行うということで、29 年度に世界ジオパークの審査がまた控えておりますので、その前段で日本ジオパークとしての審査が行われるというような内容になっております。このほかにも基礎的な経費としましては、マイスター制度の運営ですとかガイド活動の支援ですとか、あと食の関連事業としまして、現在も進めておりますけ

れども、大地の恵み、ピザですとかホットサンドの事業を継続したり、それから来年は世界ジオパークの大会がイギリスで行われますので、その参加費用の負担金も中に含まれています。

それから、地方創生の関係は、今年度情報館の2階の火山防災学び館の充実ということでガラスケースをふやして、展示品の充実を図るのにその備品としてケースを買っているのと、あと航空写真を大きくしたものを床に張りつけまして、外から眺められるようにはなっているのですが、上から壮瞥町と有珠山、昭和金山の位置関係がわかるような航空写真を設置をすることで今進めているのと、あと1997年の有珠山噴火と2000年の噴火とそのときの主な出来事を含めた写真集を今つくっておまして、約120ページで3,000部で、でき上がりましたら全戸配布もしたいというふうに思っておりますが、噴火の経験を風化させないために当時の出来事を含めた写真集を今つくっているところでございます。

あと、防災備品の購入につきましては、28年度分を前倒しで地方創生の交付金を使って、一部になりますけれども、購入事業を進めているというところでございます。

○松本議長 防災備品はこちらで。防災備品の購入ってこっちではないのではないですか。いいのですけれども、確認は、それはいいのですけれども、まず来年度、29年度に世界ジオパーク再審査があるので、その事前審査という理解でいいのかもしれないけれども、日本ジオパークの再審査があると。当然2名の審査員の方見えるときにはうちの町のサイト、ないしはうちの町の火山マイスターさん含めた人とのディスカッションだとか、そういった体制だとか全部評価されるのでしょけれども、うちの事務局が今洞爺湖町にございますが、伊達市や豊浦町、うちの町も含めた役割分担というのでしょうか、連携というのでしょうか、そういった事前の協議なり、取り組みの合意なりとか、そんな話し合いなり、何か必要なのですかどうかというのが1つ。少しだけ関連するのですけれども、実は、先週だったと思いますが、新聞広告、町の広報も入っていましたでしょうか、今たまたま課長がおっしゃったジオパーク、食の恵みのような関連だと思いますけれども、ジオパーク推進協議会事務局から大地の恵みの食の、例えば某レストランのシェフの方が来て、この地域の食材を使ったメニューを提案するだとかというが、そういうカリキュラムが何か示してあって、今月ずっと続くのですけれども、言いたかったのは随分年度末に、しかもちょっと人が集まりづらい時期に集中的に、言い方変えると、うがった見方すると、うがり過ぎかもしれません、予算か何か使うためにこの年度末に、昔の公共事業ではないのですけれども、やっているのかなとか、ないしは失礼な言い方するとまた場所が旧洞爺村なのです。旧洞爺村の何とか館、庁舎の跡だと思うのですけれども、果たして大きなジオパーク推進協議会の地域でいってあそこが適切かという気はする。それ伊達でなければだめだとも言っていませんし、壮瞥だと我田引水で言う気もないのだけれども、そういった場所の選定って事務局が洞爺湖町だからって洞爺湖町にしなければいけない理由があるのでしょうか。ないしは、もう少し、壮瞥もそうですけれども、広く集まりやすいもの、中身結構、だってウィンザーホテルの料理長見えるのです。そういうことをおもしろいなと思

う人はほかにもいるのではないかなと思しながら、当たったのですけれども、数少ないステーキに当たったものだから、そんなに人気ないのかと思ったりしたので、もう少し広く、一般の人がかかわりやすいテーマのジオパークにつながっていることなので、そういったことを協議会でも配慮されたいかと思しながら質問しているのですけれども、よろしく。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

さっきの、済みません、防災備品の関係はジオパークとはちょっと別で、防災の絡みで、補助金は地方創生の補助金使いましたが、これは関係ないということで、済みませんでした。

あと、再審査のときの役割分担ですが、前回のときもそうですが、4市町集まって、それぞれ役割分担しながら、また火山マイスターですとか民間レベルでのご協力もいただきながら進めておりました、多分ことしも、まだそういう打ち合わせまではしておりませんが、今回もそういうやり方していくのかなというふうには思っております。

それから、この地域たくさんの食材があって、大地の恵みとしていろんな活用ができるのではないかという取り組みはジオパークの中で取り組みをしているところがございますが、年度末にということですが、年内通していろんな事業しております、シェフを招いた講習会ですとか、伊達でやったり、豊浦でやったり、うちでも、2月だったと思うのですけれども、それは薬膳料理と絡めた、それも地域の食材を使ってということで壮警町の保健センターでもやりましたし、各4市町の中でいろんな事業やっております、たまたま今年年度末にあるやつは旧洞爺村の施設を使ってやるということになっておりますので、取り組みとしては年中通していろんな取り組みをしているということでご理解いただければというふうに思います。

○佐藤委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次のページ、64ページ、65ページ、企画費の続きについて質疑を受けます。

○加藤委員 私は、企画調整用務経費につきましてのふるさと納税特産品の500万についてお伺いしたいと思います。

この件につきましては返礼品に対する500万ということで計上していると思っておりますが、28年度、どのような取り組みでまた返礼品の向上に向けて目指していくのかをお伺いしたいのと、またこの特産品の種類、今返礼品として種類どのような種類が、数、あるのかお伺いしたいのと……まずとりあえずそれだけお伺いしたいと思います。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

まず、予算化しているその500万については、おっしゃるとおり、返礼品に充てるための経費でございます。

それから、ちょっと順番変わりますが、返礼品の種類に関して言いますと、大きく分け

ると果樹、それから米、それとあとセット商品といいたいでしょうか、季節ごとに定期的に物を贈るだとか、あるいはいろいろなものの詰め合わせだったりというものと、あとは加工品ということになります。実は昨年12月に制度改正して、事業者さんもちょっとふやして、参加していただいて、納税額のほうもふえたのですが、その時期にやったものですから、実は果樹というのはほぼリンゴです。それ以外のものは現状ではまだ……メロンですか、メロン2玉入りというのがありますが、ほぼリンゴという状況です。

戻りまして、では今後の拡大に関してということなのですが、昨年12月、ことしの1月の状況を見ますと、特に果樹の返礼品があればその分がすぐ納税になって、品切れになる、それを繰り返していました。今後の納税額の拡大に向けてということになりますと、やはり返礼品のメニューであったり、供給量であったり、そこが多分一番の問題というか、課題になるのかなというふうに想定をしています。それで、今回は道の駅を含めて6事業者さんにご参画をいただいて、事業を改正後スタートしましたが、来年度はできれば事業者さんにももっともっと参画していただきたいし、供給量もできればふやしていただきたいという思いがあるので、一応今の予定では3月ないし4月ぐらいに改めてまたお声がけをして、説明会を開催する予定です。そこで事業の趣旨をご理解いただいて、参画をいただく。当然それは、今もなおずっと継続している事業ですから、秋、冬のリンゴに限らず、その他の果樹なんかも出していただけるなら、それが一番ありがたいだろうと思います。あわせて、農産品が人気があることは事実なのですが、できれば、町のPRという趣旨もあるので、観光に関係する商品、例えばリンゴ狩りつきの宿泊パックとか、例えばですけども、何らかの形で観光であったり、あるいは今特産品の開発に一生懸命取り組んでいただいていますので、そういう特産品だとか、そういう選択の幅というか、返礼品の幅をふやすことでふるさと納税額の拡大を図っていくということを現在は考えているということです。

以上です。

○松本議長 私は、行政システム運営管理事業に関係して質問いたします。

マイナンバーにかかわって、中間サーバープラットフォーム利用負担金が142万6,000円で計上されております。マイナンバー制度導入に伴う中間サーバープラットフォーム、これセキュリティなんでしょうか、システムとして必要なんでしょうか、そういったもので142万6,000円は全部国庫補助、100%国庫補助ということで手出しはなしと。非常に財政的にはよく聞こえるのでありますが、全国で進められていることだと思いますが、そもそも中間サーバープラットフォーム、仕組み知らないで私無知でしゃべっていますが、ちょっと調べますと地方公共団体情報システム機構というのがあって、そこが全国の、そこがメインになって、システム構築とそれを発注して、作成して、その中間サーバープラットフォームに皆さんが登録するという形になると思うのですが、地方公共団体情報システム機構がいわゆる発注した中間サーバープラットフォームシステム開発料というのは199億もすると。これは、NECが落札していると。国家的なプロジェクトみたいなもので動いてい

るようだというのがわかるのですけれども、別にそれをここで質問したいなんていう気は持っていないのですが、そういうものの中で当然うちがかかわること、中間サーバープラットフォームを利用するのにお金かかるけれども、それも国が見ていると。だから、こんな言い方したら変ですけれども、うちの小さい町の予算に計上してあげることが果たして必要なのかと。100%国が出して、国が進めているマイナンバー制度で、それを外郭機構が、地方公共団体何ちゃら機構というものが事業主体となってシステム発注して動かしている。それを僕らが利用させてもらうのだろうけれども、その費用も国が全部 100%持つのだったら、全部国がおやりになって、別にうちの会計通らなくてもこういう制度になりますよという通知だけでいいのではないかという、そんな素朴な疑問なり、疑問といいますか、思ったりするのですが、ただ一方で全国町・字ファイル使用料、あるいは機械借り上げ料、機械器具等で例のセキュリティー対策で相当なお金がまた出ているというのとあわせて考えますと、片方は自前でお金がかかるのだけれども、片方はかからないから、いいというのではなくて、何か我々みたいな者ではわからない大きな複雑な難しいシステムが動いて、マイナンバーだとか、それに伴うセキュリティー対策だとかというのが先に示されて、当然それに参加しなければこの国としてだめだというような立場に置かれているような気がしてしょうがないのですが、何が聞きたいという話にはなってしまうのですが、仕組みそのものに疑問を勝手に感じているのですが、これを払拭するような説明をいただければありがたいです。要するに国が全部やるならこんなちっちゃい町の会計資料に上げるようなことしなくてもいいのではないですか。どうなのでしょう。それをここがやらなければいけない地方財政のそういう義務や何かがあるのでしょうかねと。これが1つ。済みません。

○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

ちょっとご納得いただける説明ができるかどうかちょっと自信がないのですが、まずその中間サーバープラットフォームというものはそもそもマイナンバーの仕組みの中で必要なものです。各市町村のデータと、それから情報連携というのが来年からスタートしますが、各行政機関間を結ぶネットワーク、その間をつなぐプラットフォームを全国2カ所つくるのですが、その運営費が割り当てられて、各市町村に来るということです。確かにご指摘のとおり、事実上民間団体が運営するのは、国が直営ではないのですが、先ほど来からおっしゃっている地方公共団体情報システム機構というところが運営をするということですので、あくまでも国の総務省直営ではないという、そういう理解で運営負担金を各町が出して、それを国が補助金としてカバーするということにしているのだろうというふうに推測をしています。正直この件につきましては、マイナンバー制度スタートする前からこういう仕組みで運用していきますよと、100%の補助金も負担していきますよというような約束でスタートしておりますので、あえて余り疑問を持たずにその流れに沿ってやってきましたし、恐らくは全国の市町村が同一のルールでやっていると思いますから、今後もこの流れで進んでいくことになるのだろうと、そういうふうに想定をしています。マイナンバ

一に関してはそういう流れでやっていますが、セキュリティーに関して言うと必ずしもやり方が全国同一ではなくて、国が示しているのは最低基準としてこういうところまではやってくださいと。そのプラスアルファの部分とかは当然それぞれの町の努力というか、考え方で進んでいって構わない部分だと思いますし、今回先週の定例会の中でもセキュリティー対策費を補正させていただきましたが、うちの町のレベルでいうと最低限のところを何とかクリアしていこうということなので、今回のような内容になっておりますが、多少自治体間に差があるので、このマイナンバーの制度の運用自体一律でやる部分とは若干毛色が違う部分があるのかなという、そういう理解をしております。

以上でございます。

○松本議長 大体答えも別に想定したわけではないですけれども、それ以外ないだろうと思ってはいるのですが、先ほど言い忘れたのは、これ言ってしまうと嫌らしく聞こえてしまうけれども、ただのものを見せるから、こっちでかかるもの払えと言っているように聞こえてしまうという話をしたかったのです。セキュリティーでどんどん、どんどん金がかかって、後手後手で補正もしなければいけなくて、こんなに出してしまうのだというのが正直本音の感想で持っているものですから、このぐらいただでも当たり前なのだけれども、ここは国が持っていますよと、100%と言われたって、そんなに感謝しないぞという感じはするということ。だから、国が制度として動くことだから、それはそれで仕方ないのでしょうけれども、そういう率直な感想を持ったものだから、だったらそんなものこれに示さなくてもいいのではないですかと個人的には思ったということが1つ、済みません、思いました。

次に、もう一つあったのです。済みません。企画調整用務経費の中でn i t t a nの経費が今回は今まで3市が負担していたものを7つでしたか、町が負担割合で各3万ずつ負担をして、協議会の負担金を払います。それから、ようてい・西いぶり広域連携会議負担金、新たに4万5,000円の、これたしか15市町村の構成という説明聞きましたけれども、端的に、n i t t a nはわかるのですけれども、始まりが新幹線が来るぞということで事前に日胆地区でいろんな協議や下準備や誘致活動もできないかという始まりだと思っておりますが、この3月に来ることが決まった上でことしどのような協議や活動していくのだろうか。前お話あったかもしれませんけれども、確認します。

もう一つは、ようていのほうですが、少しだけ、たしか長万部でしたっけ、ひげ生えた菅原町長さんという方がテレビで映っていたのだけ記憶あるのですけれども、いま一つ我々とようてい地区とのリンクというか、連携というのは余り個人的には感じないわけですが、この15の連携協議というものは、首長間で意思統一があるのかもしれませんが、どんなことを議論していくのかという興味があるのですけれども、わかる範囲で説明をお願いしたい。

○企画調整課長 ご答弁申し上げます。

まず、n i t t a nの新幹線の地域戦略会議の取り組みのほうでございますが、今年度

から今までは4市で負担していて、その他交付金を活用して事業を行っていたところを4市の負担金はそのままで残りの14町村も負担金を求めていくということになって、皆さんの合意のもとで計上させていただいたということでございます。28年度の取り組みでございますが、新幹線は確かに今年度来で函館まで来るのですが、その後のいろんなPRといたしまししょうか、そういったものはまだ継続していくということで、今年度は全体事業費としては大体2,000万ぐらいで、一つはイベント、特に函館とかで開業を記念して28年度に行うイベントへの共同出展ですとか、それから昨年8月に森町と室蘭の間を試験的にクルーズを、将来的な2次交通の手段として育成していくということで試験運行して、モニターツアーをやったりしていたのですが、そういった事業も今後今年度も継続をしていきたいというふうなことであったり、その他旅行エージェントや地域の若い方とタイアップした商品開発ですとか、そういったもろもろの広報宣伝がメインですが、そういった事業に今年度も継続していくと、取り組んでいくという予定でございます。

それから、ようてい・西いぶり広域連携会議の負担金でございますが、昨年8月に喜茂別町長さんの声かけのもとに札幌市南区も含めて15市区町村で会議のほう設置しまして、その負担金も新たに計上させていただきました。当初の話では、当初は皆さん各町の意見交換等の中でいうと大きく2つの意義があって、一つは防災面、後志であれば原発を抱えていますし、胆振であれば火山や津波を抱えている。では、そこが相互に連携をすることでお互いの有事の際の協力体制を組めるのではないかとというふうなことであったり、それからもう一つの柱としては観光。こちらには登別、洞爺の観光圏域があって、向こうにはニセコがあって、さらに将来的には新幹線の倶知安駅もできると。そういったことで、広域的な観光圏域を形成できれば相互の利益が求められるのではないかと、そういうような趣旨でスタートしたものというふうに理解をしています。ただ、振興局単位でいうと札幌、それから後志、それから胆振、正直今までお付き合いのあったところ、濃かった関係とはちょっと言いがたい部分がありまして、今年度もいろんな事前協議を事務方で行ってきたのですが、なかなか具体的などころまで行けていないというのが現状です。したがって、28年度も今後の、先ほどの柱立てに沿って、では具体的にどういう手順でどういう話し合いを進めていこうかということの会議、あるいは調査研究、そういったものが28年度も中心になろうかと思いますが、将来的な目的に沿って、できるだけ早い段階で目に見える活動が関係する皆さん、関係する町の中で報告ができるように担当課としても取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、66ページ、67ページ、企画費の続きについて質疑を受けます。

○長内委員 定住促進・まちづくり推進事業の中身についてちょっと具体的にお話をいた

だきたいと思っているのですが、新規事業として、地域おこし協力隊の協力もいただいた中で行われるのでしょうかけれども、タウンプロモーション事業という部分が表示されております。その辺の中身についてお聞かせいただきたい。

それから、同じく新規事業で定住自立圏にかかわった部分の中で生涯活躍のまち構想とUIターンフェアというのが新たに事業として取り組まれています。その中身についてもお聞かせいただきたいと思います。

○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目のタウンプロモーション事業、聞きなれないお名前かと思いますが、以前にも議員協議会の中でお話をしましたが、背景にありますのは総合戦略の策定業務、策定委員会の中で総合戦略をつくっている際に意見としてやっぱり本町はすごくいい支援がいっぱいあって、いい施策も一生懸命やっていて、だけれどもそれを町外に伝え切れていないのではないですかと、それを伝え切れればもっとこの町に住もうと、あるいは訪れようという人がふえるのではないかと、そんなような意見というか、議論が背景にございました。そこと、たまたまなのではと思うのですが、その道に非常にたけた非常に経験豊富な地域おこし協力隊の方が来られたということで、隊員の方ともこの町の状況等を相談している中で、その方の知識、経験を生かせる、なおかつその方から見てもここが足りないであろうところをじゃあある程度戦略的に町としてやっていこうという背景があって、このタウンプロモーション事業というものを今年度から行うということになりました。実際には地方創生交付金を使って今年度においてウェブサイトは今作り直している最中です。また、先ほど来からお話があった北の湖記念館であり、道の駅であり、いろんな情報発信にかかわるものを統一性を持ってどんどん拡張していこうということを今年度やって、来年度についてはではそういうプロモーション活動におけるツールの充実化を28年度は図ろうと。それらを使って29年度からはどんどん外へ向かって、実際に町を売り込んでいこうと、そんなような3年計画で進めようとしているものです。その流れの中で28年度に行うものとして大きく4つありまして、1つは統一的なブランドイメージの統一デザインというものを官民連携でつくっていこうと。その検討の中で、仮称ですがブランド塾のようなものをつくって、その協力隊の方のノウハウを使って、世に言う、民間企業でいうブランディングの作業というものがどういうものかということと実際にそれに沿って我が町のブランドというものをつくっていこうと。それから、それらに基づくいろんな媒体を整備する。それから、もう一つは、3点目としては将来的なプロモーションに活用していくような基礎になるような映像、画像、それも素人とかが撮ったものではなくて、ちゃんとプロに頼んで、視覚的に全くこの町を知らない人に訴えていけるような、そういう素材を今年度に集めよう。そして、最後は、4点目としてはウェブサイト拡充ということで今年度つくっているウェブサイト、短期間の中でやっているの、まだまだちょっと不備があるものですから、それらをもっともっとメニューというか、コンテンツを拡充していこうと、そんなようなことをこのプロモーション事業の中でやっていきたいと

いうふうに考えております。

それから、もう一点の定住自立圏事業のUIターンフェアの関係でございますが、昨年の8月に室蘭市が単独で札幌市で就職相談会フェアというものを市内の業者さんが札幌へ行ってやったと。それなりに人は来たのですが、どうしても室蘭市だけだと業種も偏ってしまうし、足りない部分もあるし、やっぱりスケールメリットもちょっとちっちゃいと。それでは、西胆振みんなでそれぞれの業者が集まれば、例えば農業もあるでしょうし、漁業という道もあるでしょうし、余計来場者、興味を持たれる方がふやせるのではないかと。そういう目的で室蘭市さんのほうから一緒にやりませんか、というお声かけがありました。今回予算計上するに当たって、町内の大手の事業者さんのほう何軒か回らせていただいて、こういうのやったら参加されますかという意向調査も行ったのですが、やはり今経済情勢がよくなってきていることもあり、かなり採用活動で困られているという実態もわかりました。それで、それらも踏まえて、なおかつ地方創生の交付金もあるということで、そこに片足を置きながら今年度予算計上させていただいて、6市町で、具体的にいつ28年度行うかまでは決まっておりますが、まずはそういった就職相談会みたいなものやってみようということで今回計上させていただいているということでございます。

以上です。

○長内委員 わかりました。さきの議員協議会で説明があったのは、私ちょっと出席できなかったものですから、その辺でちょっと私も理解十分していないので、お聞きしたわけであります。

地域おこし協力隊の方も昨年来られて、そして精力的に地域を歩かれて、いろんな地域の特徴ですとか、住んでいる方、住民との意見交換も含めて地域のことある程度理解された中でことし本格的に力を発揮していただくことになるのかなと思っておりますが、今までもいわゆる情報発信の分野においていろんな取り組みが行われてきたとは思いますが、今答弁の中で幾つか今までの違いという部分も聞かせていただいたところなのですが、やはり壮瞥町は発信力はすごくある地域だと思いますし、いろんな方から壮瞥町はネタがたくさんあると、情報発信のネタ探しには苦労しないという話も聞かれますが、トータルのいわゆる発信力という部分の中では今まで劣ってきた部分は、劣ってきたというか、発信し切れなかった点が多いのかな。それを統合的に発信するという部分に期待を持っているわけですが、もう少し具体的に今までここが弱くて、ではこの部分をどう強くするのだということも含めて。今までとの違い、今までもいろんな部分でお金をかけて発信をしてきたのですが、その辺の対比、今までと比較したときにどうなのかという部分をもう少し伺いできればなと思うのですが、議会でも視察させていただいて、馬路村というところにもちょっとお邪魔をして、お話を聞かせてもらったのですが、ある面で非常に統一感があって、例えば行政と農協のホームページも同じような田舎の言葉を使って、それからユズの商品の字体も含めて、あの字体を見た時点では馬路村を連想するみたいな、そういう発信力を持ったところもあるみたいですね。その辺についての今までの

違いという部分をもう少しお話ししていただければなと思います。

それと、定住自立圏の中で、今説明がありましたけれども、CCRC構想という部分が今検討されている。新聞等でしたでしょうか、伊達市長さんがそのリーダーになってというような部分でちょっと新聞に載っていたの記憶があるのですが、CCRC構想とのこの関連は、2つの、2つというか、特に西胆振生涯活躍のまち構想というのはCCRCという部分も含めての構想なのかどうかという部分もお聞かせをいただきたいと思います。

それからあわせて、以前の質疑の中でもちょっと私もお聞きしたのですが、いわゆる定住自立圏構想の部分の中で計画が議決をして、これから予算化も含め動き出すと思うのですが、予算は当然まだ白紙状態なのかなとは思ってはいるのですが、これは定住自立圏の構想の中で予算化されて、28年度取り組まれるというふうに解釈していいのかなと思うのですが、ほかの部分も含めて、定住自立圏にかかわった予算というのはどの程度あるのかという部分を、企画が多分総体的な定住自立圏の窓口かなと思っているので、お聞きしたいと思うのですが、定住自立圏構想での予算化されているものというのは28年度だとどこの分野に幾らなのか、それ教えてください。

○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の今までの情報発信との違いということでございますが、何分ブランドという雲をつかむような、形としてご説明できない部分なので、わかりづらいとは思いますが、決定的に違うのは、違うというふうにこちらが認識をしているのは、先ほどのご意見にもあったように、統一性というところに非常にこだわっています。どちらかという、今まではあるものがあるがまんまにそのままいろんなところに掲出をしていくというか、露出をさせていくというようなイメージだったのですが、そうではなくて、ですから壮瞥町は何もある、何もある、だからいい町という言い方ではなくて、何か目立つものがあって、そこに全部がひもづいていて、そういうストーリーがこの町にあるのですと、そういう全ての資源の統一感というものをいかに出せるかということが多分ポイントの一つだろうというふうに考えます。例えば現在ウェブサイトをつくっていますが、当初は行政のホームページ、それから移住者用のホームページ、それから観光のホームページ、3つばらばらでスタートしているのですが、協力隊の方の助言もあって、今は3つ一体的に進めています。今月末にはオープンしますが、ごらんになるとわかるのですが、ほぼ同一の様式といいましょうか、イメージで、全くばらばらではないということをあえてイメージづけるような、そういうようなつくり方をしていて、恐らくは来年度の取り組みもそこにこだわりを持ってやっていくだろうということと、もう一つはやっぱり戦略と言いましょか、広める、露出する、見せるではなくて、誰に何を売り込むのかというところのこだわり、特に移住に関して言えば、やはり一番のターゲットは子育て世代でしょうし、であればではその方々に伝えるためのすべであったり、手段であったり、見せ方であったり、情報であったり、そういうものが物すごく出てきて、協力隊の方いわくはやっぱり最初のターゲット設定がちゃんと明確になっていないとただ見せるだけになってしまうから、そこ

の作戦が重要なのですということもレクチャーを受けまして、その辺を、今までも別に作戦がなかったわけではないですが、より際立たせていきたいというふうには考えております。

それから、2点目のCCRCの話でございますが、これ全く生涯活躍のまちとCCRCは同一でございます。当初はCCRCという名称で言っていたのですが、有識者会議ですか、日本版CCRC構想有識者会議という、そこで名称を生涯活躍のまちに変えたということなので、今回のこの事業も全て今後は生涯活躍のまちで統一していくということで、中身は一緒でございます。

それから、最後の、済みません、自立圏の事業についてですが、申しわけございません、ちょっとそれをまとめた資料今手元にございませんで、済みませんが、後刻答弁をさせていただきますというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員長 これより休憩に入ります。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの長内委員の質問において、後刻答弁することになっていた件につきまして、企画調整課長から答弁いたします。

○企画調整課長 済みません。先ほど答弁できなかった部分でございますが、平成28年度の定住自立圏事業として本町が位置づけている事業につきましては総額で4,964万4,000円でございます。自立圏全体として見ると、現状では18億ぐらいなのですが、これは他市町でちょっと大き目のプラントといいたいでしょうか、工事的な事業が入っている関係でかなり膨らんだ数字になっています。当然のことながら、この4,964万4,000円については、今回のこの予算の中に全て計上されているものでございます。

以上です。

○長内委員 わかりました。

多分今までも情報発信はそれで検討、努力されて取り組まれてきたのかなと思っています。ただ、それぞれの分野の発信力はあるとは思いますが、それがイコール壮警全体のイメージを連想させるというふうな部分には残念ながら届かない部分があったのかなと思っています。そういう面では、定住や経済の活性化に向けて、そういうブランドイメージといえますか、それを確認していく方向で発信されるというのは期待をしておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それと、定住自立圏の関係でございますが、今約5,000万ぐらい、28年度、全体で18億というようなご説明を受けましたが、なかなかそれと定住自立圏がリンクしないといえますか、リンクしない、多分行政としてはリンクしているのですが、受けとめる側がこ

それは定住自立圏の取り組みとしても取り組まれているのだという部分が町の予算も含めたときになかなか連想できないというような部分が、私も勉強不足なのかもしれませんが、あったのかなと思うのです。その辺を住民への周知も含めていくと、これは定住自立圏の一つの取り組みの中で行われているのだという部分が理解される部分にもつながっていくのかなと思いますし、また先ほどの情報発信もそうだと思うのですが、それを行政間では理解しても民間なりの取り組みの中でどうつないでいくのかと。発信することを、では実際にそれを民間がどう取り入れて、例えば経済効果なり、そういう部分にどうつなげていくのだという取り組みが求められているのと同時に定住自立圏もそういう部分の中で住民、民間の方に周知していただいて、それを自分たちの部分にどう取り込んでいくのかというふうな部分を検討していただく上でもう少しわかりやすい定住自立圏としての発信力というのを期待したいと思います。その辺についての答弁をお願いいたします。

○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

確かに定住自立圏事業につきましては、本町では予算計上してなくて、定住自立圏で予算計上されていて、壮瞥町もやっているというのであれば、もうちょっと話もわかりやすいのですが、若干うがった見方をすれば寄せ集められている各町の事業というところがあって、壮瞥町の取り組みイコール、ではそれが定住自立圏まで発想が及ぶと言われると、確かにちょっと難しい部分もあるのだろうというふうに思います。ですから、壮瞥町としての取り組みも大事は大事なのですが、自立圏の推進協議会としてある程度情報発信力を持ってマスメディア等活用しながらやっていって、その中には壮瞥町でもこういう事業があるというふうにしたほうがかえってわかりいいのかなという気はしています。そういう意味では、ことし逆に自立圏側のほうから、自立圏としての取り組みは先行している先ほど来の生涯活躍のまちの話であったり、その他の新規事業があるのですが、それから今まで前期のビジョンの中で新たに始めた例えば成年後見支援センターだとか、そういう取り組みありますので、そういうものを特に前に置きながら、まして生涯活躍のまちみたいな話題性のある事業は一番理解促進が図りやすいと思いますから、その辺は今後の協議会、あるいは幹事会の中で意見として発言をしていきたいなというふうに思います。

それから、今のご質問の中にあつたプロモーションにどうやって民間を取り入れるかというところですが、先ほどの答弁の中にあつた（仮称）ブランド塾というのがまさしくその役割を担っているというふうに思っています。あくまでも行政がブランドイメージをつくるのでもないし、行政が普及するものでもない。行政ができることというのは限られているので、いかに特に外の方と接する機会の多い方、観光関係であったり、そういう団体であったり、そういう方も一緒に入ってもらって、我が町のブランドというものを考えましょと、そういうふうな取り組みをするという目的で協力隊の方を中心に組織化をしていきたいというふうに思いますので、ご期待に添えるように努力していきたいというふうに思います。

以上です。

○松本議長 何点か関連で質問させていただきます。

まず、ウェブサイト保守管理のことで触れておりましたけれども、答弁、やりとりの中でもありました。まず、壮瞥町のホームページの更新を27年11月、補正して、地方創生で予算づけしております、350万。それから、その前段で26年の補正ということで、27年3月、地方創生の絡みで観光協会の多言語化、一元化のホームページ作成で280万の計上をしていると。そして、これは移住、定住も同じように金額150ですけれども、移住、定住サイトを拡充しましょうと。それぞれ3つ地方交付金を使って予算づけして取り組もうということなのですから、後になってといいますか、連携すると、一元化といいますか、そういうことで今地域おこし協力隊で来ている方が核となって進めているということなのですから、それは非常に理解もするし、一元化がいいのだろうと思っておりますが、数字だけの話で恐縮ですけれども、それぞれが予算化して委託していますよねと、外部に対して。それででき上がるものとうちの地域おこし協力隊の方が核となって整合性とか一本化を、統一化を図っていく作業というのは重複するのですか。来てから受け取った後変えていくのですか、それとも事前にそういうことが可能なのですか。委託先との連携だとか情報、やりとりなんかどうなっているのかというのが1つと、もう一つは新年度でウェブ拡充云々の150の予算計上されていますけれども、これはできたものについて、一応タウンプロモーションの戦略の行程表の中では27年度ででき上がったウェブの中身をさらにバージョンアップといいますか、充実させていくということで予算計上していくというふうに読み取りましたけれども、それを関連づけて説明いただきたいと、端的に。よろしくをお願いします。それが1つ。

もう一つは、67ページの一番最初に載っております総合戦略推進会議委員報酬、この会議の目的といいますか、どんなことやっていくのかお伺いしたい。

それから、いいのですけれども、実は議会のほうでも、勉強会という名前になるかもしれませんが、タウンプロモーションを一から勉強させてもらおうという姿勢でおりまして、一度協議会でいただいた概略の資料をもとにその何たるかを講師を招いて勉強させていただこうと思っておりますが、それはそれで勉強するのですけれども、いわゆる、どなたかの質疑にもありましたけれども、横文字が多いとか、なかなか浸透しづらいというのあるのですけれども、間違ったらごめんなさいで確認しますけれども、ビジュアルアイデンティティーとかブランドアイデンティティーと言わるとぴんとこないし、ブランド化というのもしんとこないけれども、間違ったらごめんなさい、例えば白老町が、もう20年以上も前になりますけれども、元気まち白老ということでキャッチコピーと笑顔が横向いて笑ったやつあります、明るい元気まち白老、あれ当時はいわゆる企業でいうとコーポレートアイデンティティーといったのをコミュニティーアイデンティティーという名前でそういうものをつくって、どちらかという工場は室蘭だけれども、ちょっと寂れかけた町のイメージアップみたいところで当時の白老町がつくられたのかなという気はしましたけれども、ああいうものでイメージしてよろしいのでしょうか。いわゆるそれは統一

的な……ブランドという表現がどうもちょっとぴんときませんが、そういうキャッチコピーだったり、ロゴだったり、図案だったり、それが統一的に使われてというふうなことをつくろうとされているのかというようなことで、余りにも短縮し過ぎかもしれませんが、そんなイメージでよろしいのですか。ご示唆ください。

そして、もう一つ、済みません、長くなりますけれども、いわゆる持ち家取得とか定住対策で続けている事業の現状と今後の取り組みについて持ち家と空き家改修が新たにありましたけれども、住宅取得の奨励金等の今後の取り組みをお伺いできればと思うのですが。○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目のウェブサイトの関係ですが、今年度確かに予算措置はばらばらで、当初はそのままばらばら発注していこうかなという予定で実はおったのですが、先ほど来から話題に出ている協力隊の方のアドバイスもあって、全ての発注を一回とめました。最終的に統一性を持ったウェブサイトをつくっていこうという確認を庁内でして、それをやるためにはやはり同一業者でつくっていくことが望ましいだろうということで発注作業を一回とめて、結局12月にプロポーザル審査という形で3社、3つのサイトについてそれぞれ統一性を持ってどういうふうに通う運営していくのが望ましいかという提案を3社からいただいて、その中の1社と契約をしました。したがって、その3つのサイトというのは同一の会社が今制作をしておりますので、必然的に、情報連携の部分もそうなのですが、いろんな形でリンクをしていくようなつくり方を、つくり込みを今している最中ということでございますから、これから3つ合わせていくのではなくて、もう既にでき上がった状態で納品になるという理解をしています。それに関連して、来年度の28年度の予算については、まさしくおっしゃるとおりでございます。納品になったサイトを拡充していく。行政の場合には、どうしても行政情報というのは限られるというか、当然決まってくるから、そんなに拡充する部分というのは多分ないだろう、むしろ更新という形になると思うのですが、もう一つの移住ですとか、あるいは観光に関しては、例えば移住のほうでいうと実際に移住をされた方をどんどんクローズアップして外に出していこうと。その人から見る我が町であったり、評判であったり、人となりであったり、どんな理由で来たかとか、それをただ単純にホームページに載せるのではなくて、雑誌のように、そういう見せ方をしながらやっていこうというふうには考えているのですが、それがどうしてもこの契約期間内での取材だと人数が限られてしまうし、冬の風景しかなくなってしまうので、それで来年度また夏、新規就農の方であれば多分畑の実りの中で撮ったほうがやっぱりきれいですし、そういうことの拡充を来年度していくための経費として載せている。観光についてもモデルコース等を拡充していこうと、そういう予定でございます。

それから、次の総合戦略会議については、昨年度の段階で一回終わって、総合戦略を策定したところで一回終わっています。ただ、先ほどの話のとおり、PDCAサイクルをこれから入れていかなければならないので、今度は評価をして、その評価を等踏まえて改定をしていく作業というのが今後も必要になります。それで、行政だけが改定するのでは

なくて、もう一度戦略会議の中でご意見をいただいて、改定作業を今後も当面向こう4年、5年はやっていく予定ですので、このような経費を計上させていただいたということです。

それから、4点目の白老町のC Iと同様ですかというご質問でございますが、基本的にはベースのところは多分一緒です。要は統一的なイメージであったり、キャッチコピーであったり、そういったものをつくり上げていくと。ただ、他町のものでありますから、こちらからどうこう評価をするべきものではないのですが、よりよくというか、よりアピールできるような、そういう内容のものをつくっていきたいというふうには考えております。

それから、最後の定住促進、持ち家等の事業の関係でございますが、まず27年度の実績でいいますと持ち家住宅奨励については利用者が新築が2軒、中古が2軒、それから民間賃貸住宅は新規はなくて、それから空き家の改修については1軒、12万ほどの改修がございました。いずれも当初の考えとしてはまず3年やってみようと。3年やって、ある程度事業も周知されて、その上で利用度がどうなのかということの評価をして、その後継続するのか、改善するのか、やめるのかというのを図っていこうという考えで、それで要綱等も全て3年間の時限の要綱になっているのですが、持ち家取得については28年度がまさしくその3年目でございます。ですから、その成果を見て、検証して、29年度以降どうしようかという判断をしたいと思っております。それから、空き家のほうについてはまだ今年度は2年目、まして去年も途中からばたばたとやったところがあったので、今年度もうちよつと浸透して、幸い問い合わせは非常に多い補助金なものですから、やがて実績も伴ってくるものという期待をして、あと2年間運営をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

総務費、統計調査費についてありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次に移ります。

68ページ、69ページ、胆振線代替輸送業務費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次、70ページ、71ページ、統計調査費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に72ページ、73ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目の1社会福祉総務費について質疑を受けます。

○松本議長 社会福祉一般事務経費で質問をいたします。

まず、地域福祉計画策定委員報酬、今年度が第3期でしたっけ、4期でしたか、地域福祉計画の策定をする年度ということでありまして、この際委員の方を委嘱されて、そこでつくっていくのでしょうかけれども、町としてといいますか、担当課として取り組む、どういったことを、要はポイントと申しますか、今回の見直し作業についてこういうところの

要点があればお伺いしたいと思っております。

それと、たしか地域福祉計画に連動して、地域福祉活動計画というのを社会福祉協議会でつくるのではないかというふうに思うのですが、その辺は社会福祉協議会との連動、私理事で、言うのもなんですが、きちんと捉えているのかどうかということをお伺いしておきたいと思います。

もう一つは、社会福祉協議会の補助金で、ご説明若干あったかと思えますけれども、組織の改編と申しますか、人の動きがあるようでございます。それをどんな形で何の目的でするのかということも含めてお伺いしておきたいと思えます。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

まず、地域福祉計画の関係なのですけれども、今回3期目ということになりまして、大体2期の福祉計画が28年度に終了するというので29年度からの計画策定をするということでございます。内容としましては、地域で安心して暮らすために生活の質の向上を目指すということになっております。ポイントということだったのですけれども、ちょっとまだどういふところどういふことは具体的には考えていません。これから検討したいというふうに考えております。一応策定委員会としましては大体年6回程度を考えておまして、委員さんも七、八名程度、社会福祉協議会ですとかいわゆる身体障害者協会ですとか、いろんなそういう、PTA連合会ですとか各自治会とか、そういう方にご協力いただきまして、それらの方と協議をしながらどんなふうにしていくかというのを決めていきたいというふうに考えているところでございます。

これと連動して、社会福祉協議会の地域活動計画、そちらのほうは連動してつくっていくことになるのですけれども、そちら協議まだしていません。これからそれも連携して進めていきたいというふうに思っております。

それとあと、社会福祉協議会のほうの補助金の関係なのですけれども、組織の改編ということで若干動きがありまして、今までは、今私派遣ということで社会福祉事務局長ということなのですけれども、やっぱり社会福祉協議会の体制強化というか、機能強化のためにはしっかりした事務局長がいたほうがいいたろうというところで、兼務ということではなくて、専属の事務局長を置いたほうがいいというようなことになりまして、そういったようなこと基本に少し人件費を計上させてもらっているというところでございます。

以上です。

○松本議長　福祉計画のほう、別に上から目線でしゃべるわけではないのですけれども、過去にはかかわったような気もするのですけれども、2期、3期と続きますと前例踏襲型といいますか、社会福祉法で示されているので、市町村はこれをつくらなければならないという大前提がございますので、3年に1回そういうことをやると。これはだめでもなければ、やらなければいけないわけではすけれども、ですからその際にやはりこの地域の特性なり、うちの町の要点と申しますか、それは絞った上で進められることが肝要だろうと、言い方ちょっと僭越ではすけれども、思っております、このうち、質問しますが、障害者

の計画、障害福祉計画、障害者計画、2種類ございますけれども、それを、昨年でしたか、示されて、見させてもら……昨年でしたか、あるのですけれども、そこに必要量とかいろいろ出てくるのです。それはちょっとおいておいて、地域福祉においてもこうあるべきだ論だとか、こうあったほうがいいという話もさることながら、より具体的な、数値目標がいかどうか別なのですけれども、この地域の地域福祉ニーズはどの程度のもので、解決策としてどうあるのかという、できれば具体化、目指すようなものがあれば理想かなという気はしています。ただ、数字に振り回されても困るので、これは微妙なのですけれども、そういったことをただどうですかではなくて、やっぱり事務局サイドがある程度の把握と方向性を示されて、委員の方に意見を聞く。言わずもがなの話かもしれませんが、そういったスタイルで進められることをぜひ希望するのと、社協がこの後つくるだろう地域福祉活動計画、これも具体的に社会福祉協議会として地域住民を巻き込んでどうやるかという、みずからの活動の基本理念なり、行動理念を示す計画ですから、そういった意味ではこれも形骸化ではなくて、ぜひ議論の末に実のあるものにしていただきたいということ、社協の理事で言うのもなんですが、今後そういったことで担当課として指導、監督、指示をしていくという姿勢を示していただければありがたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

確かに議長のおっしゃるとおり、今まであった計画を3年たったから、単純に見直すとか、同じようにとかいうのではなくて、形骸化することなく、中身を検討しまして、考えていきたいなと思っております。今現在計画のほうも確かに目的はこれだとか具体的な何とかがって余り載っていなかったりするものですから、その辺もちょっと検討しまして、今おっしゃったように具体的にこうあるべきだとかというようなことを基本に議論して、計画をつくっていききたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に移ります。

74 ページ、75 ページ、社会福祉総務費の続きから乳幼児医療費について質疑を受けます。

○加藤委員 私は乳幼児医療費助成事業の乳幼児医療助成扶助費について伺いたいのですが、昨年度の予算案から小中学生が114万5,000円増額というふうに計上されておりますけれども、この増加要因というのですか、その辺の内容について伺いたいのと、もう一点では医療予防のための取り組み、今後どのような取り組みをされていこうとしているのか考えがあればお伺いしておきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○加藤委員 医療予防。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

最初に、乳幼児医療の扶助費という関係で小中学生の医療費が増加ということなのです

けれども、確かに26の実績では、従来の乳幼児、小学校未満の方は補助対象であって、小中学生は町拡大分ということなのですから、その小学校未満児が大体266万ぐらいに対して小中学生の拡大分は26年度で大体450万ぐらいだったのですが、27年度は小中学生分が前年456万8,000円だったものが大体570万円ぐらいという見込みとなっております。ふえております。どうしてかということなのですが、対象者は拡大分、26年度も27年度も163名ということで、対象者は変わっておりません。ただ、この事業が浸透してきました、小中学生の方で例えば今まではちょっとぐらい風邪引いていても病院行かなかったとかという方も、こういう事業が浸透してきて、ちょっと風邪引いたから、病院行こうかなですとか、あとはちょっと歯が痛いから、歯医者行こうかなとかというようなことではないか……具体的なアンケートとかとっているわけではないので、ちょっと詳しいことは実は把握していないというのが正直なところなのですから、想像するに何年かたって事業が浸透してきて、そういう認識もあって、ふえているのかなというふうな認識を持っております。

あと、予防という観点では、予防という観点については考えはなかったのですが、病院、医療というよりは、例えばインフルエンザの予防接種の啓発ですとか、そういったようなことも私としては考えてはいなかったのですが、そういったようなそういう予防接種を受けるような啓発をしたりですとか、広報したりとかというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次のページ、76ページ、77ページ、後期高齢者医療費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次のページ、78ページ、79ページ、老人福祉総務費について質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に80ページ、81ページ、老人福祉総務費の続きと老人福祉施設費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に82ページ、83ページ、心身障害者福祉費の心身障害者特別対策費と自立支援費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本議長 83ページの障害者自立支援給付事業全体で質問、確認をいたします。

前にも議論があったところでありますけれども、この中で年々ふえていく介護給付・訓練等給付費扶助費、28年度の当初予算計上が1億3,750万であります、24年度1億でありました。25年度は1億1,400万、26年度は1億1,599万1,000円が補正後に1億3,825

万、27年度もさきの議会で補正がございました。計で1億4,000万超えますが、一応それより下の数字で1億3,750の計上されておりますけれども、予算計上の時期の問題かもしれませぬけれども、端的に給付費扶助費が上がっていく要因はどこにあるのですかという、個別具体の1つの例だけでなのかもしれませぬけれども、お伺いしたいと思います。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

障害者自立支援の給付の関係なのですが、今年度予算、介護給付費、訓練等給付費1億3,750万というところなのですが、実はその下に障害児通所給付費扶助費というのがありまして、これ障害児に対する給付費なのですが、実はこれことしこんなふうに計上しておりますが、去年の予算はこの分も含めた形で計上しておりました。補助金の関係、分けたほうがわかりいいものですから、今回今まで一緒だったものをちゃんと分けて計上することにしました。それで、今回の予算は足しますと1億4,000万ということで、27年度の実績見込みをベースに予算を見たということでございます。それで、近年、議長おっしゃるとおり、24年から給付費がどんどん増加してきております。要因としましてはもともと壮警町内には福祉施設、1カ所しかなかったのですが、これが2カ所になり、3カ所になり、就労支援を提供している事業所って今4カ所あるのですが、そのような感じで事業所がふえ、人数がふえ、給付費が上がっているというようなことかなというふうに認識しております。今は去年から若干は上がってはいるのですが、今まで急激に上がっていたのが少し緩和されているかなというふうに感じているところではございます。

以上です。

○松本議長　それで、この給付並びに給付費扶助費については、当たり前ですが、ご承知のように国、道、市町村の割合が半分と4分の1、4分の1で決まっていますから、単純に言うとうちの1億3,750万でいえば町負担が3,437万5,000円という数字になろうかと思っております。ただ年々年々目に見えて膨らんでいくことについてどうなのかなという気がします。それも冒頭から議論しています全てが財政が厳しいという状況下においての議論なわけですから、そこで突出するようにどんどんふえていくものについては、要因があればそれは整理すべきだということで質問をしているわけではありますが、そういったいわゆる障害者自立支援にかかわる給付費で、昨年度、27年3月に壮警町第4期障害福祉計画、これ障害者計画があつて、障害福祉計画があつて、先ほどの地域福祉計画と似ているかもしれませぬけれども、どっちが前か後ろか知りませぬけれども、その政策系とその数字、要はここに要するに必要量の見込みという数字が一応載っているのです、計画には。これ見ても、計画に載っているから、そうだなということではないのですが、例えばこれ24年から29年までの5年間、見込み量含めて書いてあるのですが、就労支援A型、24年度実績185日、定員が12名で185日分と読めばいいのでしょうか。飛ばしますが、29年度は550日分になっているのです。27年度は484、28年度は506日分、確実にふえる。ふえることを見越して必要量として出しているのか。これ必然なのか、こちらが先なのか。

意味わかりますか。ちょっと変だけれども、必要量が示されているから、それに近づこうとサービスの量ふやしているのか。24年度から29年度までのそういう見込みが見えたのかと。それは誰がどこで決めていくのだという気がして、うがった見方をしますと、どちらが先なのだという気がするのです。別にどっちが先だという明確な答えを求めているわけではないのですけれども、そのぐらいに明らかに必要量もふえていて、これ必要量として書いてあるので、当然それが目標になって、それをこなすのかなというふうにも読めますが、それが全て財政的な負担にはね返っているわけですから、この適正値はどこなのだということの疑問が浮上するわけです。この2,800以下の規模の人口でどのぐらいの、例えば就労支援だけとっても必要なのかと。就労支援AとBありますけれども、同じように両方確実にふえますよという数字が出されている。これ作成するのは、当然担当の委員会がありますけれども、わかりますけれども、かかわった方々、それがほとんど。行政も入っているのでしょうかけれども、だから当然かかわった方々の専門的な知識、見方、そういったもので予見されたり分析されたりすることもわかるのですけれども、そこから情報出たものの結果として必要量として示されたものが確実に予算上には上がって、ふえていく、ボリュームになっていくということにどうも得心しないものがあるというのは一個人の意見かもしれませんが、感想かもしれませんが、思うのです。そこで、必要量の適正量というのは誰がどこでどうやって判断するのだろうという先ほど言った疑問が浮上するのですけれども、明確な答えありますか。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

計画に対してどっちがあれかということで明確な答えということなのですが、申しわけない、明確なということはちょっと持ち合わせてはいないのですけれども、計画を策定するときにはいろんな関係の事業者の方も入ってもらったりとかする中で、その中で例えばこの施設は何年後かに定員をふやそうと思っているだとかというような、そういうようなことをいろいろ協議して、そしたらこのような感じだねとかという感じで計画をつくっていますので、だからといって計画がふえているからといって、それに合わせてその分だけ何とかということでは決してないのですが、いろんな要素を考えまして、将来的にはこのぐらいになりそうだというところで計画策定をしております。

以上でございます。

○松本議長　発言は慎重にしなければいけないこともありますし、決して障害者が住みよい町だとか、それは否定もしないし、そういうのが望ましい姿であるということも多分そうなのでしょう。ただ、やっぱり規模の問題も当然ありますし、うちの人口規模と財政規模に腑うとは言いませんけれども、適切とも言いませんけれども、それにふさわしいサービス量というのあるだろうと思います。明確な答えはないにしろ、それは財政をつかさどる所管から、財政をつかさどるか、町のほうで専門的な知見や必要量の意見があったとしても、それはこのぐらいでどうですかというような財政的からの話があっても何ら問題はないと私は思うのですが、どうなのでしょう。そういった議論は必要なのでは

ないかという気がするのですが、これこの先の計画は書いていませんし、わかりませんが、このままでいったら、これはいわゆる推論すれば、勾配は下らないのだろうという気がしてならないのですが、いかがなのでしょう。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

確かにそのとおりかなという感じで今聞いておまして、今の計画はそういう形で伸びるという形にあるのですけれども、確かに、これ3年ごと、これもやっぱり3年ごとに計画見直しをするのですが、そのときに今言った財政的な面だとかも考えた上で検討していきたいなというふうに考えます。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、84 ページ、85 ページ、ただいまの障害者自立支援費の続きと地域生活支援事業について質疑を受けます。

○松本議長 同僚委員の質問がないようですので、私のほうから質問しますが、障害福祉計画にも記載されておまして、いわゆる地域生活支援事業の必要量確保対策の中で地域の理解促進啓発事業を行うということの多分その具現化がこの地域支援事業の講師謝礼、利益促進啓発事業記念品、印刷製本費等の経費なのだろうと、経費の計上だろうと思っておりますが、具体的にどのような講師を呼んで、どんな理解の浸透させる、何をしていくのだという具体的な中身を確認したいと思います。

それから、新しく相談支援事業委託料に23万円が計上されて、これは地域活動支援センターに委託するだろうと思いますが、具体の事業はどういうことになるのでしょうかというのが1つです。

もう一つは、若干この予算計上とずれるかもしれませんが、予算計上そのものは成年後見制度利用支援給付扶助費であります。障害者自立支援の中の予算計上ですから、障害者が成年後見制度を利用する場合の支援とか何かということなのだろうと思いますが、いわゆる町内で関連、委員長のお許しを得て、関連になるかもしれませんが、町内で成年後見が必要な人、ないしはそういうニーズ、あるいはそういうことが必要ではないかという事例というのは散見されるのでしょうか。あわせてお伺いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、理解促進啓発事業の関係なのですけれども、これ議長おっしゃるとおり、先ほどの障害福祉計画の中に位置づけられておるものでして、こちら今年度進めたいというものでございます。こちらは障害者に対する理解を深めるための研修、啓発事業ということとして、具体的には講演会を開催したいなというふうに思っております。どんな内容かというのは、例えば発達障害の関係でしたりだとか、あとは障害児の子育てについてですとか、そういうところに関連した内容を検討をしたいと思っております。4月以降に、障害者の自立支援協議会というのが実はあるのですけれども、そこに諮って具体的にどういうふうに進めていきたいかというのを協議しようというふうに思っております。講師としまして、

まだ決定ではないのですけれども、そういった発達障害ですとか障害児の子育てに詳しいようなドクター、お医者さんとかにお願いをして、講演会を開催したいなということで考えて、時期とかはまだ未定なのですけれども、そういったことで進めていきたいなというふうに考えております。

それとあと、もう一つ、相談支援の委託事業なのですけれども、こちらは障害者への助言ですとか情報提供、あとは福祉サービスの利用支援など、何でも相談というのでしょうか、一般的な相談を新年度から委託するという事なのですけれども、委託先は、さっき議長おっしゃったとおり、地域活動支援センターの中に相談支援事業所というのがあります。その相談支援事業所というのは、障害者も今利用計画、介護保険のケアプランみたいなものをつくる必要があるのですけれども、そういったサービス計画をつくるための事業所なのですけれども、そこに一般の相談を委託をして、いろんな障害者の相談、悩みをそこをお願いするといったような内容のものでございます。今まではこの相談というのは町直営というか、役場の福祉系のほうで受け付けていたということになるのですけれども、実際は相談事業所なので、専門の方もいらっしゃるということで何かとやっぱりいろいろとお世話になったりとかしたこともありまして、今回正式に一般相談というところで委託したほうがいいなというのと、相談するほうにとっても何でも相談は役場に来て、計画作成はというふうになると、相談する方もやっぱり利用しにくいなということもありまして、一貫して話を聞けるということで一般相談を委託するということで進めております。

それとあと、成年後見の利用なのですけれども、一応障害者福祉のところでは予算計上はしておりますが、対象は障害者だけではなくて、高齢者の方も対象としております。本当に身寄りがいなくて、親族もいない、身寄りもないという方の裁判所で申し立てを町長名で行って、支援するという事なのですけれども、実績としましては26年度に1名いらっしゃいました。その方障害者ではなくて、高齢者の方なのですけれども、身内が誰もいなくて、そしてどうしようもなく、ただそういうグループホームとか施設に入るために自分でやっぱり契約行為ができないということで、この制度を使って成年後見に、実際は補佐人ということだったので、その方の補佐人を選任して、支援しております。今現在も1人手続を進めている方がいらっしゃいます。多くはないですけれども、そういう形でちょっとずつそういうニーズというか、利用があるという状況でございます。

以上です。

○佐藤委員長 これより休憩に入ります。再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

85ページ、ほかにありませんか。

○松本議長 継続して質問をいたします。

さきの障害者にかかわる障害者自立支援に関してですけれども、医療扶助費の話をしたけれども、後段の理解促進啓発事業のことで、答弁ありましたとおりであります、我々も地域に事業所が4つあって、そこその、日中の人口でしょうけれども、障害者の方がある程度の方がいて、就労されているということはわかりますけれども、いわゆる身近で交流なり、それが余りないわけでありますから、そういった意味では理解を進める、ないしは交流をする、あるいは啓蒙活動するという意味のそういう啓発活動は重要だと思えますし、そういうことを行政も工夫して機会を設けて、少なくとも障害者支援の理念が浸透するような努力は必要だろうと。この点については確認をしたいと思えます。

もう一つ、成年後見人制度でなぜここで障害者の予算計上かと思ったけれども、答弁の中でこれはたまたまここで計上してあるけれども、これ全体だと、高齢者も含めだということで理解しました。それで、確認なのですが、結局成年後見人制度が実は簡単に利用されない理由というのは、ご承知かもしれませんが、基本お金がかかるのです。当然成年後見人が必要だという認定を受けるためのことですから、障害持っていると、そういった判断能力がないというか、それは医師の診断書が要るから、基本的にこれ相場は5万円です。そして、登録費用に印紙代云々かかって2万円超えます。プラス手続で一応概算で10万近くの金がかかると言われている。そして、全く身内がないケースですとそれを後見人として弁護士、その他の方に頼んだ場合、最低でも1万円から2万円の費用がかかると。そう計算しますと年間12万、最低でも。プラス申請で10万なので、国民年金受給者ぐらいの、失礼な言い方ですね、ぐらいの年収の方だと遠慮をします。だから、諸事情あっても申請できないというのが社会問題だったはずなのです。それを、各町村なのか、この支援する扶助費の制度というのは、給付扶助費というのは、これ全国一律であるのですか。それはいいのですが、そういったケースを支援するという理解でよろしいのですよねと。ちなみに、後見人が親族であれば無料ですから、申請費だけで済む。10万円以下で済むから、それは何かあったときも親族が全部見ますよということになるので、そんなに費用負担かかりませんが、ここで計上された部分というのは申請時の支援なのか、ないしは全く身寄りがない方がずっとかかわっていく専門職にお支払いする後見人継続の委託費用も含めるのか、この辺はどうなのでしょう。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

先にお話しされた理解促進啓発事業の関係につきましては、交流を含めてということもありまして、それは我々も考えて、障害者と一般地域住民というのですか、そういう交流を進められるようなことは進めていきたいなというふうに考えております。

それと、成年後見制度の関係だったのですけれども、ここで計上している扶助費は、議長おっしゃるとおり、身内がいなくて、裁判所申し立てできないという人にかわって町長が裁判所に申し立てる費用ですとか、あとは先ほど言いましたお医者さんの診断書の関係ですとか、あとは調査の委託費ですとか、そういったものもここで見ておりますし、あと後見人なり補佐人が選任されたときに毎月か毎年か報酬が発生するのですが、その分も含

めてになっております。それで、この費用は国の地域生活支援事業の枠組みで行いますので、財源としましては国が2分の1、道が4分の1という中の事業でございます。ただ、身内というか、本人の方が支払い能力があれば当然その報酬とかは本人からということになりますけれども、本当に本人に支払い能力がなければ町がこの地域生活支援事業で支援して、お手伝いするという形になります。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次に、86 ページ、87 ページ、児童福祉費の総務費と児童措置費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次に移ります。

88 ページ、89 ページ、児童措置費、続きについて質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次に 90 ページ、91 ページ、災害救助費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 92 ページ、93 ページでありますけれども、ここに書いてあるとおり 28 年度は予算化しておりませんので、質疑はないものとします。

◎延会の宣告

○佐藤委員長 そこで、これからお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす午前 10 時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 3 時 17 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

平成28年3月10日（木曜日）

○付託事件 議案第31号 平成28年度壮瞥町一般会計予算について

○出席委員（9名）

委員長	佐藤 恣 君	委員	加藤 正志 君
副委員長	毛利 爾 君	〃	高井 一英 君
委員	菊地 敏法 君	〃	長内 伸一 君
〃	森 太郎 君	議長	松本 勉 君
〃	真鍋 盛男 君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	佐藤 秀敏 君
副 町 長	杉村 治男 君
教 育 長	田鍋 敏也 君
会計管理者	小松 正明 君
総務課長（兼）	工藤 正彦 君
企画調整課長	庵 匡 君
税務財政課長	上名 正樹 君
住民福祉課長	阿部 正一 君
経済環境課長（兼）	山本 貴浩 君
商工観光課長	齊藤 英俊 君
建設課長	作田 宏明 君
生涯学習課長	小林 一也 君
選管書記長（兼）	工藤 正彦 君
農委事務局長（兼）	山本 貴浩 君
監委事務局長（兼）	齋藤 誠士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋藤 誠士 君
---------	---------

◎開議の宣告

○佐藤委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○佐藤委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において毛利爾委員、加藤正志委員を指名いたします。

◎議案第31号

○佐藤委員長 議案第31号 平成28年度壮瞥町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を継続いたします。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳出について、一般会計94ページ、95ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費について質疑を受けます。

○松本議長 2点お伺いします。

まず、1点目は、上からいきますと嘱託職員賃金、これは説明で臨時保健師の時間延長にかかわる予算計上、その分が少し上がったという話だと思えるのですが、具体的に勤務時間を延長して仕事のボリュームをアップする対応といたしますか、こういった目的といたうか、こういった業務に対応してもらうために行うのかということ。全体の業務、保健師業務なり、わかりませんが、保健衛生関係で。

もう一つは、その関連になりますけれども、産休でお休みをしている保健師さんいらっしゃいますけれども、その復活のめどなどもお伺いしたい。

もう一つは、1次救急の医療確保負担金の222万8,000円に関してですけれども、前年比でいくと24万1,000円のアップになっております。過去で見ますと、24年が160万、25年が200万上がっていますけれども、26年170で27年度が198万程度、これは要するに1次救急利用の医療対応の件数で負担額が違ってくるのだとは思いますが、数が単純にふえたというのかもしれませんが、この項目ほぼ私の知る範囲で補正は余り組んでいないというのか、追加、減額もないのですけれども、大体それでおさまっているのだと思いますが、わかる範囲で、要するに27年度が結構ふえたのだろうと推察しますが、その大まかな実態がわかれば説明願います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、嘱託職員、保健師の賃金の関係なのですけれども、議長おっしゃるとおり時間を延長して、今現在1週間で30時間という勤務なのですけれども、それを週38時間45分、フルタイムにするというもので、そういうような体制を確保しまして、保健業務全般の充実のために拡大したということなのですが、具体的内容としましては、今現在包括支援セ

ンターのほうに兼務ということで、地域保健半分、包括支援センター半分ということなのですけれども、地域包括センターのほうの業務が重要ということで、そちらのほうに兼務ではなくて1人工置くと。そうなると地域保健のほうで手薄になるので、その分を時間を延長して確保したいというようなことがありますて、今回時間を延長してございます。

また、今現在育児休暇で休んでいる職員の関係なのですけれども、当初28年3月、ことしということだったのですけれども、さらに2年間延びまして平成30年の3月までということになって、妊娠で生まれましたので、平成30年3月までということになっております。

それと、1次救急医療確保対策事業の関係なのですけれども、こちら救急対策、西胆振4市町で行っているもので、入院の必要がないような外来で対処できるような帰宅可能な軽症患者の救急医療というところで、ほとんどは医師の報酬ということになっておりまして、全体事業費で27年度は3,937万円、それから今年度は4,049万2,000円ということで、おおむね全体で100万円の増額となっております。これは、診療実績割なのですけれども、前年の診療実績ですけれども、前年が194万8,000円に対して今年度222万8,000円ということになりまして、数はちょっと押さえてはいなかったのですけれども、診療実績割で計算するのですが、前年度診療実績は壮瞥町で4.9%だったのが診療実績がふえているということがありまして、今年度5.5%ということで、数はちょっと今把握していなかったのですけれども、パーセンテージはちょっと上がってまして、その関係でふえているということになります。

以上でございます。

○松本議長 2点とも概略はわかりました。

それで、これ前にもお話をしたことなのですが、別に解決できる問題ではないのかもしれませんが、このような保健師業務に関してなのですけれども、要するに早くフル人員といえますか、全員のスタッフがフル稼働できる状況で、多少多岐にわたってきた保健師業務ないしは保健衛生指導業務、包括支援センターなどの新たな業務含めて対応していただきたいという、これは住民の代弁者として言っていますが、そのつもりでありますけれども、一方で働く女性の支援ということで、出産、育児の支援はわかりますけれども、休暇をとるという意味で、これ無給ですけれども、そのものに対する人的支援なり、あるいは費用的支援なりがあってもいいのではないかと私は以前にも、むなしい話ですが、ここでしゃべったことがありますけれども、今でも同じこと思っています、基本的にこんな人材、人が少ない町にとっては、財政的に厳しい町にとっては主要な職種を担う方が1人、2人欠けただけでも大きく打撃があるのだらうと思いますし、その余波は全部住民に及ぶと思うわけでありまして、そういう意味では休むのは結構だけれども、それを埋め合わせできる支援策、町に対する支援がないのかという話をして、一切ございませんという話だったかもしれませんけれども、ないのですかね。それだと非常に住民が困るといいますか、その余波がいつているということはおわかってもらえると思うのですけれども、何ら対策が

ないのか。

ないしは、さらに臨時の職員などを使って時間延長もして対応されているのだけれども、それはあくまで休んでいる方の代替対策ということでしたっけ、それでもおぼつかないのとということなのではなかったでしたっけ。この辺が整理できていないのですけれども、いずれにしても臨時で対応することには限界もあると思うので、早くフル稼働していただきたいという意味合いも込めて、さらにそれが及ばないのであれば、せめて人なり、人を賄う費用なりは道や国から支援があってもいいのではないかと考えているのですが、見解を聞くわけでもないのですけれども、どんな考えでいるのでしょうか。今の状況をどのように認識しているのか。もっと言うと、支援がないにしろ、今の保健師業務、保健衛生指導、住民に対する保健行政において足りないところはないのか、非常にここが手薄だという不安なり心配は現場として持ち合わせていないのかと、言い方変ですかね、それを確認したいと思うのです。

もう一つは確認です。1次救急医療ですけれども、要するに実績割と。受診して、軽度なその日帰宅された方の数で、それはその費用は全部お医者さんの手当、それを実績で割って、壮警町が5.5%になったという理解でいいのですね。

その2つもう一回お願いします。前の分だけお願いしたいのです。

○副町長 前段の部分のご質問については私のほうからお答えをしたいと思います。

保健師業務については、それぞれ各市町村で人数が決まっているものではなくて、適正な配置人員というものが決まっているわけではなくて、その業務ごとに円滑に回るような人員体制をとっているというのが実態だと思います。これまで、前にもお答えしていたと思いますが、国ですとか北海道ですとかというところからの支援というのは基本的にはないというのが実態でありまして、それぞれの市町村で必要な人員を、スタッフをそろえて事務事業に当たるというのが基本であります。今回こういった形で嘱託の職員をずっと配置をして、28年度からフルタイムで業務に当たっていただくという体制をとっていますが、包括支援センターに関する業務に1.0配置して、町の保健業務については3人体制で動かさざるを得ないという状況になったということで、今回このような予算を組んでおります。

事前に北海道なりに保健師さんの支援要請といいますか、相談をしたときには、北海道としても保健師さんのスタッフが足りないのだということで、応援は不可能だということでありました。今回このような形で進めておりますが、北海道にも各振興局ごとに保健所機能はありますから、何かあれば相談に乗っていただくというような体制は組んでおりますけれども、スタッフの派遣は非常に難しい、困難な状況だということで回答いただいております。今回このような形で進めさせていただくということでありまして、

保健師さんですから、女性ですので、議長ご指摘のとおり出産もありますし、育児もありますから、正当な法にのっとっての対応をとっているという状況ですので、2年間一応延びていますので、その間はこういった形での対応を進めていきたいなということで考えております。

○松本議長 了解したのですけれども、最初の聞き方がちょっと大局的といいますか、人が少ないという前提で厳しい環境下にあるというような物言いをしましたけれども、2年たちましたかね、男性職員で保健師の方を採用されて、その間にもずっと休みとっている保健師さんは休みとっていましたよね。要するに、もう一回確認しますけれども、担当課として保健師業務というか、全体を見て、包括支援センターの業務もふえて、そちらに人をやりくりしなければだめだ。この分今回は臨時の保健師さんの時間延長で対応しよう。現状で新しいスタッフも入ってきて、休んでいるのだけれども、3人でしたかね、それで動いての状況は現場の評価として、それはそこそそ足りている、ないしは結構厳しい、やはり足りない、あるいは新人スタッフ含めてもう少し熟練してくると現有勢力でも何とかできる、そういった判断なのですか。こういう聞き方のほうがわかりやすかったかもしれない。済みません。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

現場として保健師がどうかということなのですから、正直言いますとやっぱり厳しいかなというふうに感じております。新人入って人数は3人ということなのですから、男性だということもあって、例えば母子保健だとか赤ちゃん扱うほうはちょっとまだふなれだったりですとかいうこともあります。男性だからだめだとかというわけではないのですけれども、あとはまだまだ未経験だったりもしますし、ほかのベテラン保健師はおりますけれども、何年か前に入った保健師もやっと4年目、5年目になって、これからというところでもありますし、そういう中を見ると、そしてまた包括支援業務にも携わったりとかいうこともありまして、現状では正直何とか回してはいますけれども、厳しいなというふうには認識しているところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次のページ、96ページ、97ページ、保健衛生総務費の続きと予防費について質疑を受けます。

○森委員 前ページから続く保健センター管理経費のうち、保健センター改修工事についてお聞きいたします。

これは、事務所改修ということで、既存の保健センタースペースを旧診療所のほうに集約して、保健センタースペースを利用しやすいように改修を図ると、機能強化を図っていくということだと思っておりますが、既存の公共サービスといいますか、保健師、それから地域包括センター、それから社協の入っている部分が従来の診療所側に移動することによって歯科診療所の奥まった部分に行ってしまうということで、これは今までも協議会の中では意見を申し上げたところなのですが、公共サービスが低下してしまわないかという懸念です。

それと、従来社協ですとか保健師が入っていた部分、主には社協だと思うのですが、今

度地域活動団体室が設置されまして、この地域活動団体室がどの程度利用されるかということなのですが、その管理方法といいますか、この部分については常時開放されるかという部分についてお聞きしたいと思います。

○企画調整課長 保健センターの改修に関して、現段階では全体的な調整を企画調整のほうでやっておりますので、私のほうからご答弁をいたします。

まず、1点目の公共サービスの低下の懸念についてでございますが、基本的な機能というのは現状の保健センター機能をそのまま維持するというのがまず1つと、あとは確かに入り口よりも若干遠ざかってしまったりとかいうことがありますので、わかりづらいという心配はございます。そのため、当然、再オープンといいたいまいしょうか、移転後のレイアウトも含め広報等を使って周知をしていく予定ですし、施設内にも利用者の方が迷わないような、そういう表示を心がけていきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の地域活動団体室を新たに新設して、どの程度利用されるかということでございますが、基本的には現状でいうと、目ぼしいといいたいまいしょうか、地域活動されている団体のほうに打診をしているという程度でございます。お聞きをする限りは、利用条件にもよりますが、できれば利用したいというようなお話でございました。今後活動団体室設置して、利用団体を限定するというか、基本的には登録をしていただいて、その利用団体のみでその部屋を活用していく想定をしておりますが、その利用団体をどうするかということについては、今後一定の条件を示した上で公募等を行って、利用する、しないの整理をしていきたいと思っております。

全般にこの工事自体が現状の公共サービスをやりながら改修していくという、検診ですとか通常業務をやりながらやっていくので、恐らくは年内ぐらいは多分工事としてかかるだろうという想定をしています。ですので、まだ若干時間があるということもありまして、現在庁内でその運用の形態を担当者レベルで協議をしているところです。新年度に入りましたら、煮詰めるところはちょっと早めていって、おおむね夏ぐらいをめどに議会のほうへも、あるいは住民のほうへも周知をして、必要な措置等も行っていきたいというふうに考えてございます。その時間を使って公募等も行っていくと、そういう予定でございます。

以上です。

○森委員 従来の保健師の部分ですとか地域包括、社協が動くということ、これ自体で建物の全体の利用方法の中では多分そんなに機能は下がらないのだと、それはわかるわけなのです。ただ、住民サービスの基本というのは、対住民と直接接するという、役場でいえばカウンター越しに各課とつながりを持つというのが住民の方も非常に利用しやすいという考え方がきっとあると思うので、ただ全体的にいうと建物を効率的に活用したいという町の考えもあるのでしょうか、その部分については十分に住民周知を図っていただきたいと。

ただ、あと問題は、今度新たに従来の社協側のスペースが今までの診療、歯科診療所の奥まった部分も含めて多分管理が全く違う、管理が全く違うと言ったらあれなのでしょう

けれども、一方のほうは多分常時出入りするスペース、一方は何かあったときといいますか、地域活動団体が活動するだとか、常時活用しないということで、管理体制は常時活用される部分、常時利用する部分については多分一方の方向にまとめてというくりだと思いのですけれども、そうなったときに管理というか、地域活動団体が勝手に来て使うのか、もしくは社協側の従来であれば社協もしくは地域包括、地域包括は多分変わると思うのですけれども、保健師業務をやっておられる方が入り口の開放をされるか、もしくは町のほうから来て入り口を開放するかという、その辺の考え方をお聞きしたかったのですけれども。

○企画調整課長　ご答弁申し上げます。

まず、質問の前段で対面というご心配があるということでご質問ございましたが、現状の予定でいうと、今実は対面のところが非常に狭いし、本当に狭い範囲での対面スペースになっているのですが、むしろそれを今回を機にちょっと拡張して、もうちょっと相談しやすい、そういうようなレイアウトも検討しているというところでございます。本来の現保健センター機能側のほうの管理体制でございまして、確かにいろんなことが想定されるところでございまして、まさしく今誰がどういう時間帯でどういうふうに管理をすることが利用者にとって望ましいのかというのを関係する課の中で調整をしている最中でございます。ですから、現段階では何をどうしますということとはちょっと申し上げられませんが、基本的には住民の利便性というものを念頭に置いて検討していきたいと思っておりますし、もっと言うと地域活動団体室のようなクローズというか、ある程度利用者が決められているスペースと、それ以外に現状でいう集団検診室ですか、それを多目的室に変えたり、あるいは研修会議室を設けたりということで、逆に利用申し込みされれば誰でも使える、そういうスペースもあわせ持っている部分がございます。なので、余計複雑ではあるのですが、繰り返しになりますが、いずれにしても利便性が下がらないようなことは考慮した上でこれから調整をして、夏ぐらいにはこういう方法でということをご提示をしたいというふうに考えております。

以上です。

○松本議長　私も関連で質問したいと思っております。提案も少しあるのですが、まず質問の部分ですけれども、調理室が新たになりまして、今は恐らく調理実習なり地域のイベントの際に女性団体の方が料理をつくったりする際は旧公民館の厨房を使ってやっているのですけれども、古いとはいえども場所も広いので、そこそのスペースがあって、洗い場とか厨房機器もそろっているように思うだけですけれども、新たにこの場所が変わったときに、新しく施設整備は予算のついていますけれども、新たな厨房機器というか、食器なり、まないたなり、鍋なりというようなものの手配は必要がないかが1つです。

それと、実はこの青写真をいただいて、なおかつ現場も委員会で見たときにもう意見は意見で言ったのですけれども、記憶ないかもしれませんが、当時も思いつきのよう

に聞こえたかもしれないのだけれども、ここは、皆さんもそうでしょうけれども、社協も、

あるいは診療所も行ったことがありますから、当然目的によって入り口を分けて入りますが、明らかに現社協、保健センターのほうが出入りしやすい、広いですから。患者として行くときにはそちらから出入りするということです。この案は、現在の社協のほうはクローズして、わかりませんけれども、クローズして診療所のほうを常時出入りするようになるというふうに理解しているのですけれども、森委員も指摘ありましたけれども、入った後のカウンターと事務所の広がりには間違いなく新しいほうが広がっていて、一目で全部が見渡せると思います。それはいいのだけれども、問題は出入りのときの狭さと視野の狭さなのではないかと。

提案というのは、社協側の玄関の機能は残してはどうかということなのです。問題は、ホールと書いてあるところが今は簡易な間仕切りになっていますけれども、あそこはある程度整理して、ホール以下、現有の研修室というのでしょうか、そちらに不特定多数が入らないといえますか、今でも診療所のほうはある意味目隠し状態ですから、普通に入ってあそこ出入りできますよね、変な話不審者でなくても。今回の保全とか管理面で考えたら、入り口が2つあって、不審者なり余り関係ない人が勝手に出入りされても困るという意味からすれば、ホール側に簡易な壁といえますか、蔽遮物をつくって、ホールというのは研修室に向かっての廊下のこと、今健康器具が並んだりなんかするところ、そこをある程度シャットアウトできて、なおかつ今ホールは簡易でとまっていますけれども、あそこがオープンであいて移動できれば、視野的にも、入り口ちょっと遠いだけれども、視野的には対応できるのではないかと。要はそちらのほうが見た目も使い勝手もいいのではないかと。いうふうに個人的に思っています、そういった工夫できませんかというのが考えたのですが、考えは伝わりましたか、いかがですか。

そのほうが、浅知恵でしゃべっているかもしれません。厨房に用事ある人はそうめつたにないのです、ふだんは。そんな毎日いないではないですか。そこが簡易的にしまっているけれども、そこをあげれば使えるわけなので、そんなに邪魔にならない。ホールがふだんあいていても、それはそれで邪魔にならない。安全面も視野に入っているのです、要するに社協や保健センターの今の診療所側から見えるようにしておけばどちらも目配りできるのではないかと。森委員も指摘したように、何となく住民目線で狭くて使い勝手が悪いのではないかと。懸念も多少は払拭できるのではないかと。ただ、玄関2つですから、自動ドアで電気代がかかったり、メンテもかかったりとあるかもしれませんけれども、一笑に付すことなく、少し検討していただければどうかと思うのですが、どうでしょう。

○建設課長 2点ほどご質問があったと思います。

まず、調理室の関係ですが、現有で今調理台3台ございます。ただ、図面でも資料でもお渡ししていますけれども、横並びで3台並べているのと、プラス図面上でいくと右手側の奥に1台シンクを追加しています。いろいろと今の旧公民館の部分、町民会館の部分の調理室の使い勝手を踏まえて、例えば大きな鍋とか、そういうのを使うときに洗うスペースとか、議長先ほどおっしゃっていましたが、そういうスペースとかどうなのでし

ようねということ considering、シンクを1台追加して、これは図面上設計には盛り込んでございます。

2点目のお話、先ほどの森委員のお話ともかぶると思います。今資料でお渡ししている赤いラインで基本的には区分したいのだというところではご理解はしていただけると思う反面、視野の部分とか、玄関の出入りとか、あとは奥まったところという形のをどう払拭するか。これ視察等で皆さん、常任委員会ですか、それで視察されたときも、そういう形でどうなのでしょうかねというお話もいただいたところなのですが、今現有ではそのホールの待合というところ、たしか椅子とかたくさん置いてあったところのスペースはある程度整理して、玄関から入って、待合室というのは逆に保健センター側の諸室のところ、1列に並べるとか、窓側に中庭側に1列に並べるとか、そういう形で、このホールを逆に広く見せて、例えばあそこは窓というか、ガラス張りになっていますので、それで誘導できるような、視野的にスムーズに誘導できるような形にできればなど。ただ、集団検診とかが大勢の人数あるときは、今の現有の例えば社協、保健センターのドアのところ、出入りするとか、人数に合わせてその辺は使い分けしていければなどというふうには考えています。ただ、管理上とか、先ほど言ったホール、通路の部分です。議長言われたそこでシャットアウトというか、どこで区切るかというお話もあるのでしょうかけれども、基本的にその部分で間仕切ることには大した問題ではないのかなと。ただ、管理区分上の例えばセコムとかいろいろと入れたときにどういうふうになるかということもありますので、まずは今の現有の案で、より住民が、先ほど森委員の質問にも答えていましたけれども、わかるような誘導を速やかにできるような形でまずは行わせていただければなどというふうに考えてございます。

以上でございます。

○企画調整課長 済みません、1点目のほうのご質問の関係で補足をさせていただきます。

調理室が保健センターのほうに移転することで、新たな手配は必要ないのかというご指摘だったと思いますが、今関係課で現状の調理室の機材なんかもチェックをしているところ、でございます、できるだけ、もったいないですから、使えるものは使っていくという考えですが、今後の検討の中でここは更新が必要だというものが発生した場合には別途また補正予算を計上して購入するというのも検討しているというところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次のページに移ります。

98 ページ、99 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次のページに移ります。

100 ページ、101 ページ、予防費の続きと環境衛生費について質疑を受けます。

○松本議長 ないようでございますので、私のほうから。

議案質疑、あるいはその前の全員協議会でも出ていました火葬場の共同設置に関しての整備に関して、伊達市と洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町の協議が継続していると。3月末で一部事務組合に向けた結論が出るだろうと。予測では、豊浦、洞爺湖町は一部事務組合に乗ることはないのではないか。問題は、壮瞥がどのような判断するかということなのでありますが、同僚議員からもいろんな意見が出ておりましたし、要は住民が実態が80%が伊達で火葬しているという状況と、現状の火葬場の老朽ぐあいといったらなんですけれども、今の現状を認識すればどういう判断が、一番財政的な負担が軽く済むかと、そして住民負担が少なく済むかということだと思っておりますけれども、一部事務組合方式でやると、わかりませんけれども、教えていただきたいところなんですけれども、建設時から建設費の負担割合が出てくるのか。ないしは、例えばですけれども、PFIで行った学校給食センターの建設については当時から伊達と壮瞥町でありましたけれども、もともとは組合だったんですけれども、解散して、伊達が単独で設置して、設置費は伊達が負担しました。運営経費については、壮瞥と伊達で実績割合というのでしょうかね、大体五、六%でしたかね、なるのは、そんな割合ですと。15年という年限で建物をPFIに対して負担していくというやり方。あとは食材費は給食費として賄うということですから、非常にいわばわかりやすいといえますか、うちにとっても非常に負担軽減だなという実感があるんですけれども、火葬場もそうならないのかなということも率直に思ったのですが、もともとの始まりがほかの2つの町にも声がかかっているということもあるのでしょうかけれども、そもそも伊達市内にある火葬場の今の利用状況を考えても、学校給食と似たような割合になってくるのではないかという想像でしゃべっていますが、そういうことが一番うちの町にとっては、言い方は変ですけれども、負担が少なく済むのではないかと思ったりするのですが、そういう方法とれないのでしょうかというのが質問です。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

火葬場の共同整備につきましては、昨年12月から、今委員言われたとおり共同整備についてのあり方について関係市町と協議を進めている段階でございます。今言われました町としての対応、これは3月までの中で3月末までにその対応をどうするかという対応を決め、伊達市のほうに回答するということは、これは決まっておりますから、その中で対応したいというふうに考えております。現状の火葬場の使用頻度でいきますと、委員おっしゃられたとおりほとんど80%以上が伊達市の火葬場、これは伊達市にある葬斎場を使うということで、そういう中でそういう状況が起きているというところでございますが、全くおっしゃるとおり、なるべくその負担をいかに少なく、そして今の火葬場をどう維持していくのかということになると思うのですが、現状におきましてはこの建設費の部分と維持費の部分、これの実績割という形の中で示されてはいるものの、まだこの部分については協議の段階であって、これから期間短いものの、3月中にその辺の詳しいところ、つまり建設費の部分は今議長おっしゃられたとおり給食センターのような形のあり方がある

のかどうかというところも含めた中でこれは詰めていかなければいけない内容と思っております。そういうこともあり、火葬場の今示されている整備費プラス維持費も含めた中で1件当たりの実績割という形での方法もありますし、今言われた建設費はなく、維持費の部分の実績割ということもあるかもしれませんが、その辺につきましては時間短い中ではございますが、その辺の確認をきちっとした上で最終判断をしたいというふうに考えております。手法としてはあるものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○松本議長 了解したのですが、話の始まりが4つの市と町で行ったので、責任度合いも4分の1ではないのですけれども、現状で言うと、議案審議のときに説明ございましたけれども、豊浦町、洞爺湖町は多分ないだろうという状況ですから、その背景はほぼ給食センターと同じ状況、給食センターと違って洞爺湖町も豊浦町も2割、4割使っているという現状ありますから、それは利用料負担でそれを割り返せばいいのかもしれませんが、相当高くなって。それはいいのだけれども、うちは使ったときの住民負担もそこそこで、なおかつ維持費もそこそこで、建設費もそう高くないというのが一番理想だけれども、現状が今時間本当にないのでしょうかけれども、洞爺湖町と豊浦町が今の時点で離れたということですから、もう単純にうちと伊達の話なのではないかと想像つくのですけれども、そうすると当然理事者がどういう判断していくのかという腹づもりになると思うのですが、これはネットでも配信していますから、ほかのまちの人見ている場合もあるので、言葉はちゃんと選ばなければだめだと思いますが、住民とすれば、住民の代弁者としてどうなるのだという不安、負担も含めてですが、道筋がこのようなことがあるというのがあれば、課長もしゃべっていましたが、およそ選択はこれとこれとこれのうちこうだというのがあれば、お示しいただければ、現時点でと思うのですけれども、どうでしょう。

○副町長 私のほうからお答えいたしたいと思います。

考え方としては、議長言われるような方法もあるというふうには認識を持っております。今現在の使用の仕方、使用の仕方と言っていいのかな、火葬場的に考えていくと、壮警の方が亡くなったときに斎場を伊達市のほうで使って、火葬場も伊達市のほうでやるというのが実態ですので、今の現状を見ていくと、利用料だけ払っていると、使用させていただいているというのが実態ですから、その延長線で考えていくのが一番いいのかなというふうには思っております。そういった方法がとれるかどうかの詰めをしていきたいということで今現在では考えています。ですから、建設当時の負担ができるだけかからないような手法を編み出していきたいということで考えております。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしということで、次のページ、102ページ、103ページ、環境衛生費の続きと廃止鉱山鉱害防止費について質疑を受けます。

○菊地委員 環境衛生運営の中の害虫駆除委託料ということで110万円計上してあります

けれども、害虫の壮瞥町の実態をお聞きしたいというふうに思いますけれども、近年毒ガの大量発生ということで被害的にも多いのかなというふうに感じますけれども、壮瞥町の毒ガの実態も含めてお聞きしたいというふうに思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

害虫駆除の委託料についてでございますが、近年におきましては蜂の巣の駆除のほかに、今委員おっしゃられた毒ガの駆除もしております。これは、平成 23 年度から具体的に行っているものでございまして、大部分は蜂の巣の駆除でございます。26 年度の実績でございますけれども、181 件の害虫駆除の実績、これは毒ガも含めてでございますが、このうち毒ガの駆除については 17 件の駆除をしております。過去 4 年間、23 年度から 4 年間で見ると 26 年度が突出して毒ガの発生とその駆除の件数が多かったというところでございます。近年でいけば、23 年度に全体で 230 件の害虫駆除があったわけでございますが、毒ガはほんの数件程度だったというところでございますので、蜂の巣の駆除がメインだったというところでございます。今後においても、毒ガにつきましては通学路などですとかごみ箱の周辺、そちらでの発生が予測されますので、春先の早いうちに住民の情報を受けた中で先に取りかかっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に移ります。

104 ページ、105 ページ、廃止鉱山鉱害防止費の続きと温泉管理費について質疑を受けます。

○森委員 温泉管理費のほうの地熱エネルギー維持管理経費、それで昨年の予算で 27 年度弁景温泉配管移設調査設計委託料ということで 400 万計上されまして、これはたしか農文協関係の予算だったと思うのですが、この農文協の対応のために必要だったということだったと思うのですが、その後先方の動きがどのような動きがあったのかという部分についてお聞きしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

配管移設の調査設計という形で予算計上した中で、27 年度において A I P 農文協さんの部分においての所有地内に配管が通っているということで、これを迂回するための調査設計をしたところでございました。ご質問は、和解条項があった後の弁護士との対応についてでございますけれども、現状において 26 年の 9 月にこちらのほうから、動きがないということで、もう和解条項の供給義務、これ逃れるのではないかということのやりとりを相手方の弁護士とさせていただいたところで、それについては目立った事実はないということではなくて、今動いていますよということの回答があった中でございましたけれども、こちらとしてもその中で長々とやっている部分でもないというところでございまして、こちらとしても一般的に見ると温泉施設を相手方が建設するようなめどが立っていないだろう

ということで、直接会いたいということもあったのですが、それはお断りをしている状況でございます。

ただ、こちらが余りに強硬に出ても、やはり相手方のところに温泉管が走っているという現状もあり、弁護士のほうとの相談でも余り強い立場にも出れないというところで、まずは温泉管の配管を見直すか何か対策を、まずどういうことができるかというところの調査をしましょうということで 27 年度行ったというところでございます。その中で相手方としては、何か自分でできなければ、誰か第三者にお願いをして、例えばあそこでハウスできないかですとか、そういう調査も行っているようでございますが、今のところ具体的に相手方からこうするというような回答がない状況でございますので、こちらとしては配管を移設するのに大体どれぐらいかかって、それが必要なことなのかどうかというところの見きわめの中で今回調査をさせていただいたというところでございますが、配管を移設するのも結構な金額もかかるということもわかりましたので、一概にすぐ管を動かしてということもなかなかできないので、なるべく相手方が何とか。一番いいのは、配管通っている部分の土地の面積は少ないものですから、例えばその分の土地の面積の部分を購入するなどのことも以前は考えたこともありますけれども、そういう形で事態を解決に向けてといたしますか、していきたいというふうに思っておりますが、なかなか相手方が手放さないといえますか、いう状況もございまして、そういうこともあってなかなかこちらとしてもいい打開策が見つけれないというのが今の現状でございます。今後も当然 28 年度においても継続して弁護士同士でお話をさせていただくことになっておりまして、具体的に土地の部分についてどうなさるつもりなのか、また温泉の利用するめどはどうなっているのかというところの再確認とその対応を考えていきたいというのが今の現状、回答になっているかどうかかわからないのですけれども、相手方の動きが非常に鈍い状況になっているというところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、106 ページ、107 ページ、温泉管理費の続きについて質疑を受けます。

○真鍋委員 地熱資源開発委託料、これ 7,400 万ぐらい上がっていますけれども、この数字に関したことでないのですけれども、関連することだと思うので、聞きます。

今年度の蟠溪地区での地熱調査事業は残念な結果に終わったのですけれども、今後はこのような JOGMEC による 100%補助の地熱資源の開発事業というのは当町で受けられるのでしょうか。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

今回の 26 年度から 2 カ年にわたってまいりました調査事業につきましては、これまでも委員の皆様にご説明を申し上げたとおり、新たな高温域の発見であるとか、高温、また

は多量の地熱流体、地熱水の確認には至らなかったというということで、大変残念な結果であったというふうに思っております。ですので、当初から発電目的という形で、その調査ということでJOGMECの100%の補助を利用してきましたけれども、発電に必要な部分の蒸気とか熱水の確保はできなかったということであるので、この調査については困難であると判断されておりました、この地域、蟠溪地域において来年度予定をしておりました仮噴気試験、それについてもやる場合についてはJOGMECの100%の補助を活用することで考えておりましたが、以上のような状況からこのJOGMECの100%を活用した仮噴気試験等の継続は断念せざるを得ない状況であるというふうに考えております。

以上です。

○真鍋委員 質問の仕方がちょっと悪かったです。

噴気試験のための予算ということで上げてあったということで理解しますけれども、2カ年かけて泉源調査と、それからボーリング調査と今年度にかけてやって、そして残念な結果が出たのですけれども、今後当町としてまたこういう100%補助事業というのを受けられるかどうかというのを聞きたかったのです。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

壮瞥町内全域としてのお考えなのかと、ご質問なのかなと思いますが、現状において昨年の蟠溪の地熱資源開発をしている段階から、複数社興味を示されていらっしゃる業者もあるというふうに思っておりますが、具体的にどここの地域でどうなるということまではまだ言える段階ではないのかなというふうに考えておりますので、これが仮に壮瞥町内でやりたいというところが出ましたら、その段階において町としてどう対応するかというのはそのとき具体的に考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○森委員 確認なのですが、地熱資源開発調査事業で7,400万、今年度計上されておりますけれども、この分は結果的に実施されないで落ちるということでよろしいのですね、その辺の確認です。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

本年度28年度予定しております金額にしまして7,432万9,000円の目的とした仮噴気試験、これまでの答弁のとおり断念せざるを得ないということで、次の定例会の中で減額補正という形になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に移ります。

108ページ、109ページ、衛生費の清掃費について、じんかい処理費とし尿処理費について質疑を受けます。

○松本議長 じんかい処理及び資源ごみ処理あわせて質問をいたします。

問題は、質問の中身はじんかい回収委託料、それから西いぶり広域連合の負担金及び資源ごみの回収委託料の増額分の理由ということであります。西いぶり広域連合については、700 万ぐらい上がるわけでありましてけれども、説明あったかもしれませんが、新たな設備の更新等の問題があるのかということであります。それから、ないしは構成市町のごみ量の変化による対応なのかと。

もう一つのじんかい処理及び資源ごみの回収については、年々増加傾向にあるというのはありまして、どちらも 27 年度に労務単価が上がったという理由を説明されておりましたけれども、さらに今回額でいうと 50 万アップです。1,400 万が 1,450 万になり、1,500 万になったという経緯です。確認をしたいと。資源ごみについても同様、同様といいますか、数字違いますけれども、上がってくる理由でございます。説明をお願いしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

じんかい処理費の関係でございますけれども、まず委託料と広域連合の負担金の増の部分でございますが、広域連合の廃棄物の処理に係る増額の部分につきましては、まず委員おっしゃるとおり全体的に各市町ごみ量が増加していることによる処理費の増というのが大きな要因の一つでございます。それと、訴訟に関する部分で現在の広域連合の処理設備の委託を受けている業者さんの部分で保守管理費が非常に上がっているということの部分で、その部分での特例委託料の増額というのもございます。それと、本年度 28 年度、現在の広域の処理施設、これが稼働されて、15 年からの稼働ですから、もう 13 年たっている中で、先を見通したときに今現在の業者の委託の中でいくと平成 33 年までという形になっていますから、その時期がもう近くなっているということで、その広域処理施設のその後の整備をどうするかという形のを、28 年度でその業務の検討を行うというところでの経費が発生をしているということ、それと先ほど言いました施設整備の増額の部分につきましては 27 年度がメイン工事を行ったということで多かったものの、28 年度については若干その部分の工事費が下がってはいるものの、先ほど言いましたごみ量が各市町上がっているということと、今言いました広域処理の次期の施設の整備の方法をどうするかというところの委託料が上がったということが大きな内容でございます。

じんかい回収委託料と資源ごみの委託料、これの増額部分につきましては、予算説明でもご説明をいたしましたとおり、じんかい回収についてはやはり毎年度上がっているところでございますが、労務単価の上昇というのが一因にあるものの、パッカー車などの修繕料、これが年数がたっているのが 1 台ございまして、その部分での修繕料の増ということがございます。資源ごみの回収委託料につきましても、現在資源ごみを回収しているトラック、これらの修繕料と、じんかい回収と同じく労務単価、その辺の増額もあったというところでございますが、じんかい回収につきましても上がっている一方なふうにも見えるのですけれども、昨年度からなるべく効率よく回収に回ろうという形で行っておりまして、なるべくごみを、例えば燃えないごみと大型ごみを同じ回収日にして、それだけ経費を下

げるですとかということの工夫も昨年度から初めて、27年度から始めておまして、今年度においてもそれをまず継続をし、そして特に大型ごみなどはその時期によって回収については上下をするということで、現状見受けられるのが冬場、特に1、2月の大型ごみの排出量が減る傾向にありますので、例えばその部分での再度の見直しを考えていくとかということもここ2年ぐらいのスパンで再度また、修繕料とかいろいろ上がるのですけれども、なるべくうまく回収できるような方法を業者さんと詰めた中で経費節減に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員長 これより休憩に入ります。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○松本議長 確認で再度でありますけれども、西いぶり広域連合ですが、答弁で課長ごみ量が各構成市町村ふえているという話ですけれども、これ減っているのではないのですか、その確認一つ。減ると維持費も困ってくるかということが逆に関連して、市町村の負担がふえてきたりする、設備費に影響するとかということではないのでしょうか。済みません、確認です。

それと、じんかい回収と資源ごみ回収の労務単価が上がっているということもわかるし、コースを短縮というのか、効率よく回るという工夫もされているというふうに、確認でありますけれども、例えば資源ごみでいうとこの近年で200万ぐらい上がっているわけでありまして、それは全部負担増につながるわけですので、トラックの修理もあるでしょうし、人件費のアップもあるのでしょうか、どうなのでしょうねと。そもそも手間といいますか、労務、時間なり負担そのものがふえているということの得心というか、理解が余りできないのですが、その実態はどうなのでしょう。確かにふえていたり、回数というのは同じなのでしょうけれども、何か手間がふえているのか、そういうのがあれば確認したかったということですが、両方。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

ごみ量の部分についてでございますが、これにつきましてはごみ量ふえることによって当然分担金というか、負担金の部分については広域連合の歳入として上がることとなります。全体の部分についても26年度と比較して6%ほどごみ量上がっています。26年度の各市町合計でいきますと、合わせて約5万トンのものが27年度については5万3,300トンということになっていますから、結果的にはごみ量は上がっているのです。上がってはいて、その分負担金も歳入としては上がりますし、例えば事業系でいけば直接事業者が行けばその時点での処分手数料も入ることにはなるのですが、歳出の中で、先ほど申しましたとおり施設整備の今後の今の施設の耐用年数来る前に当たってのどういうふうに

長寿命化をするのか、新たに敷地内に建てかえるのかというような、その部分の検討も始めなければいけないというところでの費用負担ですとか、先ほど言いました保守管理の負担であったりというところの増がやっぱり大きく響いているものだというふうに考えております。

また、じんかい回収等の部分につきましては、人員についてはこれまで見直した中で減らしてはいるものの、手間という部分においては特に、燃えないごみの中で近年他市町でも起きているような、ガスボンベの残っているものに例えば燃えないごみの中にライターがあって着火をしましてパッカー車が火事を起こすなどという事例もあることから、ガス缶の部分と着火物については非常に注意をして見ているという形の部分では手間がふえているというのはかなりあります。ガス缶の扱いにつきましては、パッカー車にどうしても積み込みますので、当然圧縮されてという形になりますから、残りが残らないような使い方をしてもらえばいいのですけれども、それでもやっぱり危ないので、そういうところは気をつけて作業員が2人して見ているという状況の部分もありますので、過去から考えれば手間も当然ふえているのかなというふうな実態でございます。

以上です。

○松本議長 済みません、最後に確認。

こだわっているわけではないのですけれども、ごみ量の問題でしばらく広域連合、設立当初に執行議員で行っていたというのがあって、都合8年ぐらい行ったのかもかもしれませんが、当初の計画ごみ量というのがあって、処理量があって、可燃処理する。当初から減っていくというか、至らないわけですよ。理由は、浸透して行って、住民、我々も含めてですけれども、ごみ処理に関する認識が。ですから、何でもかんでも出せばいいというものではない。自己処理なり、分別収集なりということも進んでいったので、どんどん減ってきていたという長期的な傾向があって、だから負担割合が減ってしまうと、SPCというか、運営する会社のお金がまた減るというような、悪循環と言いませんね、資源ごみなりごみの排出に対する認識が浸透して行ってごみ量が減ってきて、プラス人口減もあって、全体的に考えるといいとか悪いとかではなくて、資金的にはちょっと厳しくなったと。あとはトラブルなんかもありますけれども、今また新しくSPCというか、管理が平成33年ですか、その先のことを今度視野に入れた議論なり投資が必要なのかもかもしれませんが、それはおいておいて、ごみだけに関して言うと、そういった長期傾向にあるという認識でしたのですけれども、V字といいますか、ふえてきているということなのですか、近年の傾向として。その1点ですが。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

過去に平成15年の4月に稼働した部分については、計画ごみ量で当時定めていた年6万3,400トンがあったと思います。それに基づいて、計画比が26年度のトン数で先ほど約5万トンと言っていました、その計画から見ると21%減少していて、それは当初からごみの減量化であるとか、あとごみが出ないような回収、例えばトレーの回収ですとか、そ

ういう方法も進んで回収が下がってきていた。そして、議長おっしゃられるとおり、その部分で歳入が減ったことも1つあったというふうに考えておりますが、先ほど申しましたごみ量の増加、3,000トンほどふえているわけでございますけれども、これにつきましては減っているのが旧大滝区と豊浦が91%と86%です。ですから、10%ほど下がっている状況で、それ以外の市町村については軒並み上がっているという状況になります。この主な原因としますのは、例えば洞爺湖町でいくと111%、壮瞥町でいけば約105%、想像すればわかると思うのですが、観光客の増です。室蘭市においても102%になりますので、やはりその部分でのごみ量というのが大きいのかなと。壮瞥町に限って言いますと、家庭系のごみでは370トン台でそんなに変わらないのです。ですが、事業系のごみになりますと26年度で876トンが27年度は945トンになっていますから、事業系、つまりホテルですとかそういうところから出るごみの量がふえているというのが見てとれるのかなというふうに思っています。この状況が今の観光インバウンドの部分考えますと状況的にはこういう状況で何年かは進むのかなというところもありますけれども、そういう事情が、背景があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に移ります。

110ページ、111ページ、農林水産業費の農業委員会費と農業振興費について質疑を伺います。

○長内委員 委員長のお許しをいただいて、農業費の農業委員会費に関連ということで質問させていただきたいと思えます。

予算には直接ではないのですが、ご案内のとおり、昨年一連の農業改革というのですか、農協もそうでしょうけれども、農業委員会の改革という部分の中で、農業委員の公選制という部分が、廃止というのか改正というのかわかりませんが、されて、町長の指名というのでしょうか、推薦というのでしょうか、そういう形で議決事項になるのかもしれませんが、に変わるというような報道等を聞いております。農業委員会の制度の改正の主な点ですか、その辺現段階でわかる範囲でお答えいただきたいと思えます。

それと、同じく、これ農地の関係なので、農業委員会のところで質問させていただきたいと思うのですが、農地中間管理機構という制度といいますか、置かれて、公社だと思えるのですが、そこが一旦農業規模縮小する人ですとか、リタイアする人の農地を受けて、そして希望の農業者に貸し付けるという中間管理機構という部分がスタートしておりますが、数年経過していると思うのですが、その当町での実態です。その制度を生かして農地の利用集積が行われているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

まず、農業委員会の委員の公選の部分についてでございますが、委員おっしゃられます

とおり、本年4月1日から法律が変わりまして、これまで農業委員会については公選制による選挙による部分と、あとは団体推薦であるとか議会推薦であるとか、そういう形での町長のほうから議案を出して同意をしていただくという、その2つに分かれていたわけですが、それが今度からは町長が条例で定数を定めて、その委員の選定については地域内の農業者の推薦や公募によって委員を出していただき、それを選出をして、町長が議会に同意議決を諮るという流れに変わったものでございます。それで、これにつきましては、現状今の壮瞥町の農業委員の任期については26年に始まっておりまして、3カ年でございますから、来年の7月の19日で任期を迎えるという農業委員会においては、法律施行が4月1日であったとしても、従前のとおりその任期を全うすることができるということになりますので、その任期までの間に新しい法律のやり方で、つまり選挙ではなく推薦、また公募を一定程度行い、その中から市町村長が選考して、議会の同意を得て新たな来年7月20日の任期を迎えるという形に改まるということになります。壮瞥町においてもそのような形で進めるということで、先行して行っているのが洞爺湖町が3月の末で任期が切れるということで、本日の新聞報道でもありましたが、14名の農業委員の同意を今回の定例会で行ったというところでございますが、そういうところが道内たしか8件ほどあったかというふうに考えております。それ以外につきましては、今言った流れで来年の7月までの間で順次各市町村で行っていくということになりますので、壮瞥町においては来年の6月の議会での同意議決を得られるような形でスケジュールを今現在進めているところで、まず農業委員の委員の定数を決めるといいますか、定める条例の制定からまず取りかかる予定でありまして、各農業委員会、胆振管内の農業委員会でも順次、例えば9月の議会ですとか、その状況を見てですけれども、6月の議会ですとか、そういう中でまずは定数条例の設置から始めるものというふうに考えているところでございます。今の流れについては、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

もう一点の農地中間管理機構の部分でございますが、この機構といいますのは近年遊休農地であるとか荒廃農地がどんどんふえてきていて、それを農地集積という部分で、そういう機構が北海道にあって、それが一回借り上げて、それを再度希望する農業者に貸し付けるという制度でございまして、業務は各市町村などに委託されておりまして、壮瞥町においてもその業務を受託をしているというところでございますが、農業委員会の役割についてはそういう機構に貸すという方がいるかどうかという部分において、耕作放棄地が発生しないようにですとか、予防するとかというのが農業委員会の役割で、壮瞥町においてはそういう貸し付ける土地があれば、所有者が希望すれば、それを機構に貸し付けるような形で次の借り手を見つけるということになると思うのですが、大原則として白紙委任という形で、貸し付ける場合は誰が借りるかわからないというのが大きな課題がございまして、現状の今の壮瞥町、近隣の市町もそうだと思いますが、この人に貸したいのだとか、近くの方に借りてほしいのだとかという形で現在も利用集積事業ですとか農地法に基づいて賃貸借ですとか売買がされているという現状もあるので、さすがに誰に貸すかわからな

いけれども、預けるというふうにはやはり思いづらいということで、壮警町においてはこの機構を使った集積の実績というのはないというのが現状でございます。

以上です。

○長内委員 経過につきましては理解をさせていただきました。順次定数条例から始まって、来年ということは29年ですよね、29年7月でしたか、6月でしたか、農業委員会の任期をもって新しい制度に変わっていくということで、定数等の学識の取り扱いもどうなのか、その辺整理されて提案されるのかなと思います。わかりました。

同時に農業委員、恐らく農業委員の数減るのかなという感じがするのですが、わかりませんが、農業委員のほかに、農地調整委員でしたでしょうか、正式な名前忘れましたが、それを置くことができるのか、置かなければならないのかわかりませんが、その辺の部分についてわかればお示しをいただきたいなと思います。

それから、農地中間管理機構の部分では、実態としては中間管理機構の制度を使って当町での農地の流動化というのは行われていないということでしたが、国は最初のもくろみと、中間管理機構をスタートさせたのだけれども、当町と同じように全国的に非常にそれが利用率が低迷していると、それでその利用を促すようなことを行ってくるというか、取り組むというようなことで進めようとしていると思うのですが、ここでその制度のことを、町に直接ではないので、余り議論してもどうかとは思いますが、当初期待したのは、当町のような山間地で例えば傾斜なり区画が非常に小さい区画だとか、そういうような条件不利地を中間管理機構が借り受けて、それを面的に整備をして、要するに大規模化しやすい使いやすい農地として、コスト低減のために隣接する担い手のいる農家に貸し付けるという、最初そういうような部分もあったのかなと思って、当町の場合はそういう面であってそういう部分の中で進むことが規模拡大なり農地の利用集積につながる可能性はあるなと期待していたのですが、実態はどうもそうではなくて、条件のいいところしか中間管理機構は受けませんよというふうなところなのです。条件のいいところは、黙っていても今までの制度の中で特に隣接する近隣の農家の人が借りて、そして実際行われているということで、実際には中間管理機構が使うところは少ないということだったと思うのです。

ただ、これから国がそういうこ入れをどういう形でしてくるのか、もしくは遊休農地化している農地は固定資産税を上げるとか、例えば国のいろんな制度の交付金、農業に対する制度交付金のカウントを中間管理機構を活用しているポイントの高いまちには有利な事業をすとか、わかりませんが、そんなようなことで制度として動こうとしているところがあるのですが、その辺一つの町だけではなかなかその辺を国に実態等を伝えることは難しいのかもしれませんが、全道の農業委員会なり、そういう組織、例えば町村会なり、そういう形の中で実態に合った中間管理機構のあり方という部分を国に向かって訴えていくというような部分を考えているのかどうかお伺いしておきたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

農業委員と先ほど言いました推進委員という形の部分でございますが、今回は新たに農地利用最適化推進委員、これを置くことができるという形での文面が新たに法律につけられたというところでございますが、これは一体何だということなのですが、農業委員会の委員はいて、推進委員というのは担当する地域において農業委員さんのやっていた部分の動きを補完をして調整役を担うというのが、簡単に言ってみればそういうところを設けることができるということなのですが、北海道全体としては各委員さんの部分、あとは北海道全体としての農業委員会の団体としても北海道にはこれ適さないとはいえないという形でのご意見をさせていただいた部分は法律改正前から北海道農業会議を通じて行っていた部分でございますが、法としてこれが位置づけられたということでございますので、一定基準において推進委員を置くことができるという形になったものでございまして、では壮瞥町においてはどうかということでございますが、これはその条件がありまして、まずいわゆる農地集積率といたしまして、壮瞥町全体の農地がこれだけあって、そのうちどれだけ担い手にきちっと集積をされているか、つまり売買であるとか賃貸であるとか貸借、あと利用集積になる賃貸であるとか、農地法に基づくものとか、そういう形でどれだけ集積されているのかというその割合が70%を超えている場合は推進委員を置かなくてもいいですよと、つまりきちっと調整がされているので、7割を超えている。それが7割を超えていないところは推進委員を置かなければだめですよという内容のものでございまして、具体的に胆振管内で10市町村ありますけれども、7割を超えているところが5団体ですので、半分は7割以下ということになるので、60%、50%台というところになりまして、市になりますとやっぱり集積率が下がって50%台というところが出てきますので、そういうところにおいては推進委員を置かなければいけない形になっていまして、そういう形でこれも推進委員についても定数条例によって置く形になるのかなというふうに思っております。

それで、基本的には推進委員については、おおむね町内の農地面積大体1,400から1,500ぐらいあります。基本的な基準としては推進委員が100ヘクタールに1人という形での基準は示されていますが、その定数については市町村に委ねられておりますので、今後もその辺につきましては農業委員会と十分調整をした上でやるという形になります。では、農業委員さんの定数はどうなるのかということですが、農業委員さんについては国のほうで示されているのは上限だけでございますが、壮瞥町の基準に当てはまるところでいきますと上限が14名まででございます。現在農業委員会については10名ですから、おおむねその10名の委員で農業委員会の委員は構成されるのかなと、それにプラス推進委員が何名加わるかという形になるのかなというふうに考えております。

2点目です。中間管理機構の部分について、委員おっしゃられるとおり最初はすごくいいイメージといたしますが、荒廃しているところもきちっと預かって、そこを基盤整備をして、そして貸し付けるのだというのは確かに当初の中にあつて、実際ふたあけてみると言われるとおりにいいところしか借り受けないというのが実態としてあつて、農業者側もそう

いう根強い部分がもしかしてあるのかもしれないというところ。その中で、何とか国としてはその部分を機構がうまく回るようにするために、実績が上がったところについては補助金の採択の一部にするですとかという形も出てきているのは実態でございます。ただ、今のところ壮警町において、それがなかったことによって例えば補助を受けられなかったとか、そういうことはいまだになくて、つまり中間管理機構を使っているところはあるけれども、ないところもそれだけあるというところが実態なのかなというところでございます。

それと、あと遊休農地、これについての固定資産税の課税、これを強化をするというところでもございましたが、一律ではないというところが中身に出てきておりますので、それについても当町のほうについては、照らし合わせとか、そんなにまだ影響が出てくるころはないと見ておりますが、いずれにしてもこれから農業者、今まだ壮警町においては農業者の経営主の平均年齢というのが60歳代に達していないので、たしか54歳、55歳ぐらいだったと思います。他の市町、近隣から比べるとまだ若いほうに分類されているものの、今70代、80代の方で元気で頑張っていらっしゃる方が多数おりますから、その方が今耕作している面積も考えますと、非常に先行きは不透明な部分が当然出てきますから、そういう受け皿が何年か後にはいっぱいいっぱいになってしまって、もうこれ以上受けられないというところが出てこないとも限らないわけですから、ですからその辺を今後農業委員会としても、また集積率を十分上げていくためにも、きちっとこれは農業委員会でもあつせんという形で次々に出たところについては近隣の農業者さんができるような形で見ていかなければいけないという中でなので、今いる10名はやはり必要なのだというところでの理解で今進めているというところでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、112ページと113ページ、農業振興費について質疑を受けます。

○高井委員 ことし緑肥作物振興事業補助が一応100万組まれているわけなのですがけれども、昨年度は多面的機能でこの緑肥事業がやれるという形で言われて、組まないという形で言われていたので、昨年度多面的機能でどのぐらいの緑肥を作付した人がいるのか、またことしはそういう部分がどのぐらい利用されているのかという部分についてお伺いしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

緑肥作物振興事業につきましては、地力の向上という部分と観光地という中での景観緑肥、これの部分でこれまで実績がございまして、まず地力の向上の部分につきましては50ヘクタール分、緑肥作物です。観光のないいわゆる景観緑肥、この部分については約5ヘクタールで、合わせて55ヘクタールの作付があったところでございます。それで、委員おっしゃいますとおり、27年度においては26年度の中で多面的機能支払いの交付金制度、こ

の中で緑肥作物の部分についても種子代購入ができるというところではございましたが、その内容を実際にやろうとしたところ、対象になるのがいわゆる風じん対策、土が舞わないように緑肥として作付するというのでしょうか、それでない対象にならないというところが新たに出まして、それで多面的機能支払いでは取り組めないということがわかったと。町の中で見るヒマワリを植えている農地周りのところでの景観的な部分についてはありますけれども、それでもそんなに面積的には全然多くないところではございますので、そういうことが対象として出てきてしまったというところでありまして、あと昨年開いた農業振興懇談会の中でも、具体的にそういうことがあって、これ半分町が経費を持っている形になるのですけれども、おおよそ100万円程度でございますが、その部分がストレートに農業者のほうの負担になってしまうというところで、そういう背景もあったもので、再度補助を28年度からしたという内容のものでございます。

○森委員 私は、堆肥センター運営事業についてお聞きしたいと思います。

今年度の予算の中では生産管理改善業務委託料で320万がふえていると、それと施設管理業務委託料で196万ふえている。合わせて516万ふえているわけなのですが、これに対して、これ27年度の堆肥の売り上げ実績というのはまだ出ていないということだと思っておりますが、予算ベースでいうと130万ふえていると、27年比べて28年は130万予算で見ておられるということではございますけれども、まずこの生産管理改善業務委託料の320万と施設管理業務委託料196万というのが、これが一時的な増額ということなのか、どの程度の年限この経費が必要かという部分についてお聞きしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

今回の予算の中で320万円、生産管理改善業務の部分についてしておりますが、これにつきましては今生産の改善に伴って27年度の途中から行っている部分について、職員の生産管理方法の見直しですとか、生産方法ですとか、作業工程確立するですとかという形で行ってまいりましたが、その部分について28年度についてはその仕上げをしようというところ、それとやはり堆肥を使うに当たってはその土壌がどうなっているのかというところでの土壌分析、これを踏まえた中での施肥設計をさせてあげたいというところでのことで、それが直接的に町堆肥の利活用につながるであろうという業務の部分と、あと販売促進活動につきましては、28年度から本格的に販売を初めていくわけですが、その部分についてもある意味仕分けという形で行っていくための経費としてアドバイザーともう一人の職員の派遣の部分についてのものでの経費という形でございます。それで、ことしについては生産管理業務の改善については仕上げでございますから、28年度をもってこういう形の部分では終わらせていただきたいと考えているのですが、今お願いしているアドバイザーさんとかかわり合いについても今現在それ以降の部分についても相談、どういう形でかかわりを持っていくかということは検討してまいりたいというふうに考えておりますが、アドバイザー自身も北海道内、洞爺湖管内でも農業者さんがいらっしゃいますので、その部分についても今後もこちらに足を運ぶということもございまして、それに

向けて町として堆肥センターとしてどういう形でかわっていくのがいいのかというのは28年度の中で決定したいというふうに考えておりますが、基本これは生産管理の改善の部分についての予算については28年度に限るという形で考えていきたいというふうに思っております。

また、運営のほうの業務の部分につきましては、主にその内容からいきますとチップのいわゆる副資材の部分での購入というところがメインとなってきておりますが、これからにつきましては毎年度おおむね2,500万円程度の予算が合わせて必要になってくるのかというふうに考えておりますが、その中で堆肥がどれくらい売れるかというところでの見込みもあって、これまでもお示しをしてきました基本的には畜ふんを町内、町外からトンベースでいくと2,500トンほど集めた中で、それを販売をしていくということで目標値も示させていただきましたが、その中でも支出についてはおよそ2,500から2,550万円程度の部分で必要になるということでございますが、今年度年間通してこのチップの量がほぼ毎年度かかる量が確定してくるものというのと、あと畜ふんの運搬についてもその部分で確定をするということになりますので、その中でこれから経費かかる部分についてのおおよそ必要な部分でのものが28年度で長期的な視点の中で見ていけるのかなというふうに思いますから、今年度28年度についてその辺の見きわめをしていきたいというふうに考えておりますが、運営のほうについてはある程度一時的ではなく、この程度の予算が必要になってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森委員 生産管理改善業務委託は、それは28年度限りだと、ただし施設管理業務委託に関しては、おが粉ですとか、チップですとか、これからもずっと多分かかっていくのだろうということですね。そうすると、実質196万、今年度ベースでいうと196万ふえている。でも、現実には、つくった堆肥がどの程度売れる課というのは今後の問題だとは思いますが、経費をかけてもそれだけ収入は上がってこない実態、だんだん、だんだん乖離していくのかなという感じがするわけなのです。ですから、経費をかければかけるほど深みにはまっていくというか、アリ地獄のような形でどんどん膨れて、赤字だけがふえていくのかなと。だから、これはやっぱり、規模といいますか、生産工程改良するのは構わないのですけれども、そのことによって赤字がふえていくということであれば、基本的な戦略というのは見直す必要があるのかなという感じがするのですけれども、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

生産資材の部分においての経費という形でやはり上がっている部分は、委員おっしゃるとおりあると思います。それで、いかにその中で販売量をふやしていくかということと、今回40リッター用の農家向けのやつもつくりましたので、その部分の販売の伸び方によってかなり利益の幅が出てくるのかなというふうに思っておりますが、支出の面でいけば今回も細かい話でいくと、例えば袋を変えるですとか、そういう臨時的な中身も実はこの

中に 90 万円ほど含まれていたりもするので、その部分についての費用が減るとかという部分もございますし、現状において電気料などもいわゆる物件費の中でもある程度余裕を見ていた部分なのですが、その辺今の工程の管理の中でかなり節減ができているために、そういうマイナス的にできる要素も実はあるというところがございますが、いずれにしても今現状でこういう改善をまた 28 年度も行っていく中では、次はこの部分においていかにさらに改善をした中で経費をどうやって下げていくかということも 1 つ課題になるのかなと思っておりますので、その部分についてはことし 1 年の中でもしかするとチップの量につきましてもある程度の量が見込める中でマイナスになるかもしれないですし、何とも今のところはなかなか申し上げにくいのですけれども、そういう経費の見きわめについても今年度していくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○真鍋委員 私も堆肥センター運営事業について伺いたいと思います。

堆肥センター運営の中で大変重要な部分は、町外からの畜ふんの調達という部分が重要な部分になってくると思うのですが、その部分の町外から調達するための担保と申しますか、そういう部分はどういうふうにとられているのかと、あと現在副資材収集というのをリサイクルシステムではやめているのですけれども、その部分で当時使っていた資機材が遊んでいると思うのですけれども、それもう今後使う予定もないと思われるので、それらの資機材をどういうふうにするか、処分するというか、そういう問題と、あと堆肥製造にかかわる改造の段階で麦稈とか牧草というのは収集しない、使わないと認識したのですけれども、28 年度の予算の中では副資材収集費が合わせて 90 万円上がっているのです。これはちょっと私の認識が誤解していたのか何かわからないのですけれども、確認のため伺います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

まず、町外の畜ふんの担保というところがございますが、町外の大口の農家さんから、これまでも計画的に受けている状況でございますが、町外につきましては今年度も約 400 トン、3 月分も入れるとおよそ 400 トンぐらいは町外から、冬からですけれども、11 月からですけれども、受けている状況がありまして、この部分の担保の部分につきましては、例えば月何トンとかいう形の契約を結ぶように今相手方と交渉しているというところでございますが、アドバイザーについても 3 月にまた見えるということで、その方に再度間に入ってもらった中で、いわゆる契約、相手方も、動物から出てくるものなので、契約までという形には難色を示しているようなのですけれども、こちらとしても委員おっしゃるとおりできれば担保が欲しいというところが本音でございますので、アドバイザーが今月また 2 度ほど見えるというところなので、それについては一緒にその部分についてまた対応していきたいというふうに考えております。

あと、今言われました機材、前使っていましたベラーとかの部分だと思いますが、前に大きく修繕をかけまして、使える状況にはなっているところがございますが、あの部分

につきましてはもし希望する農業者さん、また団体があった場合については処分を検討したいというふうに考えております。これについては、既にもう収集するということがなくなりましたので、処分の方法について考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それと、副資材収集費ということで90万円、牧草を町内の上久保内牧場の部分について収集する予定だったのですが、これを収集する予定だったのは生ごみの堆肥の製造に使う予定はしていたのですが、これを収集することによって破砕機ですとかそういうところも動かさなければいけないという形で、そっちのほうで作業効率が悪くなるということで、ことしに入りましてチップの部分である程度木の皮の部分というのでしょうか、質のそんなによくないと言ったらあれですけども、皮の部分のまた別な安価なやつがあったので、それも一緒にという形で今回生産資材購入費としてなっていますが、そういうところを使うという形にして、牧草については扱わないようにしようということで今進めて、来年度以降やる予定でおりますので、この部分についても経費を下げるマイナス要因になるのかなというふうに考えております。ですので、今後牧草のあり方については、掃除刈りは今後するもので、その扱い方については今後またという形で、それを処分するかというのは検討したいと思っています。

○佐藤委員長 ただいまより昼食休憩といたします。午後の再開は午後1時5分とします。
休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時05分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

113ページ、農業振興費の続きについて質疑を受けます。

○長内委員 私は、2点質問させていただきたいと思っています。1点目は、青年農業者組織育成支援事業補助金、それからGAPの維持継続事業補助金にかかわって質問させていただきたいと思っています。

1点目の青年農業者への部分なのですが、委員長報告にもありましたけれども、議会もせんだってYFCと意見交換という形の中でお話をする機会がありました。10年後、15年後、彼らが壮瞥町の農業のそれぞれの経営者として育っていくのかなと、そういう意味では特に近年のいろんな農業を取り巻く変化、相当大きな変化が来るだろうと私自身も思います。その変化にどう自分の経営の体質を変化させながら強化していくかと、多分今までの農業と違ったいろんな視点も含めてそういう取り組みが重要になってくるのかなと。同時に、組織として、町の今までの、ことしは予算化はありませんけれども、後継者、新規就農者、それから既存の農業経営後継者、就農後継者という部分に投資をしてきて、そしてこういう組織化になって今に至っているのかなと思っています。そういう意味では、これ行政だけではなくていろんな形の中で支援されているのかなと思うのですが、その状況と、それから今後の支援のあり方についてお考えがあれば、お聞きしておきたい

なと思っています。

それから、GAPですけれども、これは初めてのことなのですが、農協を中心としてグローバルGAP、それからJGAPという部分に取り組まれている農家の方も少しずつふえてきているのかなと思うのですが、これはとうや湖農協管内のほかの町村も含めた連携した取り組みなのか、それとも町単独の取り組みなのか。それから、今後どういう形の中でこれを進めていかれるお考えなのかお聞きしておきたいと思います。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

まず、青年農業者の組織育成支援事業補助金 15 万 2,000 円の部分でございますが、これまでの状況につきましては、その設立、これが平成 24 年でございますから、それ以来町としても、また普及センターとしてもこの設立に賛同し、かかわってきて、当初 10 名で始まったところが現在は 15 名程度にまでできていると。平均年齢も 20 代で、これからの地域農業を担っていく中心的なメンバーになると思いますし、偏っているのではなくて、各地域にそれぞれ点在をしていて、非常にいい傾向なのかなというふうに思っています。それで、今現在の状況としましては、これまでどおり去年もおととしもそういう要望もあった中で金額でいえば 14 万か 15 万程度の支援をさせていただいたというところと、あと視察に関しての部分についてですとか、技術的な勉強会などについて普及センターのほうに協力をお願いしながらやってきたというところでございます。就農された皆さんが今後これから中心メンバーになっていく、中心の農業者になっていくということの育成は非常に大事であるというふうに思っておりますし、今はこういう活動、いわゆる例会を開いたりですとか、街コンのお手伝いもしたり、またエゾシカの一斉捕獲ですとか緊急捕獲活動とか、そういうにもお手伝いをしていきながら、現地での学習会なども積極的に行っているというところがございます。今後もこの活動内容が幅を持てるようなところでの支援をしていきたいというふうに考えておりますけれども、24 年から 27 年度、4 年間たったというところで、町のほうとしまして恐らくこれで 1 つメンバーの人数が固まってきたのかなという気しております。今十四、五名です。であるので、もう既にその支援するのは次の段階にもしかして入るのかもしれないというふうに見ております。というのも会員の方の、今平均年齢 20 代後半ですけれども、これから経営者としての例えば管理能力の向上のための研修であるとか、中心的な経営者としての経理の部分の技能、技術の取得であったり知識の取得であったりとか、そういうところでの活動の幅、次の段階の活動の方向性を持っていただきたいなということが実はありまして、毎年 4 月に総会が行われているのですけれども、その中でも町のほうとしても、そういうところに目を向けて幅を広げるという方法も必要なのかということも言っていければいいかなと思っております。その部分においてもし必要な支援があれば、経済的な支援の部分ですとか講師の部分の支援ですとか、そういうところも惜しみなくやっていきたいなということで今後のあり方というのがあるのかなというように考えております。

あと、GAPの部分につきましては、委員言っているとおり、農協全体というか、JA

全体でGAPの認証を受けているのはとうや湖農協が先進的な事例として全国でもある中で、今回につきましても、これまでも法人認証という形で21年度から取り組んでいたものでございます。壮瞥町においては、さきの予算の説明の中でも言うておりましたが、6名の方が対象になっていて、その方についてのうちの負担分という形で経費を上げさせてもらっていますけれども、とうや湖農協管内でのGAP実施者というのが13件ありまして、その13件を関係する市町で一緒に支援をしましょうというのが今回の目的でございます。そのうちの6件分に相当する部分での町としての負担ということになりまして、このGAPというのは農場管理というか農場生産の管理の部分が非常に厳しくて、例えば使った農薬ですとか土壌改良資材の数量ですとか、それも各年のところから持っていて、それもきちっと精査した上でないといけないとか、農場内の管理をきちっと清掃をかけてしておかないと、そこから全て見られるというような非常に厳しい認証なので、その部分においても対象の農家さんは相当頑張っているという事実もあって、町としてもこの部分には積極的に支援をすることでより安全な農作物を生産するという形になってくると、販売する取引側も大手の有名なスーパーさんですとか、そこがGAPの認証を受けているところとの取引をというところでの指名もあるようでございますから、そういう部分においてもっと活動しやすく、さらに認証について負担ないような形で町として取り組めれば今後ともいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○長内委員 わかりました。20代の青年を中心に構成されているということで、この前の委員会の中でのやりとりでもそういう部分には非常に期待を私どももしているわけでありまして、20代ですからある面でいろんな部分を吸収して、今後自分がそれぞれに向かってどういくかいう、いろんなことを吸収するきっかけになる年代なのかなと。30代になってからそれをきちっとした形にしていく、そういう部分では20代というのはある面で非常にきっかけとして重要な時期なのかなと思います。余り行政が先に走っていても、これもまた自主性という部分もありますから、自主性を尊重しながら、行政としてもある面のほかの組織とのコーディネートの役割もぜひ担っていただいて、そういう部分にぜひつなげていくように取り組んでいただければなと思っています。補足することがあれば、ご答弁いただきたいと思っています。

それから、GAPの部分ですけれども、とうや湖農協としての法人認証という意味ですね、その法人というのは。そこに13名いて、6名が壮瞥ということで、その作物の部分の中でGAPをとられている作物が例えばミニトマトだとかあると思うのですが、そうだと思います。これ生産工程に対する認証ということで、非常にレベルの高い部分があるのかなと。その一つに、土壌分析ですとか、どういう堆肥を使うのかということもより高いレベルを求められることにもなるので、そういう部分との連携も含めて重要になってくるのかなと思っています。特に今後の輸出を考えたときに、私も若干昨年経験したのですが、GAPをとっていないとなかなか海外への輸出はクリアするのは厳しいみたいな話も

聞いておりますので、そういう面でいうとその辺も視野に入れるとGAPに対しての取り組みを、これは農協での取り組みと同時にそれぞれの個別なり町内のグループでそういう部分に挑戦しようという部分に対するいろんな支援といいますか、財政的な支援ばかりではなくていろんな形での支援がどうやれるのかと、ぜひその辺の研究もしていただきたい。ある意味でいうと13件のうち6件が壮瞥町ですから、ある意味減農薬の取り組みも含めてとうや湖農協管内の中ではある程度進んでいる地域なのかなと思っています。ただ、さらにレベル高いものになるとやはりGAPの部分ということになってくるのかなと思うので、これは私もやっていませんので、余り詳しいことはわかりませんが、いろんな部分の中でレベルが高い部分も聞きますし、また農業者個人ではなかなか難しい部分があるのかなと思っていますので、行政のできるいろんな支援を期待したいなと思っています。その辺についてまた追加で答弁いただければなと思います。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

全く委員おっしゃるとおりだと思います。特にYFCにつきましては、活動されて4年とはいえまだ間もない部分もございますので、特に自主的な活動というのは尊重した上で、今後も普及センターの普及員の支援も得ながら、町として何ができるかというのをあくまでお聞きをして、どこに力が欲しいというところで、その辺の意思疎通を図りながら活動を支援していきたいなというふうに思っております。

あと、GAPにつきましては、これは世界認証でございますから、輸出という話になると必然的にこれがあるかないかで相手にされるか、されないかくらいの認証になります。それが国内においても必要なのだという6件の農家さんがあって、それを取得することで、世界はもとより国内の細かい販売ルートの中でもそれがあるとないのとでは全然違うというところで受けております。これが13件のうち6件が壮瞥町管内で、しかもミニトマトやっておられる方がそういうことをやっていることで、大手の販売店というか、スーパーの大手のところから引き合いが非常にあるということで、書類も何もかも英語表記で、各農家の方は非常に勉強されてやっけていらっしゃる。その中で、農協として認証になっているので、窓口が成香のほうの生産資材の青果のほうの担当でまとめてやっているようでございます。個人認証も可能は可能なのですけれども、かなりハードルが高いようでございますので、壮瞥町のほうでもしそういう方がいらした場合には農協の法人認証の中でどの程度の枠があるのか、結構枠があるみたいなのでございますが、できる限りのことはしたい。北海道の中でいえばクリーン農業の認証があつて、皆さん70件ぐらい各農家の方認証受けた中でやっておりますけれども、そのようにGAPがもっと広がっていくような状況をこちらで支援するというのが一つの目安でもあるのかなと思っておりますので、今回からGAPについては支援を始めたというところでございます。しばらく三、四年様子を見た中で、農協としてどういうふうにこれから広げていくと考えているのかということも含めて、一緒に研究の部分から入っていききたいなというふうに考えております。

以上です。

○毛利委員 りんごまつり補助金のことでちょっとお伺いします。

来年度は80万増加になっていますが、前の説明では備品とのことだったのですが、もうちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思ひまして、よろしくお願ひします。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

りんごまつりの補助金につきましては、28年度が第40回というところの大会になるということで、これにあわせて、第1回大会の付近から使っている部分もあるのですが、啓発用といいますか、のぼりについては施設部会の方々でも当初から使っている古いもので、かなり直しながら使っているという状況が1つあったということと、余興で使う椅子ですとか、あと焼き肉用に使っているこんろなども使用するに従って老朽化はどうしてもしていきますので、また個数も必要だということで、その辺の備品購入をまず想定をしているところでございます。今回記念大会ということですので、アトラクション、これについては実行委員会が開かれるときにどういうことを考えているのかということをお聞かせして検討していきたいというふうに思っておりますが、詳細については実行委員会と協議をしたいと思っておりますが、今のところこれは一部市町村振興協会の補助金などを活用した中で例年同様の町の負担の80万の中で一般財源の負担ということで考えておまして、そういう備品ですとかの購入を少し充実させたいというところでございます。

○松本議長 同僚委員の関連で2点ほどお伺いしたいと思ひます。

まず、GAPの中身についてです。これは、とうや湖農協がGAP認証を受けた。法人認証を受けている。そこに所属する経営者が町内で6件、しかもそれはミニトマトの生産組合といいますか、そのグループが一緒になって登録をしたというのが実態なのでしょう。そしてそれはとうや湖農協がある意味主動でそういった将来性含めて戦略的に進めていった方策なのか。町とすれば、それに賛同して支援していきたい。ないしは、トマト以外の業態についても、生産組合に関しても農協と連動してそういう方向に進めたいと考えている。そして、21万6,000円でしたか、その補助金といいますか、その負担は確か2分の1の補助だったかと伺っていますが、具体的にその金額は何に反映していくのか、認証手続云々のことなのか、ないしはお話がありました生産過程のチェックリストの足りない部分なのか、これはGAPって、失礼な話ですけども、これどんな意味かというのはご承知なのでしょうけれども、単純にグッド・アグリカルチャー・プラクティスといって、よい農業の実践という意味なのです。何でも通じるような概念だけれども、ご指摘のように非常クリーン農業だとか、その生産過程の重視だとか、認証責任といいますか、そういうことですよ、製造者責任ですよ、それが国際的に共通で行うということだというふうには理解していますけれども、その辺うちの町も応援、支援するのは結構なのだけれども、どのようなスタンスで、とうや湖農協と一緒にいいのですけれども、それはトマトに限らず普及拡大しようとされているのかということですよ。

それから、もう一つは、りんごまつりですが、40回目の記念大会ということで倍増しています。のぼりだとかこんろだとか、いいのですけれども、前もちょっと、おととしか、

りんごまつりの客が減っているということで質問なり意見を言ったことがあるのですが、それでまた生意気に分析しますと、去年は相当な数が来たと思うのです。残念ながら雨に当たりましたが、おとし、さきおとしはその前に比べると減っていたと思うのです。勝手な分析ですが、一番大きいのは僕は伊達の道の駅、あの時期1カ月半かけて土日びっしり収穫祭的なことをやるのです。それは、目の前でちょっといらっとはしていましたけれども、それはそれで戦略的にやっているのだから大いに結構なのだけれども、中身です。中身は、別に差別化という意味でないけれども、はっきりわかりやすく短く言うと本物はうちのほうではないかと、いろんな種類はあるけれども、ある意味趣味の方とか、そんな方も含めて出店されている店と。客は、国道だし、どんどん来るのだけれども、最初はつられていっぱい入ったけれども、もっと本物のおいしい野菜は壮瞥で買うという客が戻ったのではないかと。これは、洞爺湖でやっていますワインまつりなんかとは客のとり合いになっていないのですね、リンクはしてもそれは全く種類が違っているからなのです。だから、結構回っている客がいらっしやる。そういう意味ではいい意味の相乗作用がある。でも、伊達の道の駅は違うなとは思っていたのです。でも、去年数が戻りました。理由はそこにあるような気がする。100%そうかどうかはわかりませんが、それはやっぱり真摯に真面目に野菜、農産物をつくっている壮瞥の農家さんのスタンスというか、それを評価されているのだらうと私は思っている。

何が言いたいかといいますと、長くなりましたが、りんごまつりも、いわゆるコンセプトといいますか、理念、物を売る人も農産物を出す人も、また焼き肉でにぎわうのも多いに結構なのですが、当然必要なだけけれども、本物をちゃんと消費者に提供する、目の前でそういうやりとりの場面だというぐらいのパフォーマンスというのか、そういう考え方というのか、例えば今GAPの話が出ていましたけれども、本当にそういったコーナーがあって、その時期トマトできるかどうかわかりませんが、GAP認証の国際グローバルなグッド・アグリカルチャー・プラクティスを実践したトマトですというのが店頭と並んでいるとか、あとクリーン農業をやっている土づくりにこだわった作物ですみたいなことの農産物のPRの場面でもいいのではないかと思ったりするのですが、実行委員会が決めることでありますけれども、考え方があればお伺いしたいと。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

GAPにつきましては、これまで農協が主体的に行って、農協の法人認証という形で進めたのが取っかかりでございます。要はこの地域における認証をすることで、とうや湖農協全体としての産地の部分での信頼をとろう、安心をとろうということでの始まりだったというふうに思っております。このため、トマトに限らず、青果部会の中で構成をし、その中でGAPを主導してきたというところでございまして、壮瞥町においてはミニトマト生産者が多く入っているというところでございまして、壮瞥町としてもエコファーマーであったりとかイエスクリーンとかの認証は当然日本国内でもある中でも、先ほどの答弁とダブってしまうかもしれませんが、国際認証として非常に強いイメージがあるGAP

を推進することでも非常に効果は高い。もちろんそれがあることでイエスクリーンとかエコファーマー、これは当然のことながら必要な部分ですから、それについても町としても支援はしますけれども、GAPの部分については非常に、維持認証する費用というのか、そういうのも結構高額になるというふうに聞いておりますし、その事務を管理する作業、これもまた時間を費やしているというところがあって、今回の維持継続に当たっての費用の負担というのはこの2つに集約されているというふうに町としては考えておりますので、この部分について苦労している農業者さんはもちろん、JAの職員などについても支援が今後できればいいのかなというふうに考えております。

あと、りんごまつりの部分でございますが、去年は前半天気もよくて、朝からペースよく入って、産物釣りですか、も会場からトンネル抜けるところまで並んだという印象があって、非常に入りが早かった部分でございます。もともとの始まりは、壮警産のりんごを普及啓発する、食べていただくというところから始まったと思っておりますけれども、議長おっしゃるとおり、壮警の場合は壮警産のりんごと野菜、これを身近に食べていただくというところで、10月の頭、一番主力の出てくるりんごの生産量の多いときに合わせて、何とかそこで皆さんに広く知ってもらおうというところでの祭りなのかなというふうに思っておりますので、今後とも壮警の農産物を、りんご、果樹を初めとした農産物を普及する場であると、本物を提供する場であるというところと、壮警町の果樹の場合は主に市場出荷ではなくもぎ取りですとか、そういうところがメインになっていますから、商店に行ってすぐ買えるというものではなく、壮警町に来て買えるというところが大きな魅力の部分ですので、それを知ってもらう、補完できる、そして宣伝できるお祭りに今後ともしていけたらいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次、114ページ、115ページ、畜産業費と農地費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に116ページ、117ページ、農林漁業振興基金費について質疑を受けます。

○松本議長 昨年も同様の質問をしておりますが、改めて質問したいと思っております、多面的機能支払事業にかかわっての質問なのですが、事業の中身はおおよそわかっているつもりでありまして、農地含めた農地の周りのあぜだとか農道だとかでしょうか、水路とか含めてですけれども、地域全体で維持管理したりと、もっといろんな種類があるのでしょうかけれども、たしか去年も含めて質問したのは、例えば各戸が協力してといいますか、大体農家の人は自分の土地は自分で草刈りも何も全部するわけですがけれども、それを連動した形で自治会単位だとか組合単位で申請をして、認定といいますか、認証されるとそれ

が補助の対象になって、結果的にはそれが景観を保全したとか、農業地全体の質的向上につながるとか、いろいろあります。何種類かの事業が分かれて存在すると、補助の対象です。

多面的機能支払事業なのですけれども、その中で去年は農振地域以外でも同様の、当たり前ですけれども、農家もあれば環境保全というか、結果的に環境保全につながる農作業をされている方は普通にいますのですけれども、それが片方はうまいこと連動してグループをつくって申請すると補助の対象になって、片方はならないと。同じ農業者でも地域が違うというだけで、それはちょっと矛盾というか、かわいそうではないか、救済措置があってもいいのではないかというような話で、検討だけはされますという話だったのですけれども、検討しても答えの出ないものもあるわけで、調べていけばいくほどなかなか厳しい壁があると。農振地域と離れていてもそれと一体的な土地であれば問題ないけれどもというようなただし書きがあったり、市町村長が定めるという部分でその例外ポイントといいますか、農振地以外でもこういうケースは認められるのではないかという例が書いてありますけれども、平たく言うと壮瞥温泉一番わかりやすいので、農振地域でなくて、仲洞爺もそうですよね。滝之町はなっていますから、一体的という扱いにはどうしてもならないわけですね、その文章だけ読むと。ただ、やっている行為は一緒だし、それが全体的に地域の、ましてやうちは観光地でありますから、ほかから来るお客さんといいますか、農地もそうです。それも景観ですよ、湖水も山も全て同じだと、ましてや仲洞爺も壮瞥温泉も湖畔に囲まれていて、洞爺湖という観光地からすると一番目につくところ。緑肥もそうですけれども、景観緑肥として認めて支援をしている。これもうちの町の支援をうまく使って地域の特殊性を加味している施策だと思っています。

だから、同じように農業と観光の町で、しかも観光地の入り口というか、目立つ場所の景観をきれいにする、農地としてきれいにする。それは農家として当たり前のことなのだけれども、当たり前のことをきちんとしたことを支援する。それをグループでやる。個人で全部やれと言っているのではないのですけれども、例えば地域がまとまってきれいにしようと、時には体を壊したり、何かの事情で草刈りができないところもあつたりします。特定はしていませんけれども、あつたりするのです。それを地域で協力してやろうではないかという機運もそういう制度があれば醸成されますよね、ほかがやっているように。それを私は言いたいのです。そういったことを醸成する以上、額面どおり縛られないとは言いませんけれども、これを解きほぐせとは言いませんが、解釈を広げて、ないしは独自の判断されて、そういう対象を広げていって、それは結果的には観光と農業の町の全体としての景観、イメージのアップにつながる。プラス、自治体単位でも地域の単位でも、例えば今体調を壊してそういう作業ができない方をフォローできる、それを支援するということにつながるのではないかということをおもうのでありますが、いかがですか。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

多面的支払の部分でございますが、壮瞥町においては8地区で行っております。議長お

っしゃるとおり、農振地域内の農地を対象という形で国の定めによってやっております、27年度においてはさらに1地区がふえまして、9地区で行っている事業でございます。この中身は、農業者だけで活動する部分において交付される農地維持支払の部分と、それに自治会の会員ですとか女性団体を入れて行うといわゆる2階建ての部分、資源向上支払という部分が交付されるというところで、壮瞥町においても本年度も1,100万円の予算を計上しているわけでございます。その1階建て、2階建ての部分がありますけれども、2階建ての部分、今言った自治会員ですとか地域の住民の方を入れて行う共同活動の部分の2階建ての交付の部分については、これは農振地域内の農用地でなければいけないというのは、これは変えられない事実。

1階建ての部分、農業者のみで行う活動、これがいわゆる農振農用地区域内の農用地ですとか、今議長がおっしゃられる町のほうで多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地、つまり裁量がある程度の部分が与えられているところの農用地というところになっていますが、主にこの農用地については3つに分けられており、資料があると思うのでご存じかと思えますけれども、その中で今言った多面的機能の発揮を図るための取り組み、それと農振農用地と一体となって取り組む必要があると認められる農用地、この2つが一つの対象になるのか、ならないかというところのキーポイントになるのかなというふうに思っています。農振農用地区域内の一体的というのが滝之町地域とか上久保内ですとかもそうですけれども、農振地域内で例えば白地、つまり区域内になっていない部分が点在しています。そういうところも対象農地にできないかというところではなくて、それを黄色地のところ、いわゆる色が塗ってあるところに一体的に面的に一緒にできる、接続できるから、そういうところは対象にできますというのが一つの解釈であって、昨年度もたしか同じような答弁をさせていただいたかなというふうに思っております、今回も壮瞥温泉地区ですとか仲洞爺地区などでもそういう地域になっていないところでもどうかというところなのでございますが、農振地域の一体的に取り組む必要があると認められるというところはおいておいて、多面的機能の発揮を図るための取り組みについては地域云々ということで、それはどうなのかという、その解釈をこれから北海道のほうに求めていきたいというふうに考えております。これについては、独自に解釈を拡大して町長が認めるものでやってもいいのですけれども、これ対策期間5年で、その後恐らく会計検査が入ると思います。そのときに拡大解釈したことによって地域の住民に対して資金の返還を求めるとか、そういうことが生じないようにするためにも、やはりここの解釈をきちっとしたいと思しますので、この辺につきましては北海道のほうとその取り組み、多面的機能の発揮を図るための取り組みがどのようなところであればよくて、どのようなところはやってはいけないでしょうかというところの聞き方を少し変えて北海道のほうに照会をかけていきたいなというふうに思しますので、ご理解いただければと思います。

○松本議長 ほぼ理解していますし、頑張ってくださいと言いたいのですけれども、別に犯罪犯してまでやれという話ではなくて、一体と書いたときの一体を、今お話もありまし

たけれども、ちょっと離れた一体というのは額面どおり読めばそうなのですが、むしろ物理的な一体というよりは精神的な一体という意味で多面的機能を発揮して、地域の特殊性を考慮して観光と農業の町がよりクリーンに景観も考慮して、真面目に真摯にいい作物もつくっているのですから、そのアピールというか、外づらとか、そういったことも含めた環境保全、クリーン農業とそれを全面的に推し進めていく、精神的な一体感は完璧にあるわけですから、何とか努力してくださいと。これでやめたら質問ないみたいだけれども、どうですか。せっかく道から派遣された有澤さんという方もいらっしゃるの、ちゃんとしたいアドバイスを受けて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと、最後に一言答弁があれば。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

議長おっしゃるとおり、観光地を抱えるという上でもあそここの農用地の中で景観的な緑肥という形でも努力をされて、また自治会としても昭和新山に上がる部分での草刈りですとか、町道脇の植栽とかやっているのは私も認識をしているところでございますので、そういう単純な農用地と一体になったところ以外での先ほどから言っている多面的機能、多面的機能と言えはあれですけれども、地域としての取り組みとして一体的に考えてくれないかという考えのもとに、なるべく言い方を変えてと言うとあれですけれども、解釈を何とか引き出せるような言い方で、うまく答弁できないですけれども、北海道、それと事務局を持っている公社のほうに問い合わせしてみたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたい。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に 118 ページ、119 ページ、林業費の林業振興費について質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 120 ページ、121 ページ、林業振興費の続きと林道維持費について質疑を受けます。ありませんか。

○佐藤委員長 なしとして、次に 122 ページ、123 ページ、水産業費の水産業振興費について質疑を受けます。

○森委員 内水面漁業支援事業補助金の関係でちょっとお伺いいたします。

今回のこの 50 万の補助金については、ワカサギの卵とヒメマス稚魚ですか、の種苗生産の安定化に向けた試験事業ということでございますけれども、内水面漁業にかかわる漁協の構成員数とこの漁協の水産物売上高が押さえてあれば、お聞きしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

漁協の構成人員と売上高につきましては、今お答えできる資料がないものですから、後刻答弁をさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員長 後刻答弁といたします。

ほかにありませんか。

○松本議長　ここで3年という年限切っていますけれども、要するにワカサギやヒメマスも含めた洞爺湖の漁獲高もそうなのでしょうけれども、実態といたしますか、減っている、ふえている。お金払って釣ったりなんかしている人の数とか、実態がどうなのかということをお伺いしたかった。組合の構成もそうなのですけれども、じり貧でどんどん、どんどん落ちてきて、人的に減っているのが老齢化も含めて支え切れないので、何とか続けるために組合の継続のための支援なのか、ないしは漁獲高を維持させるためにお金がかかるから、稚魚放したり卵、それに経済的負担の軽減のために行っているのか、継続するために。維持継続なのか、存続の危機にあるので、助けるのか、ないしは洞爺湖畔、壮瞥温泉もそうですけれども、それが商品化して結構売れているので、さらに倍増してとかと、そういう販路拡大とか、どっちなのかなということなのですけれども。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

まず、今回の部分につきましては、ヒメマスの漁獲を維持するためにこれまでも洞爺湖漁協につきましては稚魚の種苗生産を実施してきたところでございますけれども、一定程度良質な稚魚を毎年放流させる体制を図ってはいきたいものの、なかなか今の漁協の高齢化の部分はあるかと思っておりますけれども、そういう部分において非常に困難になってきている、難しくなっているという体制があるのが背景にあるというところでございます。そして、今回今の洞爺湖漁協の体制の事業、漁獲高の確保というのと、あとは今後も少なくなっている組合員の所得向上の部分ですとか、そういうこともあって、その中で研究してきた背景の中で、ワカサギが道内の中でも非常に魚体が大きいということ、これは本州の部分でもこの卵というのが非常に不足して問題になっているという背景があって、その中で研究者の間では魚体が大きいというところでの部分で採卵が容易であるというのがワカサギの部分。それと、ヒメマスについては、これも先ほど申しましたとおり漁獲量を維持するために行ってきたのですが、それをさらに生産数を安定させるための試験を今回行いたいというところでございまして、ヒメマスについてはまだすぐに採卵という形ではなくて、研究者の発表の中では川に遡上する個体と中島周辺の浅瀬で産卵する個体と2つあるというところで、中島の周辺で採卵をして育てている個体が大きい傾向があるということもあり、そういうところからの研究も行いたいというところでございました。ですので、今の漁協の組合員の所得向上の部分とより安定的な組合の維持、漁獲高の維持と、この2つの面での今回の支援ということだと考えております。

以上です。

○松本議長　特に洞爺湖のワカサギが比較的全国的に見たら大きくて、採卵がしやすいので、全国的に不足がちなワカサギの卵を売るという販売経路がもしかしたらうまく当たるかもしれないという可能性がある。ヒメマスについては、遡上する分と中島周辺に、勝手な解釈ですけれども、洞爺湖では昔は別としても、今はヒメマスが自然にあそこで卵を持ったり産んだりすることはないのではないかと思いますけれども、あるのですか、そ

れを拡大したいと。こんな話長くてもしょうがないのだけれども、ヒメマスはご承知のようにベニジャケの陸封型ですよね、ベニジャケはご承知のように湖と川と海がないと成り立たないですよね。だから、ヒメマスも基本はそういう性格を持っていますよね。だから、支笏湖あたりは湖と川と海があるからヒメマスになって、おりてベニジャケになってというのが自然の仕組みですけれども、洞爺湖は当然海に行かないので、稚魚を放して、昔は藻に産卵したりして自然にふえていたのですけれども、むしろ今というか、ここ近年は全くなくて、稚魚を一生懸命放流しているという解釈を勝手にしていたのですが、だから資源不足があるので、補助して一生懸命稚魚を放しているということでもないのですか。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

先ほど言いましたとおり、採卵するために、現在も臨湖実験場の近くのところで遡上しているところはあって、そこに今回の3年間の経費のうちでその遡上するところでの施設の整備も含めているそうでございますが、遺伝子レベルで遡上するのと中島周辺で採卵するのと、それはどういうふうに分かれているのかと。できれば中島のほうの部分で採卵するものではなくて、なるべく漁獲高上げるためには遡上するほうをふやしたいということ、遡上する魚の群をふやすことによって採卵をしやすくなるという形なので、その個体をふやすためにどうしたらいいかという部分の研究と、実際に遡上が今起きている、そこを魚体を捕まえて、それをふやしていくことが、その遺伝子を持ったものをふやしていくことで川の遡上、上がってくるヒメマスの部分からとれる採卵も量がふえてくるであろうというところでの試みを研究をしようというところで、これまでも稚魚を放流してきましたけれども、研究者の間では、産卵している傾向があるので、その部分において遡上してくる遺伝子を持った部分のヒメマスをふやす研究を始めたいというようなことが今回の趣旨でございます。

○毛利委員　今のに関連してちょっとお聞きしたいのですが、年数忘れかもしれませんが、数年前に秋田のほうからベニマスを持ってきて、それでこちらでかけ合わせて魚体の大きいヒメマスを改良して放流して、また産卵して放流したという、そういう方面の研究は今回は入っていない。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

今回の部分につきましては、ワカサギとヒメマス、これの2つに限った採卵のことの集約というか、限ってやるものでございますので、その部分についての必要な経費の費用ということになります。

以上です。

○佐藤委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長　それでは、ないものとして、次に移ります。

124 ページ、125 ページ、商工費の商工振興費と観光費について質疑を受けます。

○森委員　商工振興一般の特産品開発支援事業補助金と農商工連携事業支援補助金につい

てお伺いいたします。

対象事業は、特産品開発は特産品開発に向けた人材育成に要する経費と、これは理解できるのですけれども、コンクール及び試食会、各種イベントの参加に要する経費、これがなぜ特産品開発につながるのかという部分と、それと特産品開発実施事業で特産品のデザインの開発、それから改良に要する経費という部分についてはこれも理解できるのですけれども、流通及び販路開拓に要する経費、この部分がいまいち理解できない部分があるのですが、説明願いたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

特産品開発事業におきまして、委員のご指摘のありましたコンクール及び試食会、各種イベント参加に要する経費というものでございますけれども、当然特産品の開発をいたしましたら、そのものの評価でありましたり、それからお客様の反応を見てその後の改良等に生かしていくという方向がありますので、特産品開発支援事業でそういった部分も一体的に支援して、さらに品質の高いものを目指していくという形で補助対象事業といたしております。それから、もう一つご指摘のありました販路開拓に要する経費という部分につきましても、開発のみにとどまらず、それをどのように売っていくか、そのルートの確保まで含めまして一体的に支援することで、単に施策のみで終わらず、その後その経営体の利益につなげていただくような取り組みというものを期待して対象経費としているものであります。

以上です。

○佐藤委員長 これより休憩に入ります。再開は午後 2 時 10 分といたします。

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午前 2 時 1 0 分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの森委員の質問において後刻答弁することになっていた件につきまして、経済環境課長から答弁いたします。

○経済環境課長 先ほどの洞爺湖漁業同組合の組合員ですとか、あと漁獲高等についてご報告申し上げます。

過去 3 年間の部分におきましては、組合員の高齢化、これは状況にあることは変わりないのですけれども、23 名の組合数でここ 3 年推移をしているというのが現状でございます。過去 3 年間の事業成果でいきますと、事業利益につきましては 23 年から 25 年まではマイナスであったものが 26 年度においては事業利益として 73 万円ほど計上しているという状況でございますが、過去の欠損金の処理もありまして、その部分がまだマイナスになっているという状況でございます。この 2 カ年、3 カ年の部分においては、ヒメマスとワカサギ、これが魚群が水質改善などによりまして資源量が回復しつつある結果でこのような状況になってきておりますけれども、基本的にそれがどういう結果で起きているかというこ

ともわからない中で研究者に研究をお願いしていた中で、ワカサギについては卵を採卵をして道外の不足になっているところに販売をする。そして、ヒメマスについては採卵をしたやつを使って稚魚を育成をして、それを放流してヒメマスの魚群をふやしていこうというさらなる方向、いい方向に持っていこうという中での今回の3年間の事業で、この組合の事業内容、販売高を上げていきたいという先の見通しをつける中での3年間の事業であるというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員 125 ページ……

〔発言する者あり〕

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時14分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の販売の売上高でございますけれども、26年度で330万円の売上高ということになってございます。

それと、組合員の23名の部分のものです、これが3地区、虻田地区と壮瞥地区と洞爺地区に分かれておりまして、虻田地区については11名、壮瞥地区について7名、洞爺地区について5名の計23名でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次に126ページ、127ページ。

〔「今のは後刻答弁の分なんで」と言う人あり〕

○佐藤委員長 申しわけありません。

125ページについて。

○森委員 ただいま特産品開発に関しての対象事業の事業内容についての説明はあったのですけれども、問題は特産品開発に当たって特産品を開発するということがまずメインであるべきだろうと。ですから、コンクールだとか試食会、でき上がってそれはいいのですけれども、その前に特産品開発するという作業がメインにあって、そのでき上がったものを例えばその年に流通させるとかということは特に考えなくても、その技術というか、そういう事業を確立さえすれば、その後に例えば流通だとか販路開拓というところに行くのだと思うのですが、特産品開発に当たった最初の年度からその部分に踏み込んでいくのはいかがなものかということでございますけれども。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

まさに委員のおっしゃるとおりでございます。いきなり販路開拓とかコンクール出場というのは当然あり得ないわけでありまして、担当課といたしましてもまずどんな原料を使って、当然壮瞥町内でとれた農産物が原料ということになりますけれども、どんな農産物を使ってどんなすぐれた商品ができるかということです。ここをまず第1点として事業採択を考えておりますので、そこでもし良品ができ上がった場合に、さらに先ほど申し上げたコンクール出展、試食会、それから販路改革というような段階に進んでいくものと考えております。

以上です。

○森委員 おおむねわかりました。特産品開発と農商工連携事業支援補助金、これはせんだってシードルについての試飲会やったわけでございますけれども、事業内容を見てみると非常に似通ったような部分があるのかなと。その中の事業に向けても人材育成ですとかということは当然のっているわけですが、それから特産品の試作に関するこの経費はいいとしても、コンクール及びイベントの参加に要する経費とかというようなことも実は入っていますし、特産品の普及拡大、広告宣伝に関する経費などと、これもトータルで見るとこの事業はそこまで本来いくべきだとは思いますが、最初の年度というか、特産品を開発する段階で、その初期の段階でそこまでの作業に本当にいけるのかなという非常な疑問があるわけです。ですから、この辺は本当であれば、例えば農商工連携の場合であっても特産品開発であっても、何かしら事業がかなり共通している部分があるので、この部分は同じくりの中でできないのかということがまず1つ。それと、農商工連携事業、これは形として物ができ上がってきていますから、今年度、これは27年度事業ででき上がってきているわけですから、28年度にも実施するということになったときに、この事業実施をする人たちというか、団体等でかぶる部分はないのかと、要するに27年度事業と28年度事業は全く別団体、別な人格を持った人たちが実施するのかという部分を最後に確認しておきたいと思えます。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目のご指摘であります。特産品開発事業補助金と農商工連携補助金、対象事業については似通っておりますが、まず基本的な考え方といたしまして特産品開発支援事業につきましては、これは個々の経営体の特産品開発を支援するものということで位置づけておりまして、さらに農商工連携支援補助金につきましては、より大きな組織といたしますか、農業者と商工業者、原料を生産する方と販売する方々というのが連携して、ここに対象者とありますように、農業者2名以上、商工業者2名以上、計4名以上で組織された団体ということで、より町内全体の多くの農業者、商工業者が利益が得られるような活動、事業というものを対象にするということで、対象経費は似通っておりますが、使う対象者を色分けしているということでございます。さらに言いますと、特産品開発事業で開発された商品、個々の経営体で開発した商品がより多くの農業者の参加、それから商工業者の参加を得てさらに事業拡大をしたいということであれば、さらにその後農商工連携補

助金を使っていたという2段階の考え方もございます。

それから、2点目のお話でございますが、農商工連携補助事業でございますが、この事業につきましては一応単年度のみしか対象にしないとか、一度使った団体は2度目は使えませんとか、そういう規定はございませんので、もし今年度使った団体がさらに今度は販路拡大、それからイベント等の参加で商品PRをしたいということであれば、この農商工連携支援補助金の中で対象にしていけるという事業でございます。

以上です。

○長内委員 私も商工一般の特産品開発と農商工連携、関連がありますが、壮警町起業化促進、壮警町商工業活性化事業補助金に関連があるということで質問したいと思っておりますが、今のやりとりも含めて、特産品開発支援事業は先ほど答弁では主に個人というのですかね、法人である個人事業主と、それを対象にして、農商工連携は複数の事業所なり農業者と商工の連携した取り組みなりということという形で説明がありましたけれども、それはそれで私もいいのかなと思っているのですが、同時にこれは1つは呼び水というか、きっかけづくりなのだろうと思っているのです。そのきっかけをつくって、そのきっかけで挑戦をして、それでこれが生産、販売も含めた要するに事業化していけるかどうかという部分の一つのきっかけにすぎないのであって、それが次の例えば個別の取り組みであれ、例えば加工場なり、そういう部分を設けて生産なり雇用も含めて進んでいく、もしくは農商工連携の中でその生産のための新たな法人をつくって生産、販売を行っていくという、そこにどうつなげていくかということなのですけれども、その部分がつながっていないと結局試作品づくりで終わってしまう可能性があるのではないかと。個別の部分においても、これは大変こういう場で恐縮なのですが、私も私の事業所の中でそれ経験させてもらったのですが、次のステップに、生産にいったときに、なかなかそれを生かせる事業という部分が、補助事業的なものがないのです。

例えば数千万単位の大きな投資になると国のそういう事業はあるのですが、非常に大きな投資伴うということで、個別の農業者とか商工業者が自分の経営の新たな分野として取り組むには非常にリスクがある面高いという部分がある。もしくは資金を借りなければならぬということがあって、なかなかそこに結びついていかない可能性があるのかなと実は思っているのです。だから、例えばそういう取り組みをしたことによって次のほうの中小企業振興対策の起業化促進補助金なり、壮警町商工業活性化事業補助金、この部分の中も生かしながら、そういう部分に連携してというか、つながってやっていけるような方法も考えていかなければ、単発で終わってしまう可能性がないだろうか、もしくはそれ以上の規模の、例えば今回のシールドが生産、販売までいくとなると、恐らく数千万から億近い投資になるかもしれない。それは、多分国や何かの事業が結構あるのだろうと思うのです。だから、そこまでいかないレベルの取り組み部分をどうカバーしていくかということで、少ないリスクでそういう新たな生産活動につなげていく、この辺の工夫が必要でないのかなと。それからいったときに、壮警町起業化促進補助金も金額的には上限100万です。

ということは、200万ですかね。だとすると、そこにいくにはちょっと資金的に足りないという部分が出てくるのだろうと、そういうような感じがするのですが、その辺のつながった政策という部分をどう捉えているかお聞かせいただきたいと思います。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

委員ご指摘のとおり、その後の特産品開発の後のビジネスを立ち上げていくという段階において非常にハードルがあるのかというのは認識をしております。幸いに農商工連携事業のほうは、先ほど言いましたとおり多くの参加者があるということでございまして、シールドづくりでありましたら22件の参加があつてということでございまして、個々に資金を出し合いながらとか、それから民間のファンドの活用を考えていたりとか、そういう方向でうまく自立の道を歩いていっているという状況でございまして。その手前の段階の例えば特産品開発事業で単品の商品を開発したという段階において、次のステップということがやはり問題かと思われまますが、委員のおっしゃるとおり、今までの補助金の方を変えて、起業化促進の事業ですとか活性化事業につなげていくという、そういった視点も持ちながら、総合的なビジネスの支援対策という、そういう枠組みというものは今のご指摘を受けて今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○長内委員　多分特産品開発も自分で製造する部分でいうと、販売できるぐらいの部分を見ると当然保健所の許可がなければできないということがあつたり、だからおのずとどうしても委託製造という部分での特産品開発にならざるを得ない側面もあるのです。ですから、それをどう使い分けも含めてやっていくかというのは1つ考える必要があるのかなと同時に、行政だけで1つは限界があつて、ある面の融資なりいろんな部分のことを含めたトータルのチームというのでしょうか、そのコーディネーター役は行政がやるにしても、そういう部分のバックアップ体制というのでしょうか、あとやる、やらないは、これ経済行為ですから、ある面の行政の責任の範疇はどこまでかというのは難しい問題がある。当事者がある面でリスクを負ってでもリターン求めるということが大事なのでしょうから、そういう面ではそれがやりやすい環境をどうつくっていく、そのためにどういう支援体制、支援組織が必要なのかという、行政だけではない部分が出てくるのかなと思うのです。その辺のチームづくりとか、バックアップ体制づくりという部分が必要でないのかなと思っておりますが、その辺についての認識をお伺いしたいと思います。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

委員おっしゃるとおり、その支援というものは行政だけで旗を振っていてもなかなかビジネスとして実になっていかないということでございまして、先ほど言いました商工観光課で用意しているさまざまな補助事業をうまく組み合わせ、さらにそこにいろんな民間の知恵をいただいていくような動き、組織をつくれるかどうかというのははまだわかりませんが、そういったバックアップ体制を整えていかなければならないという視点は持って取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○加藤委員 私も同僚委員と同じ質問をしたいと思いますが、その中で特産品開発支援事業と農商工連携事業支援補助金、この内容についてはほとんど団体もしくは個人の違いなのかなという感じするのですけれども、その中で特産品開発支援事業については補助率2分の1と書いてあります。しかしながら、農商工連携は5分の4というふうな大きな補助、助成があるのですけれども、その違いというのはどういうふうな受けとめたいのでしょうか、その点お伺いしたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

この農商工連携支援事業につきましては、27年度から初めてつくりました補助金であります。この名のとおり農商工連携ということで、農業者と商工業者が多くの参加を募って、それがうまく連携し、機能していくことによって農業界、さらに商工業界の多くの方に利益を得ていただく事業ということで、先ほどの個々の開発の特産品開発事業とは違ひまして、ちょっとハードルを高くしております。それが先ほど言いました農業者2名以上、商工業者2名以上という組織のレベルでありまして、さらにこの事業採択については今後の事業計画、5年間の販売計画なども提出を求めまして、厳正に審査をいたしまして、おおむね事業化が見込めるのではないかとというレベルに達したものを採択しているということでございまして、一般的な補助事業よりは割合がかなり高いのですが、5分の4、200万を上限ということで補助させていただいております。そういった部分で差別化をしているということでございます。

以上です。

○加藤委員 特産品開発につきましては、補助事業を受けるためには税制上の申告というのもの、たしか受けるためには書類提出のもので手続すると思うのですけれども、この農商工連携につきましては多数の業者、農業者と商業者があるのですけれども、それについては書類上で経営の事業実態というのですか、単年度、単年度の事業決算書出しますよね、個人で特産品開発の場合は。しかしながら、農商工連携は団体でこういうふうにするのですけれども、それでも個々に出す意味合いあるのでしょうか、出して申請書をつくり上げるのでしょうか、わかりますでしょうか。特産品開発につきましては、申請するためには書類上、申告書も書類上提出しますよね、違ひましたでしょうか。

○佐藤委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時35分

○佐藤委員長 会議を開きます。

○加藤委員 失礼しました。

特産品開発と農商工連携につきまして、申請するための書類上同じような手続を進めていくのか、それだけ確認したいと思います。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

この2つの事業について提出を求める書類ということでございますが、特産品開発支援事業補助金につきましては一般的な事業計画、申請書とともに、それから町の公的な補助金を使うということで、税金等の滞納がないかという、そういった証明を出していただくという形になります。農商工連携補助事業につきましても同じように事業計画書、それから交付申請書、それから先ほど言った税の滞納がないかどうかという確認書類を求めています。先ほど申し上げましたように農商工連携支援事業につきましてはさらに5年間の販売計画、実績見込みなども出していただくというような違いがございます。

以上です。

○松本議長　私も同僚委員の関連で質問を何点かいたします。

農商工連携については、この前の審議会で実行委員会が自助努力の結果として、当然支援も受けてですけども、みずからも出資も含めて汗をかいて、知恵を絞ってあそこにこぎつけたということでは拍手を送って応援したいという気持ちになりますし、本当に何らかの形で、飲むことが支援なのでしょうけれども、そういうことを広めたいと、これも耳、目、情報をもたらしたので、そう感じる。振興局長さんもそうですけれども、非常に感動していました。リップサービスもあるかもしれないけれども、非常に質が高いですねと言っていました。これはおいておいて、一方で特産品開発、これはやりとりありましたけれども、本当にきっかけづくりであっていいし、各単位の法人でも個人でも事業所さんがこういうことしてみたいというときのアイデアがあって、それを支援する形で商品をつくるなり開発してみる。その結果までは責任は問わないわけですけども、ちなみに27年度の実績としてのできたもの2件あると思いますけれども、何と何だったのでしょうか。それについて当然承知していると思いますけれども、僕らはまだ知らされていない。知らされていないことをこれはなぜ知らせないのだという話ではなくて、それを例えば周知するとか、そういうことは何か、形の上で例えばPRするとか、そんな形はあったのでしょうか、その辺で。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

平成27年度の特産品開発支援事業補助金につきましては、2件の申請がございまして、2件とも採択をしております。1件目は肉屋さんなのですけれども、奥洞爺牛入りビーフカレー、さらにそこに牡蠣産のリンゴをすりおろして加えたレトルトビーフカレーというのを作成いたしまして、12月末までに完成いたしまして、もう既にサムズ等の店頭で販売をいたしております。それから、もう一件がワインづくりの加工に対する支援ということで、仲洞爺のほうでワインづくりに挑戦されている方のワイン加工費の一部を支援させていただいております。

2点目のご指摘でございますが、おっしゃられるとおりにせつかくできたものを周知しなければならぬというのは当然でございますので、今後広報とか、それから新しくでき上がってくる観光PRのウェブサイトですとか、そういったものを活用しまして事業成果の

周知、PRを図っていきたいと思っております。

以上です。

○松本議長 物はわかりましたし、我々も知る努力もしていないのですが、ちょっと話ずれるかもしれませんが、議会とのあり方も含めて話を拡大させてもらって恐縮ですが、委員会活動の見直しや積極的にかかわっていこうというのをうちの常任委員会が今取り組もうとしているのですけれども、こういった情報も含めて、例えば年2回地域を回る所管事務調査の一環として町内を視察したり情報をもったりというものもありますけれども、そこしか情報提供はないのだと、あるいは案件が多少たまったときに開く、私が招集になっていますけれども、議員協議会で協議をして、そんなところの情報提供、そこだけではなくて、よりタイムリーに、要するに議会が全てを知る必要もないのだけれども、議会にも先に知らせたほうが、住民の代表でもありますから、少なくとも広がる機会は多いわけだし、我々もこれは不勉強かもしれないけれども、今ワインとビーフカレー、リンゴすったやつが入ったことを知ったわけです。このタイムラグというか、悲しいかな情報過多の逆、少な過ぎると。ましてや、せっかくできたのだけれども、住民は知らないままいらっしやるのではないかと、そういう人が多いのではないかと。

それ責めているのではなくて、いろんな支援があると思いますけれども、無償といえば、無償ではないかもしれないけれども、金がかからない方法であれば広報で一つのページにそれが載っているだけでも全然違う。一方で特産品開発でみずからの汗をかいたけれども、あのように披露パーティーがあつて、お客さんも呼んで、僕らも飲んで、これは広めたいなという気持ちも誘導しますよね。そういったことを大々的にすることはないけれども、無償でやってあげる工夫は幾らでもあったのではないかと思います。その一環で議会にもより早く情報提供してもよかったし、ないしはそういったことをアピールというか、PRを事業所のかわりにするわけではないですよ、こんなものができました。今くしくも言っていましたけれども、ホームページに載ったっていいし、そんなことが町内に飾ってあつてもいいと僕は思うのでありまして、そういった支援、結果的にこれがうまくつながるかどうかはわかりませんよ、きっかけづくりだから。だけれども、せっかくだからそういう支援をしてあげることが必要だし、ましてや僕ら並んで今予算審査していますけれども、くどいのですけれども、議会が全てを知る必要もないけれども、この情報を知らないで今いる僕らもちょっと悲しいと、これが現実であるとすれば、また戻りましたけれども、議会も積極的に情報提供を求めますけれども、担当課にかかわらず、寝かせているとは言いませんけれども、抱えている懸案事項を含めてより密にといいですか、より早く情報を出すようなご努力を皆様をお願いしたいなと思っておりますが、一応それは今回のことだけで答弁してください。こっちはいいですから。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

議長ご指摘のとおりでございます。せっかくできたものを皆さんのほうにより積極的にPR、紹介していくという部分において若干不足があったということで、今後につきまし

ては議会の皆さん含め、町民の皆さんにより周知するような努力、工夫をしてまいりたいと思います。

以上です。

○松本議長 この質問は終わるのですけれども、1つ質問し忘れたのが中小企業振興対策、これは確認と実績報告でいいのですけれども、26年度補正を組んでボリュームアップして27年度を迎えていると思いますが、その実績と、28年度予算計上していますけれども、これの中身といたしますか、取り組みをお伺いして、確認だけですけれども。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時45分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長 それでは、ご答弁申し上げます。

中小企業振興対策の中で3つの補助金がございますが、順にその実績をご紹介します。まず、壮瞥町起業化支援補助金につきましては、平成27年度の実績で認定1件、助成金額については96万5,000円ということで、総事業費193万円でございます。こちらにつきましては、たつか一むさんのほうで若い方が独立されて農業部門の会社を立ち上げたということでございまして、合同会社自然農業社ということでございます。こちらが事業を始めるに当たりまして、その社屋となります建物の改修ですとか、あるいは消防法に対応するための設備機器の購入ですとか、そういったものに使ったという実績がございます。それから次に、リフォーム支援事業補助金ですが、こちらのほうは商工会窓口となって募集を募っていただいておりますが、27年度の実績、まだ最終実績報告いただいておりますが、ほぼ確定ということになるかと思いますが、21件の申請がございまして、全て採択をされ、補助金額合計で168万円ということでございます。多くが最高額の10万円の商品券の補助をいただいているということでございますが、大体7割ぐらいです。そのほか6万円、4万円の商品券補助を得ているというような状況でございます。続きまして、最後に活性化補助金でございますが、27年度、こちらは申請については4件ございました。1件はちょっと補助要件に値しないということで、認定3件ということでございます。そのうち2件が店舗内の改修ですとか、外装の美観向上ということで屋根等を塗り直したりというようなことでご利用いただいております。それから、もう一件につきましては、ボートの格納庫の改修、塗り直しというようなことでご利用いただいております、3件で補助金額といたしましては431万8,000円という結果になっております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次に126ページ、127ページ、観光費の続きについて質

疑を受けます。

○毛利委員 施設管理委託料のオロフレ指定管理委託料、これが70万の増で、協定に基づく増とあったのですが、これをちょっと説明いただきたいと思うのですが。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、有限会社オロフレリゾートに対して指定管理者として施設の運営管理をいただいているところでございますが、これが指定管理という性格上、平成26年度から30年度までの指定管理の協定を結んで現在業務を行っていただいております。その協定書に基づきまして、参考資料にもつけておりますが、28年度からの金額が595万8,000円と示されておりますが、ちょっとわかりにくいのですが、その右側の資料で、その当時消費税のアップ分を見込んでおりました部分が消費税アップなかったものですから、8万5,000円を引いて28年度の指定管理料が587万3,000円ということでやっております。それで、この金額の計算した根拠の部分でございますが、これは5年間の経営予想の経費を出していただきまして、結局オロフレスキー場といたしましてはリフト券の収入等、そういったものが入ってくるほうの見込み、これのほうは平成28年度から若干減してくるという見込みのもと、その当時そういった収入に対する減というものを見込みまして、28年度から増額しているという計算のもとに協定を結んだということでございます。

以上です。

○松本議長 観光振興一般で、まず海外プロモーション参加負担金35万という予算計上がございます。その中身ということなのですけれども、26年、27年と地方創生のお金も活用しながらトップセールスを行っておりますが、その継続なのかわかりませんが、海外プロモーション参加負担金、その概要をお知らせいただきたい。

それと、予算計上されておられませんけれども、観光振興一般ということで関連で委員長のお許しを得て質問したいと思うのですけれども、平成27年度でこれも地方創生絡みのお金を使って550万で昭和新山観光活性化事業基礎調査委託を実施しております。いるはずですか、その中身は全然聞いていないのですが、その中身は28年度以降可能性として昭和新山の開発をするに当たっての基礎調査というふうに理解しておりますけれども、その結果というのでしょうか、その成果というのでしょうか、それは今どのような状況にあるのかという点。

もう一つ、全く載っていないことですが、観光振興、昭和新山の関連ですが、これは担当課長ご承知のように、昨年から問題といいますか、課題が出たのは昭和新山の雪合戦の折にということがありまして、トイレの問題が浮上いたしまして、要するに冬場は閉まっている、ないしは使い勝手が悪いということで、そもそも構造的な改革をして年中使えるようにしてはいかかかという話を、たまたま胆振振興局長さんもかわられてその場にいたので、町長も同席されたのかもしれませんが、そういう話になりました、預かりになって持っていったのですが、その後こちらからなかなか突っ込めないのですけれども、振興局長今回も来ましたが、一切触れずにいました。どのような経過

をたどって現在に至っているのか、この先の見込みも含めて、それは当然年中使えるように、通年使えるように、クローズなんかすることないようにすれば、今特にインバウンドの客も多いのだと思いますけれども、その経過がわかればお伺いしたい。

○商工観光課長 私のほうから、今のご質問の1点目と3点目についてご答弁申し上げます。まず、海外プロモーションの費用35万円ということで計上させていただいておりますが、こちらにつきましては壮瞥町の観光協会と洞爺湖温泉の観光協会、2町の合同でプロモーション活動を予定しております費用でございます。こちらにつきましては、今年度台湾のほうに先日町長プロモーションに行っていました。台湾は2年連続、続けてということで北のほうと南のほうという分け方で行きましたが、今後は、新興市場といえますか、タイ、マレーシア、シンガポール、非常にこの富裕層が多くなってきているということと、それから格安航空会社の千歳への就航があったりということで非常に期待される市場ということになりまして、特にこの辺をターゲットにしたプロモーション、時期のほうはまだ確定しておりませんが、トップセールスをやっていただくということで考えております。

それから、3点目、昭和新山の財団の横のトイレでございますが、こちらのほうは道のほうに要望いたしましたところ、いろいろ手を尽くしていただきまして、何とか次年度改修の予定ということで聞いております。具体的には再生可能エネルギー等の道の補助金、国ですか、補助金を使いまして、例えば太陽光発電をエネルギーに使うとか、ペレットストーブを入れるとか、そういう機能を加えまして、さらに外壁等の断熱なども加えまして、恐らくは次年度の雪合戦には普通に冬季に使えるような仕様になるのではないかとということで聞いております。

以上です。

○企画調整課長 2点目の昭和新山の活性化調査事業につきましては、企画調整課と連携でやっておりますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

事業の内容については、ご意見にあったとおりでございます。事業者さんの同意をいただいた上で、土地ですとか建物、そういったものの資産価格であったり、あるいは権利関係、そういったものの概要調査、あわせて委託事業者さんのほうで個別にヒアリングをさせていただいて、当然全体会議での意見も大事なのですが、正直なところどうですかというところもあわせて意向調査等を行って、やっと報告書がまとまりかけているという段階です。今月中には当然報告書ができ上がってまいりますし、その報告書をもとに、地域の事業者さんにお集まりをいただいて事業報告会を開催する予定でございます。

先ほどのご質問の中で開発という言葉もございましたが、開発も視野にはもちろん入れてはおりますが、そもそも昭和新山は公用地がほぼない、そういう土地でございます。何らかの大規模な事業をやるにしても地域の事業者さんとの合意形成がないところでは多分この事業というのは進まないだろうという理解をしています。また事業の内容にもよりますが、一定の負担も地域には発生するだろうということを想像すると、今回の事業の

中でおおむね概要をつかんで概要をご説明した上で、そもそもこの後どこまで進めるのか、
どういう手法でいくのか、その合意形成を図るとというのがまずは最初の課題だというふう
に考えております。それで、そのために情報共有を図るということで1度説明会をさせて
いただいて、次年度以降、当然まずは話し合いからということにはなるとは思うのですが、
何らかの形で事業を進めていけるように町側としても期待はしているのですが、いかんせ
ん地域協議を経てのことですので、現段階では今後の詳細についてはまだ申し上げるこ
とはできないかなという段階です。報告書の中身については、まとまったところで概要はご
説明は可能かと思いますが、かなり個別の事業者さんの財産ですとか、そういったことに
絡む話なので、詳細なご説明まではちょっと難しいかもしれないかなというふうに考えて
おります。

以上です

○佐藤委員長 これより休憩に入ります。再開は午後3時10分とします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○長内委員 観光振興一般の、先ほど議論がありましたけれども、海外プロモーション参
加負担金にかかわって関連として質問したいと思っておりますが、27年は台湾、来年度28
年度は東南アジアといいますか、タイとかマレーシア、いわゆる東南アジアのほうにシフ
トしていきたいということなのですけれども、ここで直接関連はないのですが、台湾を初
め東南アジア、中国等々の観光客がふえていると。同時に、観光の側面はもちろんそうい
う部分では理解するところですし、ぜひそういう面ではトップセールスも含めて、より多
くの来ていただける方に対するいろんなセールスをしていただければなと思うのです。同
時に、せっかく行かれるので、農産物の、もしくは特産物でもいいのですが、その辺の可
能性、これは例えば壮瞥町だけで行くわけでないで、洞爺湖町と行かれるので、時間的
な問題だとかいろんな制約はあるとは思っていますし、その上でのお話なのですが、可能
であればということで、日本の農産物等々の向こうでの状況等も機会があればぜひつくっ
ていただいて視察をしていただくことができないかなと思っているのです。特に感じたの
は、私もそういう機会があって何度か行ってきたのですが、特に今日本の農産物に対する
期待感も含めて安全でおいしいという部分での評価と同時に、その中でも特に北海道のイ
メージというのですか、非常によいと。特にタイもそうなのですが、北海道直行便も通っ
て、観光客がふえていく過程も含めて、北海道にすごく魅力を持たれている方がふえてき
ている。それは、ある意味観光ということがあると同時に、食という部分も非常に大きな
魅力だと思っているのです。それが今の国の方向性も含めてどういう形になるのかわかり
ませんが、輸出を倍増していきたいと、ふやしていきたいと。そういう中であって北海道、
とりわけその中でも観光地を控えている地域としてその両面から、行ってぜひ調査、トッ

プとしての部分の視点も含めて、これからのこの地域の可能性も含めて、輸出という言い方がいいのか、農業の新たな可能性と言うのがいいのか、そういう部分の視察ももし可能であればしていただきたいし、またそういう情報を持ってきていただきたいなと思っておりますが、その辺についての考えあればお聞かせいただきたいと思っております。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

壮警町単独で行うトップセールスではないということもありまして、どこまで可能かということは今後の協議になりますが、近年食と観光というのは切っても切れない縁ということになってきておりますので、委員のおっしゃるとおり、壮警町のすぐれた農産物を東南アジアのほうに紹介するような機会、最低でも何らかの情報を持ってPRするような機会というのを今後模索していきたいと思っております。

以上です。

○長内委員 情報収集が可能であれば、ぜひしていただきたい。この近隣の取り組みの中でも、例えばタイに室蘭市が小口の輸送のコンテナの部分のキャンペーンも含めて行ってこられたりという、港もありますから、そういうのがあったり、HOP、北海道オペレーティングプラットフォームでしたか、ちょっとわかりませんが、要するに小口輸送。北海道に例えば観光に来たお客さんが小口の農産物をお土産として送るようなシステムの拡充だとか、いろんな動きが出てきております。そういう意味で、観光と農業、もしくは加工品も含めた製造業、そういう部分も含めて連携した取り組みにつなげるような、この地域としての優位性を生かせるような、相乗効果が生まれるような、ぜひそういう部分の視点で見ていただければなと思っておりますが、町長、その辺どうお考えになるかお聞かせいただきたいと思っております。

○町長 海外のプロモーションにつきましては、台湾のほうに2カ年間行かせていただきましたけれども、特に大手の旅行会社等を訪問して、送客に対していただいているお礼と今後より一層多くの地域の皆様に北海道、壮警町のほうに、洞爺湖町のほうに来て送客をいただくためのお願いをしているところでありますし、また台北と高雄のほうで2カ所でプロモーションさせていただいておりますけれども、大手の旅行会社以外にも数十社ご招待をして、そこで観光PR等々をやらせていただいております。ここ2カ年訪問させていただいておりますけれども、行きますと効果が、観光協会のお話をいただくと、非常にプロモーションしていただいたおかげでお客さんも多くなったといういい結果も聞かせていただいております。そういうことで、壮警町に少しでも多くの方が来ていただけるための努力はしたいなというふうに思っております。

また、今お話のあった食のPR、北海道でとれる、洞爺湖周辺でとれる農産物等の海外に向けてのアピールについても、うちの町だけで行くわけでもないので、洞爺湖町さんも大きな農家さんもたくさんありますので、洞爺湖町さんの考え方もお聞きをしながら、そういったことで連携をしてPRしながら、PRができるかどうかもこれから両町で検討させていただきたいというふうに思っておりますので、本来はそういったことをすることに

よってこれからのTPPに関係しても大事なことに繋がっていくのではないかなというふうに思っておりますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

○毛利委員 観光振興一般の施設警備委託料のことでちょっとお聞きします。

この前の説明の中で84万円増になっていますが、これはアニメフェスタで壮警公園を訪れるお客さんがふえたので、交通整理ということだったのですが、私ちょっと把握していませんが、5月の20日前後ですか、あのころに梅と桜が咲いて、土日などはお客さんが随分来て、車も混んでいて大変なのですけれども、1回か2回ちょうどそのとき行って大変だった。あのときも交通整理って行われているのでしょうか、ちょっとそれお聞きしたかったのですが。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

昨年平成27年度の予算で8万5,000円ということで、これは委員おっしゃるとおりアニメフェスタのアニメファンが壮警公園とか森と木の里センターを訪れるのではないかとということでとっていた予算でございますが、その後の情報等でそこまでの入り込みの予想がされないだろうということで、実は27年度においては梅の開花時期、この時期に2日分の警備員を配置して交通整理をしたと、これに充てたという実態でございます。そして、今年度16万9,000円ということでアップして要望させていただいておりますが、これにつきましては去年の壮警公園の開花が非常に壊滅的な状態でありましたので、逆にことはかなり咲くだろうという見込みのもと、4日間3名体制で交通整理、警備に当たらせるということの積み上げにおいて16万9,000円という昨年度からアップした要求とさせていただいております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次に移ります。

128ページ、129ページ、観光費の続きについて質疑を受けます。

○長内委員 西胆振クラウドファンディング事業負担金6万5,000円予算計上されておりますけれども、この具体的な中身についてお伺いしたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

こちらのほうは、西いぶり定住自立圏の事業として予算計上しているものでございます。西いぶり定住自立圏では、いろいろな小口の事業展開のために資金調達をどのようにしていくかという議論の中で、最近新しいクラウドファンディングという資金調達の方法が出てきているということで、ここにチャレンジしていこうというものでございます。具体的にはインターネットを介してその事業資金を集めるということでございますが、例えばの例にいたしますと何かの商品開発をしたいという事業者がいて、こういう特産物を使ってこういうものをつくりたいというものをインターネット上で公表して、それを見た人が応援したいというようなことであれば、例えば小口に1万円とか3万円を出資していただく

というような資金の集め方でございます。それに対して、返礼金というのですか、返礼品というのですか、そういうものが大抵用意されておりまして、例えばそういった商品が出てきた場合には出資してくれた方には何ケース差し上げますとか、そういったちょっとした得した気分といいますか、そういうものを味わえるような資金の集め方というふうなものでございます。その事業に対しまして、西いぶり定住自立圏といたしましては年間 300 万の予算でこのクラウドファンディングを仲介事業としております業者と契約をいたしまして、その割り返した金額、均等割と人口割等で計算した結果が壮瞥町の負担する 6 万 5,000 円ということになってまいります。それで、この事業といたしましては、6 市町ありますので、1 市町につき 1 事業ぐらい出してはどうかというような話もありますので、今後定住自立圏サイドから具体的な提案があると思っておりますので、その時期を見ましてまた判断し、ご紹介してまいりたいと思っております。

以上です。

○長内委員 わかりました。新しい出資の方法というのでしょうか、小口出資、クラウドファンディングというのは最近いろいろ聞くことができるのですが、それを定住自立圏の産業振興の新しい分野で取り組んでいくということで、私も資料もらっていましたので、その関係だとは思ってお聞きしたのですが、一応加盟している町として、そこにとりあえず負担を納めて入っているというスタンスなのか、先ほどの農商工連携の取り組みや 6 次化も含めたそういう個別の取り組み、町としての取り組みをしていますよね、そうした中でそれが安定的に販売や加工も含めて事業化していく上でいろんな資金調達があると思うのです。それは、国の補助金を使っていくなり、融資を受けるなり、いろんなことがあると思うのですが、これになじむかどうかわかりませんが、定住自立圏でそういう分野が片方であるわけですよね、それをある意味研究していただいて、戦略的にそういう取り組みをどううちの町としてうちの町なりにそしゃくをして、今やっている取り組みにいい効果が生まれるような、これは多分定住自立圏の分野の中ではこればかりではないと思うのですが、そういう何か戦略性というのですか、それがやはりすごく重要なのかなと実は思っているのですが、そういう部分も含めてクラウドファンディングのいい面と難しい面と多分あるとは思っているのですが、町の今やっているいろんな取り組みと関連づけた定住自立圏の取り組みをどう広域の部分を生かしながら取り組んでいくかという、そういう視点をお持ちなのかもしれません。お持ちとすればそれを言っていただきたいし、今後そういう部分の研究、検討をさらに強化される考えあるのかどうかお伺いしたいと思っております。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

長内委員のおっしゃる部分まで達しているかどうかあれなのですが、まず今年度クラウドファンディングという新しい取り組みが定住自立圏のほうで始まるということで、ことし 1 年こういうものに壮瞥町で参加する事業がうまく当てはまるかどうかはわかりませんが、この状況を見まして、今後クラウドファンディングというものに壮瞥町がどのようにかかわっていけばいいのかということをしつかり検証してみたいと思っております。とい

いますのは、壮瞥町としてはいろいろな産業振興とか起業化というような部分ありますが、大手事業を呼び込むというような対策は過去からも考えてきて、なかなか難しいなというような考えはありますので、どのように、小さなビジネスというのですか、壮瞥町にある既存の経営体が手の届く範囲で起こしていける小さなビジネスというものを可能な限り仕掛けていきたいという考えもございまして、そういった中では非常に有効なツールになり得るのではないかと期待を込めておりますので、今年度は状況を見ながら勉強させていただきたいというところでございます。

以上です。

○毛利委員 私もこのクラウドファンディングについてお聞きしたいのですが、西いぶり定住自立圏の事業として行う。大体クラウドファンディングというのは、僕がわかっているのは個人事業をやるときに資金がないので、ネット上で募ると。ですから、先ほど言われたように別に返礼をすることもない。ただ事業報告をして終わっている方もいらっしゃる。製品を送られる方もいます。だけれども、それは個人でこれをしたいから寄附を募ってやるのですけれども、連携の中で何に対して訴えていくのでしょうか、それをお聞きしたいのですが。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

クラウドファンディングの事業に参加するということは、委員のおっしゃるとおり個々の事業者でも参加可能かとは思いますが、私も詳しくはないのですが、ファンド仲介業者というの、こういうものを介してこの事業を行うわけですが、この登録するとか、この事業を活用するに一定の委託費というのがかかってくる。契約料といいますか、登録料といいますか、そういうものがかかってくるということになりますので、例えば小口の事業者であれば、そういった費用を捻出するのが非常に困難だという部分もあろうかと思えます。そういった初期的な投資経費を西いぶり定住自立圏という枠組みの中で各市町で分担しながら、先ほど言いました300万というのを払っていこうというような取り組みでございませう。

以上です。

○毛利委員 その300万に対してそれぞれ出していくということで、私が聞きたかったのはその事業の中でどういうことに対して訴えていくのかな、それを聞きたかったのです。全体といってもわからないです、何をしたいのか。何かあると思うのですよ、その中心となるものが、この事業のために集めたいというのが。個人の場合は絶対そうなので、絶対と言ったらおかしいけれども、クラウドファンディングやるときには必ず1つある。何をやりたい、それを訴えるわけです。だから、一自治体でやるのならふるさと納税みたく項目出しておいて、これをやりたいからといって集めることができるのですけれども、この連携の中で何を訴えてやっていくのか、それはまだ決まっていないのでしょうか。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

若干私の説明が不足があったかと思うのですが、この事業はファンド仲介会社と契約を

いたしまして、定住自立圏に参加する西胆振の6市町がありますが、今年度中にこの6市町、1事業ずつ目標としてクラウドファンディングを使った事業にチャレンジしようという目標を持っておりまして、圏域全体として何か一つの商品とか何か一つの事業というわけではなく、各市町1つずつ何か事業を展開してみようということでございます。

以上です。

○松本議長 私は、洞爺湖園地管理事業に関連してお伺いします。

予算説明書に載っている事業については説明書等で理解をできておりますので、その関連で。実は町政執行方針でこの園地管理に触れておりまして、車どめ等も老朽化しているので、その取りかえをするのですが、トイレの改修を今後どうするかを検討の必要があるという微妙な表現で終わっておりますけれども、それに触れております。その辺の微妙な表現は、どのような状況か、老朽化の度合いといいますか、それと利用頻度を聞いてもしようがないのでしょうか、苦情があるとか、不便だとか、そういうものがあるかどうか。そして、改修した場合の費用もあるのでしょうか、あれは町の施設になると思うのですけれども、全額町でやらないといけないので、当然今あるのだから、古くなったら取りかえたほうが利用する人にとっては利便性は高いのだろう。ただ、それをなくすという方向性はこういったところから出てきたか。町にとってのメリットなり財政的な負担だけでなく何かあるのか、その辺のことを知りたかったのですが。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

現在洞爺湖園地にあるトイレは、正確なところまであれなのですが、もうかなり長年使用してきておりまして、老朽化も激しく、汚れている部分などは近年職員が自前でペンキを塗ったりとかしながら何とか使っているという状況でありまして、汚いとか、あるいは汚くて使えないので、道路向かいにあるレストランにトイレを求めるとかいう事情もございます。そういった中で、ちょっと国等のお金も使いながら建てかえという道も模索しておりましたが、浄化槽付きのトイレというのはかなりの費用がかかるということで、国の補助をいただいても町の持ち出しが数千万になるようなものになるということもございまして、利用頻度については特に夏場のプレジャーボートが入ってくる時期がほとんどかと思われまので、そういった利用状況とか今後の園地全体の使い方等も十分検討いたしまして今後の判断をしていきたいということでの町政執行方針の内容でございます。

○松本議長 状況はわからぬでもないけれども、基本的に例えばの話というか、前例ありましたけれども、あそこは別にプレジャーボートのためにつくった場所ではないけれども、来ている。来ているので、時に柄の悪いのもいる。もっと言うと、旧洞爺村のほうで規制したものだから、規制から外れて、他で使う柄の悪いのが集まってしまった。その対策として、斜路をつけてちゃんと管理をして、ある程度健全な人を中心に、金払っても来るような人を中心にしましょう。だけれども、余り来られて焼き肉ばかりされても仕方ないから、多少植栽か何かしてちょっと邪魔をしながら、景観をよくしながら邪魔をしてジギスカンさせないようにするとか、多少の工夫があつて今があるわけですがけれども、トイレ

と水あったらお客さん来るの当たり前だということもあって、そういう議論というか、壮瞥温泉のプレジャーボート対策の協議のときにそんな話題も出たというのは事実でして、かといって、ないと民間のを使ったりとかいろいろ話がありましたのですけれども、戦略的にしないとか、財政的にしないというのだったら、いずれしなければだめなのかなという気がするのですが、そういう仕組みがあつてのことなのかと思つたらそうでもなくて、やりたいけれども、正直お金が余りないので、ちょっと足踏みしているというのが状況なのでしょう。もう一回言いますと、しょっちゅう使っている側からすると、いきなりトイレがなくなったらおかしいのではないかとクレームが来ると、そうすると例えば設置者責任で、今までトイレをつくっていたので、例えば老朽化しておいておくことも事故があつたり問題あるけれども、急になくしてしまつても問題があるものなのでしょう、責任というか、町側に、そんな質問どうですか。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

今検討しておりますのは、急にそれを廃止してなくすとかということではなく、実際プレジャーボートの利用数というのも近年徐々に減ってきているという状況もありまして、そういった状況も鑑みまして、果たして今と同じ規模で建てかえるのが適正であるのか、それとも縮小できるのかというようなところも含めて検討するという現在の考えでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、130 ページ、131 ページ、観光費について質疑を受けません。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に132 ページ、133 ページ、款7 土木費、項1 土木管理費、目1の土木総務費について質疑を受けません。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に134 ページ、135 ページ、道路橋梁費、道路橋梁維持費について質疑を受けません。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に136 ページ、137 ページの道路新設改良費について質疑を受けません。

○森委員 道路新設改良費のまず1 点目が町道調査設計等委託料、これ滝之町中島1号線ということだったと思うのですが、これの事業規模です。

それと、橋梁点検業務負担金の部分で総体の事業量というか、その辺の説明をお願いします。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

町道中島1号線の事業規模という形でございますけれども、今回調査の部分としまして

は、資料にも提出してございますけれども、1,200 メーター、道道滝之町伊達線から紫明苑線までの区間を想定して、今年度及び来年度調査、用売等を考慮して、その後2ないし3年程度で工事を実施したいという形で考えてございます。

それと、橋梁点検でございますが、全体で30橋ございますけれども、今回の2,000万の計上に関しましては27橋分という形で計上してございます。

以上でございます。

○森委員 町道中島線の最終的なでき上がりの形といたしますか、拡幅等が発生しての用地買収等も発生してくるということなのか、その辺伺いしたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

まず、既存の道路でございますけれども、昔農道で整備していたという形で5メーター50の道路でございます。本来2車線道路という形であれば車線幅だけで5メーター50が必要だと、プラス外側線、外側のラインよりも1メーター25というのが通常の今の標準形となっておりますけれども、住民からは、歩行者もいるので、歩道とかの設置ができないのかと、平成25年度に概略設計等もやっていますけれども、歩道設置の補助採択というのはなかなか難しいという形も踏まえて、概略設計時に片側を1メーター75の路肩をつくと。今菅原線でやっておりますけれども、片側歩道設置しないかわりに路肩を広げていると、それは町の裁量の部分、条例等で設置できるという形になってございますので、そういう形で広げて、全体で8メーター50程度の幅員、5メーター50から8メーター50、3メーターぐらいふやすと、あとは側溝とか附帯施設含めて、その部分での用地を買収して実施したいという考えでございます。

以上でございます。

○松本議長 滝之町中島1号線ですけれども、後日いただきました説明書にも載っておりますけれども、噴火対応の緊急避難路、それも含めた緊急整備になるわけですが、あわせて公共施設の有効活用の計画にのったものであるというふうに説明書に書いていますし、理解もします。ちなみに、実は昨日の議論で総務費で聞いた総務省の公共施設等総合管理計画、これには箱物だけでなく道路、橋梁も全て今後の改良計画だとか統廃合含めて、それにのっていないと国の補助がもらえませんという話がありました。ちなみに、町道に関しては社会資本整備交付金がありますよね、これは具体的にその計画に、これは28年度に計画上げるのですけれども、これはそれをすり抜けて対象にならないのか、きのう言っていた総合計画はこういったことをのせていったものが次に交付金要請したときに裏判としてこれが必要になってくるという理解でいいのでしょうかというのが1つなのですが、それともう一つは、今森委員の質問も出ておりましたけれども、拡幅ですが、たまに通って、余り幅が狭いという気はしないのですが、今答弁あったみたいに2車線にしては5.5から8.5が必要だということで、足りないわけですが、それはどっちに広がっていくのですかという、拡幅の。それが2点目です。

もう一つは、ついでにこのページですから、橋梁点検、口頭の説明でも言っていました

けれども、こういうののってしまして、橋梁の点検が専門用語で遠望目視から近接目視、この字面で見れば、遠くから見てチェックするから近くにしなさいと、もっと詳細になったのかなという気もしないではないのですけれども、そもそももともとが長寿命化計画を策定しているが、点検内容が遠望目視から近接目視、遠くから見て目で判断しろというのもいいかげんな気もしますが、今さら近くで目で見ろというのも、これはそのまま字面どおりの理解でいいのですか、これは細かくなった、よりちゃんとした調査をしなさいという意味で捉えるべきなのですか。それと、この発注先が書いていますよね、北海道建設技術センター、うちの27橋分もそちらに一括発注なのですからけれども、読めば近隣市町村も同じ会社に。随分幅広く請け負っていますけれども、これもしかして全道の集めているのがここなのですか。そういうことは物理的に可能なのですか、うちで27あるのですけれども、全道から集まった橋のチェックというか、強度をこれから審査というか調査するのに、この1社で大丈夫なのですか。

○建設課長 4点ほどあったと思います。

まず1つ、財政のほうで計画立てるといふ形のところで、私も補足で答弁させていただいた点ですけれども、今回の滝之町中島1号線は今年度要望かけていたときに、まず総合計画は策定するのですかと、事前にそれを策定するという前提であれば要望は受け付けますという形で今回言われています。菅原線のときは、まだそのときはなかったのですが、今回滝之町中島線のときには事前に要望するに当たってそういう計画は壮警町さんでつくのですかというお話は確認はされています。財政のほうに確認して、今年度つくるといふ形のものがあつたので、こういう形で計画してございますというお話をして、了解もらつて要望をかけているということが1点。

それと、中島の拡幅の関係ですけれども、まだはっきりとは詳細決まっておりますけれども、ただ、今の概略設計、25年度に先ほどお話ししたように概略設計やっておりますけれども、長流川側には用排水路がございます。結構大きな用排水路があるものですから、今庁舎側のほうに拡幅するのがベターであろうというのが当時の概略設計の部分での報告がございます。それをもとに再度詳細設計をかけていきたいなというふうには今考えてございます。

それと、橋梁点検の先ほど専門的と言われましたけれども、遠望目視から近接目視という形でございますが、まず国及び北海道の橋梁点検の項目と市町村の橋梁点検の内容というのは当初から違つてございます。国と道はかなり細かい点まで点検しなさいと項目も決まつていましたけれども、市町村がそこまでできるかということで、市町村の簡易版という形でやつていたというのが最初の橋梁点検でございます。遠望目視といひますと、大体橋のところでも小さい橋でしたら別ですけれども、長い橋とか溪谷が深いとか、そういう形になるとかなり高さがあつて、脚立等では全然見えないようなところもござひます。ましてや、川の中に橋脚が入つていて、そういうのもなかなか見れないので、あくまでも目で近くで見るとはなくて、見える範囲で確認しなさいというのがもともとの点検でござひます。

います。ただ、今回近接目視、国とか道は近接目視やっているのですけれども、それでやるという形になると橋梁の上に橋梁点検車という、高所作業車は上に上がりますけれども、橋梁点検車というのは下に潜って、またなおかつ橋の下まで潜れるような専門の機種がございます。それをもって、例えばなかなか見えない部分に関しても実際に見て確認するという形の点検内容と。上立香橋、以前補正させていただきましたけれども、あのときも橋梁点検車、全道にたくさんある車種ではなくて、何とかそれを頼んでコンサルに点検してもらいましたけれども、そういう細かな部分の点検をしなければいけないと、それをもって橋梁長寿命化計画を策定しなければいけないという形から、このような設計を、業務負担金でございますけれども、それに基づいて実施するということです。

それと、4点目、建設技術センターに一括発注という形でございますけれども、これは建設技術センターが全道から一括でいろんな市町村から受けます。建設技術センターから業者に発注すると、コンサルタント等に発注すると、そういう形でございます。ですから、建設技術センターで一括で受けて、どういう形で分けるかはわかりませんが、例えば胆振なら胆振の今年度要望している橋とか、その地区、地区でそれぞれ大まかにその地区での点検を一括で請け負って、そしてなおかつそれを業者に発注して点検するという形で、ただ先ほど言ったように橋梁点検の部分の点検車の関係、全道に台数限られていますから、たくさんのところの業者がいろんなまちからそれぞれのコンサルタント請け負ったら、多分対応できないと、実際上は。31年までという期限が決められていますし、うちには27橋ですけれども、ほかの市町村でいけば何百橋と市町村単位で持っているところありますので、ですからそういう形で一括で速やかに発注をして、そして大きく全体的に実施していくという形のもので負担金として実施していくというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、138ページ、139ページの河川総務費について質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次に140ページ、141ページ、水道費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に142ページ、143ページの下水道費と浄化槽費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に144ページ、145ページ、住宅費、住宅管理費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 146 ページ、147 ページの住宅建設費について質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に移ります。

148 ページ、149 ページの都市計画費の中で都市計画総務費と公園費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○佐藤委員長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす午前 10 時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 3 時 56 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

平成28年3月11日（金曜日）

○付託事件

- 議案第31号 平成28年度壮瞥町一般会計予算について
- 議案第32号 平成28年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第33号 平成28年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第34号 平成28年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 議案第35号 平成28年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第36号 平成28年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○出席委員（9名）

委員長	佐藤 恣 君	委員	加藤 正志 君
副委員長	毛利 爾 君	〃	高井 一英 君
委員	菊地 敏法 君	〃	長内 伸一 君
〃	森 太郎 君	議長	松本 勉 君
〃	真鍋 盛男 君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	佐藤 秀敏 君
副 町 長	杉村 治男 君
教 育 長	田鍋 敏也 君
会計管理者	小松 正明 君
総務課長（兼）	工藤 正彦 君
企画調整課長	庵 匡 君
税務財政課長	上名 正樹 君
住民福祉課長	阿部 正一 君
経済環境課長（兼）	山本 貴浩 君
商工観光課長	齊藤 英俊 君
建設課長	作田 宏明 君
生涯学習課長	小林 一也 君
選管書記長（兼）	工藤 正彦 君
農委事務局長（兼）	山本 貴浩 君

監委事務局長(兼) 齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長(兼) 齋藤誠士君

◎開議の宣告

○佐藤委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○佐藤委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において高井一英委員、長内伸一委員を指名いたします。

◎議案第31号ないし議案第36号

○佐藤委員長 議案第31号 平成28年度壮警町一般会計予算についてを議題とします。
質疑を継続いたします。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳出について、一般会計150ページ、151ページ、消防費から質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に152ページ、153ページ、款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費について質疑を受けます。ありませんか。

○松本議長 事務局事業に関してといたしますか、それにかかわって何点かお伺いしたいと思っております。

予算説明資料もいただいております、その中でまず臨時職員賃金に特別支援員、それから校内研修コーディネーター1名分となっております。特別支援員はわかりますが、校内研修コーディネーターの役割お伺いしておきます。

それから、旅費の中で、説明でコミュニティ・スクールの先進地視察、それから文科省委託事業のための増という説明が書いてございましたけれども、文科省の委託事業とは何でしょうかというのが1つですが、もう一つはコミュニティ・スクールの中身について少し説明いただきたいと思っております、教育行政執行方針にも載っております、平成27年度に小中学校においてコミュニティ・スクールは導入されていると、高校も28年度導入に向けた検討を進めるということが書いてございました。コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度ということだと思います、保護者及び地域住民が学校運営に関して意見を述べたり、学校の運営方針に、諾否ではないのでしょうかけれども、意見反映するというふうに書いてございますし、説明を受けたと思うのですが、もう少し詳しくコミュニティ・スクールの制度を教えてくださいということです。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の校内研修コーディネーターについてでございますが、校内研修コーディネーターにつきましては、道費といいますか、県費負担職員ということで、北海道教育委

員会のほうから国費による加配措置で教員の配置がされるものでございまして、平成 25 年度からこちらの活用をしているところでございます。加配をいただきまして、校内研修コーディネーターの配置をしているものでございます。基本的に小学校のほうに配置をするということになります。教員の実践的指導力の向上を図るため、小規模校における若手教員に対する継続的な研修の実施、また校内研修体制の改善等を行うための教職経験豊かな教員を配置する事業ということでございまして、壮瞥町においても校内研修コーディネーターの配置をいただきまして、こちらの活用を図っているところでございます。若手職員の指導、校内研修体制等ということで、日常的に教員の指導、児童生徒の指導にも当たられているということでございます。今回嘱託職員ということで予算計上しておりますが、校内研修コーディネーター、国費負担による加配の決定をいただければそちらの活用をしていきたいということでございまして、28 年度においても校内研修コーディネーターの加配を受けるようただいま申請をしているところでございます。

2 点目のコミュニティ・スクールについてでございます。平成 27 年度、文部科学省の委託研究、学校を核とした地域力強化プラン、コミュニティ・スクール導入等促進事業、こちらの委託研究の指定を受けまして 27 年度から取り組んでいるものでございまして、こちらは学校を核とした地域力強化プランに係る学校、家庭、地域連携協力、そちらの推進を図っていくために学校を核とした地域住民等の参画、地域の特色を生かした学校づくり、事業を展開していくための経費の一部補助ということで、現在 27 年度も事業を執行しており、27 年度においては壮瞥学校運営協議会、平成 27 年 4 月 14 日に教育委員会が町内 4 校、小中学校 4 校を指定いたしまして、学校運営協議会、コミュニティ・スクール制度の導入をしているところでございます。委託研究として、今年度は学校運営協議会導入初年度ということもあり、運営マニュアルを作成いたしまして、運営マニュアルに基づき町内統一した運営ができるようにということで事業を取り進めているところでございます。28 年度におきましても文部科学省の委託研究の指定を受けられれば、コミュニティ・スクールの導入促進をより進めていきたいということで事業申請をしているところでございます。

コミュニティ・スクール、学校運営協議会の役割と組織等について詳細なご説明をということでございましたので、ご答弁いたします。平成 16 年の 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされました。保護者や地域の皆さんが合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限を持って学校運営に参加するという、そういった制度がコミュニティ・スクール制度ということでございます。地域に信頼される地域とともにある学校づくりを進めるためのコミュニティ・スクール制度ということで、全国的に今こちらの導入について施策として進められているところでございます。コミュニティ・スクールの中身でございます。コミュニティ・スクールが実際に行っていく役割といたしましては、地域とともにある学校づくりでございますが、学校の経営の基本方針等の承認を行うこと、また学校運営に関する意見等を申し出ることといった役割がございます。壮瞥町でのコミュニティ・スクール、各自治体、各学校でいろいろな取り組みがなされておま

すが、先ほどお話ししました地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められたコミュニティ・スクールの取り組み、特に地域、保護者の意見等を反映していく仕組みとして、壮瞥町では学校評価を通じて地域の意見、保護者の意見等を踏まえた学校づくりを進めていくという制度を今構築をしているところでございます。学校運営に関する基本的な方針の承認、また学校の取り組みについての評価と改善に係る意見等をいただくという取り組みを行っておりまして、PDCAサイクル、プラン・ドゥー・チェック・アクションということで、年度当初策定した基本的な方針、また重点的な取り組みといったことの活動を通じて、年間を通じて学校運営協議会の皆さんに学校の様子見ていただいて、取り組みについての評価をいただき、次年度の改善に役立てていくと、そういった取り組みを進める学校運営協議会という制度に本町ではしております。全国的にもそういった取り組み方をしている例が多いのかなと思いますが、次年度につきましては他の先進地事例等も参考に、より壮瞥型の学校運営協議会制度、コミュニティ・スクール制度の確立に向けた取り組みを進めたいということで、次年度 28 年度も文部科学省の委託研究の指定を受けたいということで今現在考えているところでございます。

○松本議長 詳細な説明ありがとうございます。

素朴な疑問があったのは、コミュニティ・スクールは毎年の導入の要求、予算措置ということになるのでしょうか、それとも教育行政執行方針によれば小中学校は4校とも導入されているので、高校について、今課長がお話あったように地域の学校を核としたという話で、地方創生と絡むような、言い方変ですけれども、戦略的にといいますか、地域挙げて学校教育と一体的に進めるというふうに解釈しましたけれども、高校が特殊性があって、壮瞥高校のこの先の将来もあるのですけれども、独特の壮瞥高校に関して学校を核とした何か新しい事業展開があるのかなというふうに勝手に読んだわけですけれども、そういう意味なのかということも確認したかったのですけれども、とりあえず小中学校は導入されていて、高校は28年度導入予定、そしてコミュニティ・スクールは平成16年でしたっけ、取り組みがあって、全国的にも進められている。先進的な地域、どこかわかりませんが、それを見て壮瞥町のコミュニティ・スクール、学校運営協議会も制度を充実させるというふうに理解しますけれども、冒頭に言いましたけれども、予算措置含めて毎年申請するものなのですか。高校が28年度導入するというふうな理解でいいのか、また高校においては、教育行政執行方針にございますけれども、課長が話したようなこと書いてございますけれども、壮瞥高校を拠点として町内の小中学校と連携した、ないしは食と農業の大切さを普及していく地域に、そんな特色のある学校運営をするという意味で読んだのですけれども、その辺の確認といいますか、説明をお願いしたかったのですが。

それと、先ほど説明した文科省の委託事業というのはコミュニティ・スクールでいいのですね、同義ですね。ということは、委託だから、委託が外れることもあるという理解ですか。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

コミュニティ・スクールの運営に係る文部科学省の委託研究等の申請と申しますか、委託研究等の指定を受ける必要が毎年あるのかということでございますが、基本的にコミュニティ・スクールの運営に係る部分について、こちら国費なり文部科学省の指定を受けるという必要はございません。ただ、27年度から導入をいたしました壮瞥町でのコミュニティ・スクール制度、こういった取り組み、調査研究をしながら壮瞥町に合ったコミュニティ・スクールづくりを進めていくということでございまして、基本的には平成27年度と28年度の2カ年間で委託研究の指定を受けて実施したいと考えているところでございます。ある程度壮瞥型の学校運営協議会、コミュニティ・スクールの制度が確立、導入、確立していった段階で、研究等の指定はいただかなくてもというか、壮瞥型のある程度確立をこの2カ年度でしていきたいということでございまして、29年度以降は特に今のところ考えているものはございません。

高校でのコミュニティ・スクール制度の導入ということについてでございます。現在壮瞥高校の意見を聞く会という組織がございまして、その中で壮瞥高校での取り組みの様子、また学校経営の方針等についてのお話、会合を持つ場が設けられております。年3回ほど開催されております。PTA、保護者の代表ですとか、壮瞥高校の振興会長、また議会の総務委員長等のご参加もいただいております。制度的にはまだ確立をしたコミュニティ・スクール制度ということにはなっておりませんというか、壮瞥高校ではまだ取り組みを、壮瞥高校の意見を聞く会という取り組みの中で学校の様子等を報告する機会ということになってございますが、先ほどお話しした壮瞥型のコミュニティ・スクール、PDCAサイクル、計画をして、実際に取り組みを進めて、それに対する評価と改善を進めていくという流れを今後確立していく必要もあるだろうと、また地域とともにある学校づくりという取り組みを進めていく中で、コミュニティ・スクール、学校運営協議会という組織ができ上がった中で意見をいただきながら学校改善を進めていくといった取り組みも壮瞥高校には有効であるのではないかとということで、28年度も高校に合った、義務教育とはまた違った町外から通学されている生徒さんもいますし、農業高校であるといった特色を生かした部活動を進めていくという面もございまして、28年度も調査研究をしながら壮瞥高校でのコミュニティ・スクールの導入について検討、対応を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○教育長 ちょっと補足で私からもご答弁をさせていただきたいと思いますが、まず校内研修コーディネーターの制度なのですけれども、平成25年度から導入されて、道費負担、県費負担の職員を、退職した校長先生を各学校の若い先生方の指導という意味合いで配置していただいております。この制度は当初3年間と言われて、27年度限りと言われていたところもあり、大変有効だったものですから、来年度制度がなくなっても、加配の制度が仮に切れたとしても、本町独自でお願いしたいという思いもあって予算化した事業であります。現在人事の最終調整中ですけれども、この加配がもう一年延びるようだというのも情報で来てございまして、まだ採択はされておられませんけれども、採択になった場合は

この予算は執行しないで済むということでお含みおきいただければなど。県費負担で都道府県の負担で加配がなされるということでご承知いただければと思っております。

それと、コミュニティ・スクールの指定研究の関係で、文部科学省の政策として推進するに当たって、文部科学省は補助採択ということではなくて指定研究という研究事業に取り組む学校に教員を加配するですとか、研究に必要な今回のような旅費について一定額を補助するという、そういう政策誘導を実現していくために文部科学省は施策を予算化してとることが往々にしてあります。ですから、先ほど課長の答弁のとおり、別にこの指定を受けなくてもコミュニティ・スクールというのはスタートができるわけですが、指定を受ける、そして有利な制度ですとか人的な配置を文部科学省、道教委をお願いしていくというのが大体どこでも通例であるということで、そういった制度でありますので、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、私からも補足の答弁とさせていただきたいと思えます。

それと、高校のコミュニティ・スクールの導入については、執行方針に書いたとおりであるということと、昨年12月21日に中央教育審議会において答申が出されて、全ての公立高校でコミュニティ・スクールの推進する、そういう仕組みの検討が、努力義務ではありませんけれども、された。そういうことも受けまして、市町村立の小中学校とは違って、高校の場合は他市町からも通学生が来ているという、環境が違うわけですが、来年度は導入に向けた検討をしてもらおうということで、そのような趣旨で執行方針には書いているということでご理解いただければと思えます。

以上です。

○毛利委員 今のコミュニティ・スクールに関してちょっとお聞きしたいのですが、今教育長からも説明ありましたけれども、文部科学省としては本当は必置義務にしたいような動きもあったけれども、今は努力義務でお願いしようと言っていますし、全国的に見るとまだコミュニティ・スクールは10%そこそこ、高校ではなおさら低い率でやっていますけれども、参考までに先進地視察というのはどういうようなところを今のところは考えられているか教えていただきたいのですが。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

委員ご指摘のとおり、コミュニティ・スクール制度につきましては文部科学省、国の施策ということで取り組みが進められているところでございます。さきの答弁でも、平成26年からコミュニティ・スクール制度というものが制度化されて、法律でも位置づけられたところでございます。もう10年以上制度になっていますが、それぞれいろいろなまち、地域でコミュニティ・スクールの取り組みが進められているところでございます。学校運営協議会の取り組み、長年通じてそれぞれ特色ある取り組みがなされているということで、文部科学省のほうでもリーフレット等でそういった先進事例の取り組みなどが紹介をされているところでございます。学校支援センターを核としたコミュニティ・スクールの創造、社会総がかりによる地域教育力向上の取り組みの推進といった事例、今のは山口県ですと

か、またコミュニティ・スクールを視野に入れた熊本版コミュニティ・スクールの推進など、こちらは熊本県であります。そういった先進的な事例についての取り組みと本町のような小規模な学校での取り組み、そういったところで参考になる事例について、道外で取り組みを進められている事例が多いように各種資料で拝見しておりますので、そういった取り組み地について視察先として 28 年度視察を実施したいというふうに考えているところでございます。

○毛利委員 ということは、今のお話ではまだ確立したところは決まっていないということとで。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

現在はまだ具体的にどちらということとは決めてはおりません。

○長内委員 この教育総務費の部分で聞いたほうがいいのかと思って質問するのですが、本来は中学校、高校の部分でもあるので、そこで聞くのが適切かどうか、ちょっと迷ったのですが、関連もありますので、ここでお聞きをしたいと思っています。

町長の町政執行方針の中で、壮瞥高等学校の老朽化の問題や中学校統合後の学校のあり方、将来を見据えた方向性を新年度中に決定しなければならないと考えているという部分と、教育長の教育行政執行方針の中で、壮瞥中学校の望ましい教育環境も含め、町長部局と連携を密にして検討を進めてまいります。それから、高校の部分の中で、新年度は学科転換後 3 年目となることから、取り組みを評価し、町長部局とともに将来を見据えた方向性を見出している所存でありますというそれぞれの執行方針が示されたわけではありますが、中学校の統合も含めて、1 年を経過しているわけですけれども、今までこの課題について町長部局と教育委員会とで協議がどの程度なされたのか、また今年度中というような、決定しなければならないというような方針を示されておりますが、今後の検討の取り組み、めども含めてお伺いできればなと、今の現段階での考えをお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

ただいまご質問ありました高校での今後のあり方、方向性と統合後の久保内中学校の空き校舎等の活用についてということとでございますが、平成 27 年 12 月定例会の中でも一般質問がございましたが、高校のあり方という部分につきましては学科転換後二、三年後に志願者数の推移、学校の役割、また町民の意見等を総合的に勘案してその辺を判断するという判断を踏襲しており、また統合後の空き校舎の利用については、高校移転の可能性があることから、青少年会館の移転先とはしないということですが、そういった考えのもと現在まで検討しているということとでございます。この点につきましては、適宜高校での 28 年度の生徒数の推移等を勘案しながら、町長部局と連携をしながら協議検討を進めているというところでございます。適宜判断をしていく際の材料の提供について、町長部局と連携を図りながら今後も検討協議を進めていくという取り組みを今行っているところでございます。

○長内委員 中学校の統合の部分の空き校舎ということも含めて高校の部分も出てきているわけでありましてけれども、私も統合の部分の説明会なりの場面等々のお話も聞いている中で、久保内の中学校が壮警中学校を統合すると、その中で地域から多く出ていたなという記憶がある意見は、吸収合併といえますか、そういうことよりもむしろこれからにふさわしい教育ができる新しい新生壮警中学校をぜひつくっていただきたいという形が意見が多かったのかなと思っております。そういう中で、町長の執行方針の中にも出ておりますから、これは28年度で3月をもって久保内中学校は閉校して壮警中学校として一本化されるということでございますから、それに向けた方向性を今年度出したいということのかなと思っております。

あわせて、高校の問題も統合空き校舎の活用という部分も教育委員会から地域に一つの提案として示されておりますが、同時にこれは学科転換もあると思いますが、いずれにしても壮警高校の校舎がかなり老朽化している。この前卒業式にも行ったわけですが、大変寒いなど、教室によってはですよ、そういうような印象を受けたわけでありまして、今後の壮警高校のことを考えると、生徒数の確保も含めて存続するとすれば、今の現時点で校舎の大規模な改修をするか、もしくは新築をするか、もしくは1つ示されている久保内の中学校への移転も検討するのかという、その方向性を、やはりこれも早い時期に示していく必要があるのかなという感じがするわけで、そういう部分でそれぞれの執行方針の中に今年度がその一つの大きなめどをつける年というような表現をされておりますので、そこに向けて具体的にことし1年間町長部局と教育委員会がどのような形で検討、非公式もあるでしょうけれども、検討しようとしてされているのか、その辺改めてお聞きをしたいと思っております。

○教育長 先ほどの質問と今の質問で、経過と現状については課長から答弁したとおりでありまして、統合後の空き校舎の活用につきましても、これらも含めて教育委員会では継続して検討をしているところでありまして、来年度の教育行政執行方針を作成するに当たっても、今までもそうですけれども、町長部局と十分連携を密にしながら、推進というか、検討を進めてきたつもりでいるわけでありまして、これからもそのようになるというふうに思っておりますし、具体的に町の方針として来年度以降をめどに今まで検討を重ねてきたことについて方向性を見出すという、そういった方針を受けて教育委員会でも判断をしていただくための良質な判断材料を整え、日程を調整をしながら進めさせていただきたいと、そのような気持ちでいるということでご答弁いたします。

○副町長 補足的にご答弁させていただきますが、現時点においてスケジュールをきちっと定めているというものではありません。ただ、新年度中にその方向性を固めていかなければ、今後の財政計画などを立てる上では非常に大きなウエートを占めるものですから、新年度の早い時期に協議をスタートさせて、地域の方々にも説明をしなければいけないというふうに思っていますので、そういった観点で議会の皆様とも協議をしながら、最終的には判断を決めていきたいというふうに考えているところです。

○長内委員 わかりました。この段階で明確にいつまでということは、なかなかそれを示すのは難しいのかなと、それは承知をしております。特に久保内地域を中心としてどうなっていくのだろうという部分は期待も持っておりますし、反面行く末について不安を持たれている住民の方もいらっしゃるというのは現実ですし、今久保内地区といいますか、での施設の統廃合の検討委員会、正式な名前は長いので忘れましたが、住民も含めた検討委員会の中でも議論されて、それは一応その中学校の空き校舎の部分は除いて議論を進めているところでありますけれども、とはいえその動向によってその議論にも影響があるだろうというような考えも示しておりますし、この前の協議会の中でもその辺の方向性は早目に示すことができないかという意見も出ておりましたので、ある程度これは、特にコミュニティ・スクールのお話もございましたけれども、やはり地域なり住民なり、それぞれの関係機関、町長部局と教育委員会以外のいろいろな部分の中での合意形成という部分も必要になってくる部分もあるのかなと思いますし、また今副町長もおっしゃっていましたが、動向を考えると、相当の財政支出というか、負担になってくるということで、そういう面から見ても財源の確保という部分から見ても、やはり早目に方向性を示して、そういう中で財源の確保のいろんな手法等も検討されることになるのかなと思うものですから、そういう面では難しいのはわかりますが、検討を急ぐ必要があるのかなと思っています。最後にその辺に関して答弁いただければと思います。

○副町長 ただいまだいたご意見のとおり、時期は明確にはなっておりませんが、なるべく早目にスタートをさせていきたいなというふうに考えておりますので、また改めて、議会の全員協議会になるかとは思いますが、協議をする場を設けて進めていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に 154 ページ、155 ページ、教育委員会費の続きについて質疑を受けます。

○松本議長 節5になりますか、学校給食運営事業にかかわっての確認です。

一昨年になるのですが、全員協議会の場で今後の学校給食センター、伊達市が設置してPFI方式によって運営される学校給食センター、その運営経費を幾ばくか、何%か壮瞥町が負担して、8.676 というのが当時出された全体の経費負担分になりますけれども、それで当初予定よりも半年おくれで動いていくという想定といたしますか、説明受けています。供用開始、スタートするのが29年度、30年の1月をめどというふうにもう示されておりますけれども、一応そのときのPFI事業で進めた場合の最大限の費用の経費、15年分ですね、プラスそれを15年で割った年度、年度の負担額も示されました。一応最大限ということの話が1つと、もう一つは、例えばアレルギー対策ですとか、それに伴う空調設備の増加ですとか、職員の加配等があればふえる可能性もありますよというお話だったのですが、現時点で30年の1月供用開始に向けて運営経費、要はうちの負担分がふえ

るか、減るか、その辺の数字があればお伺いしたいということでもあります。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

新たな給食センターの整備に係る部分についてということでございます。平成 26 年 6 月 12 日、議会全員協議会で資料に基づきご説明をさせていただきました。その際議長からお話のあったとおりの負担割合等で積算したものを 15 年間にわたっての壮警町負担分ということでご説明をさせていただいたところです。当時想定していた事業費が 47 億 6,724 万円ということで、それに基づき、15 年間の運営に係る壮警町負担割合、おおむね 9%弱程度の負担割合で整備事業が見込まれるというご説明をさせていただいたところでございます。現状伊達市学校給食センターの整備に係る進捗の状況ですが、平成 27 年、昨年 6 月 5 日、伊達市学校給食センター整備運営事業、PFI 手法による審査、事業意向のある者についての審査が行われまして、審査講評ということで伊達市のホームページにも公開をされております。それに基づきまして伊達市のほうで事業者と昨年の 9 月、議会の承認を得て契約に至ったということで報告を受けております。契約金額につきましては 46 億 7,600 万ほどということでございまして、さきに平成 26 年にご説明をしました事業費を若干下回る契約額という内容になっているということでございます。事業内容につきましては、26 年のときにお話をさせていただいておりました学校給食センターの運営の方法ということで整備を進めていくということですので、今作業が進められていると承知しております。アレルギー対策、また新たな空調設備等も含まされた事業計画になっているということもございますので、大筋では平成 26 年にご説明をした事業内容のとおりに現在事業が進捗されているものというふうに承知をしているところでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に移ります。

156 ページ、157 ページ、項 2 小学校費の学校管理費について質疑を受けます。ありませんか。

○松本議長 ここで聞くのも、対象項目があるというわけではないのですけれども、とりあえず小学校運営の修繕としてのってございますので、関連で。

実は最近保護者の方とお話をする機会があって、小学校ですけれども、正確なところはわからないので確認なのですが、要するに大体の家では洋式で、もっとすると洗浄器付きのトイレが普及しているのだろうと、全部ではないのでしょうけれども、そんな中で小学校のトイレが扱いづらいというか、嫌だとかという話を保護者が自分のところの子供が言っているのだという話をちょっと聞いたものですから、その実態がどうなのだろうと、それを進めなさいというわけではないのだけれども、例えば洋式トイレと和式の実態といいますか、洗浄器は多分ないのだろうと思いますが、もしかしてその先にかえていくというような計画もあるのか、その是非、私はわかりませんが、小学校教育課程で和式が必要だ、重要なのだというのがあればあるかもしれないし、洋式が絶対いいとも思えませんけれ

ども、そういう苦情等も含めたものが学校の現場で親御さん、父兄からそんな話があるのかという実態を確認したかったということなのです。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

小学校のトイレについてということでございます。全ての実態の把握ということでは私のほうでもちょっと承知をしていない部分もございしますが、おおむね小学校の大便器と言ったらいいのでしょうかね、そちらのほうは大体和式が多かったかなという認識でおります。議長から言われたお話、子供たちにとって家庭では現在洋式の便器が大体どこの家でも設置されている例が多くなってきているのかなと思います。具体的な苦情と申しますか、子供たちから使い勝手が悪くて、また保護者から和式ではどうしてもなかなか不便があるというようなお話は、私のほうまででは承知をしておりませんでした。学校現場から上がってくる意見等も参考にしながら、全てをかえるという結論をすぐに出すということでもございませぬし、十分内容を検討した上で、子供たちにとって望ましい教育環境、学校のあり方といったものを検討した上で、必要があれば整備すべきところは整備する必要があるかなということでございます。トイレの改修等についてということで特段の考えは、今のところは持っておりません。

○松本議長　了解はいたします。ただ、私は自分が正論と言っているわけではないのですけれども、大体今どきの一般住宅は男女兼用というのですか、男子といえば立っておしっこをして、女子は座るみたいなどころから一つになって、それで家庭でありませんか、トイレ紛争ではないですけれども、私たちの言い方は、言い方は変だけれども、男性は立っておしっこをするものという習慣が身についているものですから、洋式でも立って用を足すのですけれども、そうすると汚れが散らばって汚いと妻に怒られるのですけれども、今の子供たちはしゃがんでするのが普通になっていまして、例えばうちの子たちもそうだったのだけれども、男子でも座ってトイレをする。そのよしあしはわかりませんが、意外だったのですけれども、そういう子が多いというふうにはほかでも聞くのですが、ですからもしかしたら男性用の立ってするやつと和式の部分あわせれば少なくて済むのかもしれないけれども、わかりませんが、それをすれと言っているわけでもないし、ましてや洗浄器つきなんていうのは多分ないのしょうけれども、今現在新しくなる学校なんかのトイレ設備はどんな状況なのでしょうねという素朴な疑問というか、一般の感覚で、もし仮にですけれども、私が先ほどの質問で言ったように自分の家がずっと洋式で、いきなり和式しかないところ行ったら結構なカルチャーショックもあるのかもしれないなど。変な話、中国の方のインバウンドがどんどんふえたときに、洞爺湖温泉、昭和新山の普通今洋式トイレですけれども、そこでまたがってみたい、便座が汚れる理由というのがよくわからなかったけれども、理由はそこでしゃがんでいたという、文化の違いなのかもしれないけれども、そういうことを別に大げさに言う気はないのですが、もしかしたたそういうのが問題としてじわじわと広がっているのかなということも感じたものですから、提案という言い方は変ですけれども、実態なりほかの実情なりを少し調べたらいかがかなと

いうことを思うのですけれども、簡単な答弁でいいのですけれども、お願いします。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

学校でのトイレの使い方、子供たちのトイレの使い方に係る部分で、家庭では洋式トイレの利用等の例が多いのが現状であろうということでございます。また、新たな学校等の整備をする際に洋式、和式、どちらの便器が標準的な仕様となっているか等についても私のほうでまだ承知していない部分もございます。また、全国的といえますか、子供たちのトイレの使用等について必要な調査というか、研究を行いながら実態に即した適切な施設整備等については検討していきたいと思っております。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次、158 ページ、159 ページ、学校管理費の続きと目2 教育振興費について質疑を受けます。

○森委員 スクールバス運行事業の自動車購入費、これ3号車の更新ということで720万計上されていますが、まず年式と走行距離についてお伺いします。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

3号車の更新についてということでございます。現在あります3号車につきましては、平成14年度購入、平成14年12月の車両登録でございます。現在までに20万1,000キロを走行しております。

○森委員 これ来年29年からですか、29年から久保内中学校が統合されてこちらのほうに一緒になるということだと思うのですが、人数的には少ない人数の輸送かなとは思いますが、ただ何せ距離がちょっと遠い関係があつて、久保内の部分は小学校もありますから、まるっきり回すわけにはいかないのですが、久保内中学校が統合した後も現行体制での対応は可能かどうかという部分についてお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

久保内校区、平成26年度、27年度、今後といえますか、小学校、中学校、現在スクールバスで通学をするのが必要な生徒は、久保内校区のほうでは今現在おりません。3号車については、今休んでいるといえますか、運行していない状況になっておりますが、28年度から統合後の久保内校区にお住まいのお子さんたちを壮瞥中学校に通学させるためにスクールバスの運行が必要と考えているところでございます。3号車を更新整備をすることによって円滑な通学環境が整うものというふうに承知しているところでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次、160 ページ、161 ページ、項3 中学校費の学校管理費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次、162 ページ、163 ページ、学校管理費の続きと目2 教育振

興費について質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に 164 ページ、165 ページ、項 4 高等学校費の目 1 高等学校総務費について質疑を受けます。

○長内委員 私もよくわからない点なので、これ確認を含めてお伺いしたいと思うのですが、今年度の入学生から 1 年生から 3 年生まで、地域農業科というふうに一本化の科になるということなのですが、これは例えば 27 年、26 年と比較して、違う科があると具体的にはどういう違いが出ますか、お伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

26 年度に学科転換、園芸科から地域農業科へと学科転換をしたところでございます。園芸科と地域農業科の違いということでございますが、授業のカリキュラム、教育課程が若干異なっているということで、農業に関する授業の中での時数ですとか勉強する内容が園芸科と地域農業科で異なってきているということでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次、166 ページ、167 ページ、高等学校総務費の続きと目 2 地域農業科実習費について質疑を受けます。

○加藤委員 私は、地域農業科実習運営事業について伺いたいと思います。

その中で、消耗品の中でおとしから始まったアンテナショップ・めぐみについてお伺いしたいと思いますのですが、去年の 27 年の実績と住民、また利用者の評価という部分をどういうふうに受けとめておられたかお伺いしたいのと、もう一つ、28 年度の開催、営業日というのはどのように考えているかお知らせいただきたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

平成 27 年度、壮警高校のアンテナショップ・めぐみでの実績についてでございます。売り上げにつきましては、おおむね 17 万程度ということで、今整理をしているところもあり、年度内ということで営業は終わっていますが、ちょっと整理をしているところでございますが、おおむね 20 万弱ぐらいの実績かなと思っております。購入人数についてもおおむね 250 人程度の実績があったのかなというふうに思っております。評価、評判等ということについてですが、生徒の皆さんがアンテナショップのほうで販売活動等を行う、また高校で生産された農産物、加工品等の販売を行うということで、おおむね好評であったというふうに承知をしているところでございます。28 年度につきましても 5 月ごろからになると思います。農産物、また加工品等について今年度と同じく毎週木曜日の午後 3 時過ぎぐらいからを定例の開設日、オープン日として販売活動が行われていくものと承知しております。今 28 年度の事業計画のほうを作成しておりますので、また日程等、アンテナショップのオープン日等については広報ですとか町内にポスター等を張るなどして周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○森委員 高等学校教育振興事業の全国大会補助金 13 万 9,000 円、これは農業クラブの全国大会参加補助金ということだったのですが、内容について説明願いたいと思います。

○教育長 私のほうからご答弁を申し上げますが、農業クラブの全国大会、毎年開催されておりまして、場所が当番地がありまして、来年度はたしか大阪府内で開催されるというふうに承知をしております。全国大会への出場については、鑑定競技で生徒が参加するその費用であると、そのように承知をしております。

○森委員 通常全国大会補助金に対して特に問題があるという思いがあるわけではございませんけれども、通常地区予選があって、北海道予選があって、全国大会ということだと思うので、それはもう既に 27 年度のうちに 28 年度の全国大会出場が決まったという理解でよろしいのかどうか。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

農業クラブの全国大会の出場についてでございますが、こちらは 28 年度に入ってから出場する生徒等が決定してくるものというふうに、例年各年度においてそれぞれ全国大会に出場する生徒が決定してくるものと承知をしているところでございます。27 年度につきましても全国大会に出場した生徒がでございます。近年全国大会等でなかなか入賞というようなことで成績までは、そういった成績までは残せていないような状況でもございますが、全国大会へ出場する生徒がいるということでございます。次年度 28 年度においてもぜひ全国大会のほうへ参加をしていただいて、知識、技能等の研さんに努めていただきたい、もしくは入賞、実績等を上げていただく、そういったことを期待しておりまして、そういった意味で支援をしていくために全国大会の参加補助金ということで計上しているものでございます。

○佐藤委員長 これより休憩に入ります。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

167 ページについてほかにありませんか。

○毛利委員 加工用備品購入費、これでお聞きします。

パンスライサー 1 台、これは不足なので、多分必要だから購入すると思うのですが、そうべつマルシェのときとか、それからめぐみで販売するときのを見ていると、加熱加工するものに対して間に合わなかったり、あとは技術の面があるのかと思うのですけれども、でき上がったものがかたかたしているし、実際にめぐみの横では手づくりのピザ窯をつくって焼いていたりするのですけれども、今のところパンスライサーのほかにそういうほかの備品で購入しなければいけないというものはないのでしょうか。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

ただいまいただいたご意見等につきましては、大変貴重なご意見ということで学校側に

も伝えていきたいと思えます。生徒が実習の中で加工品を製造したり、また対面販売をする中でいろんなことを学びながら技術として身につけていくという過程の中で、お客さんに物を販売させていただいているところがございます。製品的には不十分な面もあろうかと思えますが、それについてもまた改善を進めていく上で大変貴重なご意見ということで、生かしていくことにさせていただきたいと思えます。

パンスライサーにつきましては、壮警高校で食パンのほうを加工製造しております。食パンを使ってサンドイッチ等を、また新たな取り組みを進めていくという中で薄く切っていく、きれいに薄く切っていくために必要だということで学校側からの要望で今回予算を計上させていただいているものでございます。要望等につきましては、教育委員会、学校側からの要望等について内容を精査いたしまして、必要なものということで予算を計上しております。加工品等に係る部分での備品の要望については、28年度パンスライサー以外にはないということで承知をしております。

○毛利委員 もう一つ、需用費、消耗品のところで平成29年、1年、2年、3年生教科書無償給与とありますけれども、義務教育はこれを無料とするというのはありますけれども、高校でこれを行うのはどのような理由からか。それとまた、これ29年と書いてありますけれども、平成29年度から行うことになったのでしょうか、それをお聞かせください。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

消耗品、教科書の無償支給ということでございますが、こちらの取り組みにつきましては26年度から地域農業科への学科転換等を図りながら、生徒が学校のほうに通学しやすい環境整備、通学支援の高校での学習活動、高校生活を円滑に送るための支援の一つとして実施しているものでございます。27年度の在籍生徒、28年度の在籍生徒等についても教科書の支給を実施するというので、入学の生徒数、在籍生徒につきましては翌年度の学習活動に必要な数というものが3月末までには決定しますので、新年度に入ってから学習活動が円滑に行えるよう、前の年度で教科書の無償支給に係る予算を計上しているというものでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次、168ページ、169ページ、地域農業科実習費の続きについて質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次、170ページ、171ページ、項5社会教育費、目1社会教育総務費と目2の交流センター費について質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に172ページ、173ページ、交流センター費の続きについて質疑を受けます。

○加藤委員 私は、生涯学習推進事業の中のつむぎ事業の検討委員会の報酬についてお伺

いしたいと思います。

これは去年もやっていますけれども、ことしの 28 年度の事業内容という部分をお伺いしたいのと、この資料にも載っていますけれども、今年度も会議の開催の回数が増加するというので予算計上されていると示されていますけれども、その回数はどの程度されるのか。その 2 点についてお伺いしておきたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

親力つむぎ事業の開催に係る親力つむぎ事業委員の報酬についてということで、会議を開催し、各年度における親力つむぎ事業の取り組み等についての検討を行い、事業執行しているというものでございます。子供と保護者がともに過ごす体験活動等を通じて親と子のかかわり合いなどを学ぶ事業機会ということでございます。26 年度から実施をしております。26 年度、事業回数で 2 回、27 年度も事業回数で 2 回の事業を開催しているところでございます。それぞれ事業の執行に当たって 2 回ないし 3 回、4 回会議を開催しながら、事業の内容、詳細等について委員と検討し、実施の体制等についても確認を行いながら事業を実施していくというものでございます。28 年度につきましても、おおむね 2 回程度の事業執行になっていくのかなというふうに現在承知をしているところでございますが、回数等、また実施の内容等も含めて親と子がともに過ごす体験活動等を通じながら親の教育力に関する力を育てていくという取り組みを進めていきたいというふうに考えております。内容によっては 3 回程度の実施が可能かもしれませんが、現在のところ 2 回程度ということで検討を進めているところでございます。

○加藤委員 ちょっと確認させていただきたいのですけれども、親と子供の体験学習ということで今説明いただきましたけれども、体験学習の内容というものをできれば伺っておきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

親力つむぎ事業に係る内容等ということでございます。27 年度におきましては、食育学習等ということでそばうち体験を行ったり、また講師の方をお招きした携帯電話の使い方等についての講義等を行ってきたところでございます。次年度におきましても、親と子とのかかわり方等について機会を設けて実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次に移ります。

174 ページ、175 ページ、交流センター費の続きと項 3 遊学館費について質疑を受けます。

○加藤委員 私は、遊学館の管理運営事業につきまして、遊学館改修工事、この内容についてどのような改修を行われるのかをお伺いしておきたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁いたします。

遊学館改修工事の事業内容についてでございますが、壮警町定住促進公共施設有効活用計画の中でも社会教育の施設についてということで今後の方向性を示させていただいてるところでございます。遊学館につきましては、スポーツ少年団等の活動の常時使用が行われております。今後も継続して使用していくということにしておりますが、より有効な施設活用を図るため、現在未使用の諸室がございます。そちら住民団体等の活動の場所として整備を行っていくということで検討しているところでございますが、こちらには具体的には町民会館等で有している機能のうち和室、またバードカービング等の制作活動等を行っている諸室、また会議室等も地域での利用ということも考えると必要かと思っておりますので、そういった整備を進めていくということで改修事業のほうの内容を今現在考えているところでございます。

○松本議長 関連でお伺いします。

議会も所管事務調査のときに遊学館を見せていただきまして、そこが和室機能の代替場所ですよという説明を受けました。それで、それにかかわることなのですけれども、先ほど地域交流センターの畳表の張りかえが工事費、修繕でのごとでございますが、開設から和室という一番奥の控室等で使っているところかと思っておりますけれども、畳入れて和室となると、やっぱりいずれそういうことが必要になってくる。今答弁にございましたけれども、旧公民館、現町民会館の和室、昨日の議論の中で保健センターの調理室のことがございました。そこから移転していくと、調理室機能が分離する。これは理解しますが、全体を理解していないわけではないのですよ、和室機能といいますと、私の数少ない経験といいますか、自分が参加している和室でいきますと昔からいうとPTA関係の懇親会、それから今でいうと消防団の懇親会、これが大体都合年に四、五回あるのか、ないのか。そこで、今のところ古いので、皆さん靴下の裏側に畳表がびっしりつくような状況でも、劣悪というか、我慢して座っていますが、これが移転するのかなと思うのですけれども、和室機能といっても、ただ和室だけではなくて、やられているのは懇親会ですから、近くに水回りとかトイレがついているのです。調理室が動くのは特に問題ないのですけれども、和室機能といいますと和室だけが動くのではなくて、懇親の場面が動くのかなと想定しますと、そういった水回りや厨房的なところ、ないしはトイレの整備とは言いませんけれども、その辺はどうなっていくのか、こういう使い方の理解でいいのかどうかです。もう一つ言いますと、改修がどうなるかわかりませんが、畳でなくていいのではないですかねというのもあったのです。じゅうたんと言えいいのでしょうか、1枚物で余り汚れが目立たないで、古くなっても靴下にごみがついてこないような配慮があってもいいのではないかと、畳である必要がないのではないのかというのもあるのですけれども、あちこち質問行きましたけれども、そんなことを感じていたのですけれども、この改修に関して、加藤委員とも重複しますが、私が今話をしたようなことが和室機能として期待しているのか、旧町民会館の和室機能、先ほど言った交流会、懇親会的なことも移動してと考えるらっしゃるのかと、そういうことに尽きるのですが、どうでしょう。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

ただいまご質問のありました点についてでございます。町民会館で今現有している機能のうちの和室なり、工作加工室機能等についての移転、あわせて調理室が保健センターのほうに新たに整備されるということで、町民会館の現在の利用の中で和室、懇親の場として使われているというようなことございまして、若干厨房的な設備が必要ではないかという部分でございますが、若干ではございますが、遊学館の中にも給湯室、水回りのある部分がございます。小さな部分ではございますが、そういった部分の機能強化等も図っていきたいというふうに考えており、計画をしているところでございます。また、和室の畳である必要があるのかという点については、使い勝手といいますか、使用される方の側に立った検討も再度、もうちょっと改修工事するまでに時間がございまして、今いただいたご指摘等も踏まえた検討をさせていただきたいというふうに思います。

○松本議長　了解しました。私は、決して流しやトイレがあるべきだとは言っていません。老朽化して、公民館機能を分散して、いずれ解体して更地にして、宅地、定住対策に使うという計画があるわけですから、それに伴って分散した機能が、調理実習ということで調理室が移動して、それはそれでいろんな食育含めて機能的に利用すればいいし、あるいは老人クラブでしたか、そういった交流のときに手づくりのお弁当つくったりと、そういうことで使うと。一応今まで持っていた公民館の和室がそのように諸団体といいますか、私は2つしかわからないけれども、そういう交流の場であったと。それがそのままなければだめだと言っているわけではなくて、今ある例えば消防ですと消防後援会さんが集まってセットして、昼からお鍋つついたりやるのですけれども、アルコールは出ませんけれども、いただいたジュースをコップで分ける。だから、紙コップであれば捨てればいいし、鍋は、昼から鍋なのですけれども、本当に要るのでしょうかと、そういうものを解消してお弁当で十分だし、ましてや弁当がなくなったら午前中の消防訓練の後別に解散してもいいのです。とりあえず消防団のねぎらいというのがあるので、そういう場面がある。今どきアルコールもないし、昼から鍋である必要もないと思えば、そういった煮炊き云々は要らなくなるということもございまして、これは決して生涯学習だけが考えることではないのだけれども、その辺の整理をすれば、なくてもいいものかもしれない。ただし、多少なりともそういう場面があってもいいかもしれないという意見もあるので、まだ時間もございまして、そういう検討も含めて今やっておいたほうがいいのかという意見を持っているので、発言したわけでありまして、答弁よろしく申し上げます。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

利用される施設の中での利用ということで、利用者等との意見交換等も行いながら、遊学館の今回の改修に係る整備については検討しながら取り進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次、176 ページ、177 ページ、目 4 文化財保護費について質疑を受けます。ありませんか。

○松本議長 2 点お伺いしたいと思います。

手数料の説明で紫明苑の倒木というか、危険木の撤収といいますか、その作業が入っていました。それから、壮警町郷土資料友の会の資料編さん発行事業補助金 50 万、これは有珠山噴火の記録等を整理して記録を残しておくということだと思いますけれども、その補助でありますけれども、その後、先ほどの紫明苑の状況、2 年になりますか、倒木の危険を指摘されて、多少加工を含めて、伐採も含めて手を入れたと思うのですけれども、その後またそれがどんどんふえているのかということを確認したということが 1 つと、郷土資料友の会のつくって進めていらっしゃる有珠山の記録にかかわる記録集なのか、有珠山の記録にかかわるものですが、完成後どんな使い方といいますか、それをどう活用しようとされていく、あるいはどこに置いておくとかということもお伺いしたかったということです。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、1 点目、紫明苑の危険木等の処理に係る部分についてでございます。紫明苑におきましては、おおむね 70 本程度、樹齢の古いもの等もございます。古物ですと推定樹齢で 300 年を超えるものなどもございます。紫明苑の中で管理をしてきたところでございますが、昨年 10 月 8 日、強風により大木 1 本が幹の真ん中から割れて、倒壊する危険、近接する住宅等に被害を及ぼすような可能性もあったことから、早急に伐採処理をしたところです。そのほかにも何本か、樹径は細いですが、倒木をしたものがございました。これを受けまして、10 月 22 日、樹木医の方に紫明苑の現状、樹木の状況等を確認していただいたところ、10 本程度早期に伐採等の処理をしたほうが良いものがございますということでご意見等をいただいたところでございまして、オンコの木ですとか、必要な手入れ等も行っているのですが、樹齢の古いもの、また虫が食ってしまって腐ってきているもの等、危険の高いものもございますから、こういったものについては処理を進めていきたいということで予算を計上しているものでございます。

2 点目の郷土資料友の会での資料集についてでございますが、おおむね 400 ページ程度で 500 冊程度を資料集として印刷したいということの要望がございました。明治 43 年有珠山噴火に係る伊達警察署保管の文書など貴重な資料を取りまとめたものであるということで、郷土資料友の会の会員の皆様がご尽力をされて取りまとめを進められているものということで承知しております。貴重な記録ということでございますので、関係する機関等への配布、また町民の皆さんに紹介をしていくという形の中で山美湖図書室への配置ですとか、そういった活用を図っていき、噴火等の貴重な過去の記録について町民の皆さんにも知ってもらう機会としていきたいというふうに聞いているところでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に 178 ページ、179 ページの項 6 国際交流費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 180 ページ、181 ページ、項 7 保健体育費の目 1 保健体育総務費について質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 182 ページ、183 ページ、保健体育総務費の続きについて質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に 184 ページ、185 ページ、款 10 災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁河川災害復旧費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に 186 ページ、187 ページ、款 11 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、目 2 利子について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に 188 ページ、189 ページ、款 12 諸支出金、項 1 諸費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に款 13、項 1 給与費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に款 14 予備費、項 1 予備費について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、歳入について、一般会計 4 ページから順次質疑を受けます。 まず最初に、4 ページ、5 ページ、款 1 町税、項 1 町民税について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税、そして以下そこにあります自動車取得税交付金までについて質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に款 9 地方特例交付金、項 1 地方特例交付金について質疑を受けます。8 ページ、9 ページです。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 10 ページ、11 ページ、款 12 分担金及び負担金の項 1 負担金について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 12 ページ、13 ページ、款 13 使用料及び手数料の項 1 使

用料について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 14 ページ、15 ページ、款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、そのページについて質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に 16 ページ、17 ページ、項 2 国庫補助金について、そのページについて質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 18 ページ、19 ページ、款 15 道支出金、項 1 道負担金について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 20 ページ、21 ページ、項 2 道補助金について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 22 ページ、23 ページ、款 15 道支出金、項 3 委託金について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次に 24 ページ、25 ページ、款 16 財産収入、項 2 財産売払収入のページについて質疑を受けます。

○加藤委員 私は、財産売払収入の中の 2 の物品売払収入について伺いたいと思います。

高等学校の生産物売り払いで、イベント等々いろいろなところへ行って販売していると思っております。その中で、どのようなところが一番会場で売り上げが多かったのかを確認するとともに、2 のその他の不用品売り払い代という部分でどの程度どういう部分で計上しているのか、この内容についてお伺いしておきたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

物品売払収入のうち高等学校生産物の売り払い代について、こちらは高校で生産したといえますか、農産物、また加工品等についての売払収入ということでございます。先ほど歳出のほうでの質問もありましたが、アンテナショップ・めぐみでの販売等に係るもの、また道の駅、農産物直売所サムズのほうでの売り上げ、朝市、収穫祭等での売り上げなど、そういったところで販売したものの売り払い代ということの収入になってございます。それぞれご購入いただいたお客さんのほうからはおおむねご好評をいただいていると。ただ、どうしても実習活動等の中で高校生がつくってきたものであって、やっぱり改良等の指摘をいただく点もございますので、そういったことを踏まえて引き続き地域農業科実習活動の中で生徒の力をつけていく場としていきたいというふうに考えておまして、今後も引き続き有効に活用していくような場としての取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○教育長 今の件、補足ですけれども、例年予算計上は270万円程度でありまして、実際のところは320万から340万ぐらい最終的には売り払いの収入があると、このように、今年度はまだ決算されていませんけれども、そのような実態があるということと、あと今課長が答弁したとおりで、細かな数字は手元にはないのですけれども、おおむねこの売り払い代金の半分は5月に開催されます朝市、学校で開催されます朝市と9月に開催されます収穫祭、それと10月にりんごまつり、この3つの集客イベントの際に、予算計上は270万円ぐらいですけれども、300万円のうち半分程度はこの3つのイベントで収入されていると、例年大体このような推移であるということと、あと多いのは、学校での販売もありますけれども、道の駅の販売がその他としては割合が多いと、このように認識をしております。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

その他不用品売り払い代の関係なのですが、28年度特に予定はございませんが、事例が出たときに歳入先としまして1,000円だけ項目立てをしているものでございます。

○高井委員 私も財産収入で、3番目の生産物販売収入という形で堆肥の販売代金という部分があります。それで、昨年度末から生産している部分で春先にこのうちのどのぐらいの量が販売されるのかということについてお伺いしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

現在これから製品化する部分につきまして春に売り渡そうというふうに考えているものにつきましては、およそ700立米を見込んでおります。それで、この中で袋詰めを約40立米となっていてまして、ふるいにかけてまして、若干その中でもふるいぼろといっちはじかれる部分を除いてもおおむねそのぐらいは可能になりまして、あと4月、5月でそれぞれ順次堆肥ができ上がってまいりますので、その後においても5月中の販売分においてもさらに500立米の完成を見込んでおりますので、その程度の部分の販売はできるのかなというふうに考えております。例年4月から6月の販売につきましては、立米換算でいくと約600立米になりまして、例年の売り方でいきますとトンベースでいくと大体300トンぐらいが6月までの間で売れているということですので、その分は確保する上で、販売の伸びも含めてその分については確保できているのかなというふうに考えております。

以上です。

○松本議長 このページ、財政調整基金繰入金にかかわってお伺いします。

1億3,300万の計上で、前年が1億8,800万ですから、減額と見目はなっていますけれども、さきの補正予算で27年度8,638万4,000円に減額、それで少なくて済むような補正予算になりました。それでも8,000万円は確実に財政調整基金が減っていくと。今の見込みで年度当初で1億3,300万を財政調整基金を繰り入れて収入に充てるということですから、その分が減って、副町長の見込み数字で4億1,200万、今まででいくとこうなるよという見込み数字も示されております。6億から飛んで、5億円を越えて4億になってしまう。それ聞いても危機感でありますし、またこの1億3,300万がなぜだと聞いても、これは収支のバランスの積み重ねですから、聞いてもしょうがないことかもしれません。

れども、そんな足りないという体質で予算を組んでいくわけですから、その苦心も相当あったのだろうというふうに推察しますし、そういった危機意識を住民も共有すべきだという立場であります。

一昨年私も一般質問、議長という立場を顧みずやりましたが、そのときにちょうど合併から10年、その節目でありますし、その当時を振り返ってみますと財政の先、将来見込みが非常に厳しいということで合併協議もしたし、合併しない際でも自立の道を歩むための財政の長期的な計画を立てたわけでありますけれども、厳し目にです。それがその10年でそれほど、別に楽観しているわけではないけれども、いろんな国の状況を含め、地方に優しいということがありまして、続いているという結果でそこそこまだ保っていると。それでも7億からどんどん減ってきて、今は4億円という数字が見えてきますとやはり不安は抱かざるを得ないというふうに思っておりました。一方で、自主財源の町税が入湯税の4,500万の復活ですとか、あと町税も含めて2,400万円ぐらい上がっています、収入計上で。公債費で2,000万ぐらい減っている。ピークよりどんどん減ってきますから、足せば4,500万ぐらい浮きが出てもいいのだけれども、1億3,300万を出さざるを得ないということですから、厳しいと。

何が聞きたいかということですが、特にこれだという要点はないのですが、予算こうやって上げて、今承認を得ようとしていますけれども、その厳しさはこの数字だけ見たらわかるのだけれども、その背景にあるもろもろのこと、いっぱいあるのですが、この短い時間で我々住民といいますか、議会にポイントを絞って要点を説明いただければありがたいのと、苦心のところも含めてですけれども、1億3,300万を削らざるを得なかった中身、全体像といいますか、その中のポイントがこういうことだったというのがあれば、そういう意識を共有する意味でもぜひ苦心談を聞かせていただければありがたいのではないかと思っております。

以上。

○税務財政課長　ご答弁申し上げます。

まず、財政調整基金の残高は副町長のほうで4億になるということで説明ありましたけれども、3月4日の補正議決後の金額でいえば、積立金が丸々1億1,500万積み立てることにしていますので、それを差し引くと27年度末の残高見込みで26年度末よりも3,000万ほどふえて6億3,500万程度になる見込みで考えております。そこから28年度の財調の繰り入れ1億3,300万を引くと大体5億程度、計算上はなるということで、これにつきましては交付税の交付額によっても変わってくると思いますので、増減あると思いますけれども、そういう状況になっております。

議長ご指摘の財調繰り入れ1億3,300万ですけれども、過去3年も2億円前後繰り入れしなければ予算を組めないという状況できていまして、28年度も1億3,300万繰り入れするということになりましたけれども、この要因といたしましては、やはり交付税と臨時財政対策債が当町の歳入の半分を占めているということもありまして、ここが大きく影響し

てくるのかなとは思っておりますが、最近の地方財政計画を見ますと、国の予算、交付税の予算が減っている状況でございますので、なかなかふえるという見込みを立てにくい状況でございますし、あと自主財源であります税収ですけれども、大体4億円ありますけれども、こちら28年度はインバウンドの関係で入湯税が大きくふえているということでふえておりますけれども、人口が減っていく中で引き続き税収がふえるという見込みは立てにくいのかなと思っている状況でございます。歳入がなかなかそういう状況でふえにくい、ふやせない状況ですので、歳出のほうを削らなければいけないというふうに考えておりますけれども、やはり老朽化した施設の維持補修に係る金額がふえてきていたりとか、あと社会保障費、扶助費関係もふえていたり、あと時代の流れなのでしょうけれども、パソコンが普及して、更新がたびたびあって、さらにはマイナンバーの導入でセキュリティの強化をしなければならないという経費もかかってきたりとか、あとパソコン1人1台から2台、3台にしなければならないという部分もあったり、あとは役場庁舎もそうですけれども、施設が新しくなって大きくなるとそれに係る維持経費、さらには保守経費、エレベーターがついたり、自動ドアがふえたり、あとエアコンがついたりすると、一つ一つは小さいのですが、そういった保守経費も積み重ねると大きなものになってきておりますので、その辺がなかなか経常経費として削れていない部分があるのですけれども、今後行政改革を進めていって、経常経費を減らさなくては収支不均衡は解消できないと思っておりますので、その辺は収支が合うように努めていきたいと考えております。

以上です。

○松本議長 了解をいたします。

また立ったというのは、特に注文があるわけでもないのですけれども、行政執行方針にも書いてあった地方財政計画等、インターネットですぐ調べられますけれども、本当に国そのものも税収が上がっていますけれども、経済の復調もありますけれども、一般財源で5兆円が足りない、あるいは地方財政対策債でも2兆円、足せば7兆円ぐらいが黙って赤字に、それは赤字国債しかないのだらうと思っておりますが、そういう国にあって、一応地方には16億、平成28年度計上していますけれども、うちの町でもこのレベルで、余り厳し目といいますか、現状維持、ちょっとプラスぐらいで見ていると。実際はもう少し来ていますよね。だから、地方に優しいという雰囲気はとりあえずまだあると。ただ、これは将来まで担保しているものでないのはお話のとおりでありますから、かといってその先、不安だけ抱えてもしょうがない。やるべきことはやらなければいけないし、先ほど例えば遊学館のことでトイレや水回りが必要ではないかという意見は代弁せざるを得ないのだけれども、それをやればまた維持費がかかる。二律背反ではないのですけれども、どっちもとるか、どっちなのかということになってくるし、そういったことも厳しいのだという意識醸成は多分行政も、議会も、そして住民も共有して持つべきだということで、行財政運営プランの新たなものを示す必要もあるだろうということをお話ししましたけれども、プランがあればいいというものではないけれども、やはり住民に状況を知らせる手だてを、一応

広報に載りますが、予算とか決算も載るのですけれども、規範ではないのだけれども、余り数字って見ないですね、私も含めて。図解もしてくれているのだけれども。だけれども、それを伝える努力も必要だと。

先ほど生涯学習課長の答弁ですけれども、住民の使われている皆さんとの話し合いも必要だ、協議も必要だというのは、僕もその話をしたけれども、住民はどちらかというところのは要望が圧倒的に多くて、削減というのはならないわけですけれども、最終的に町長が苦勞されて予算つくっていくのしょうけれども、いつも大体年末に会うと胃が痛いと言いますし、前は消防の訓練休んだこともありましたが、胃が痛くて。ふらふらしていたのでしたっけ。絶えずその繰り返しなわけですけれども、やはりちょっと腰を据えて5年先を、公共施設も計画をつくらなければいけない。地方財政計画にのっていますよね、公共施設のきのう建設課長が話をしてあったその計画がなければできない、改築も含めて。そういうことも示してあるので、計画的には進めているけれども、厳しいと。

長くなりましたけれども、そういった住民との意識共有、くどいのですが、合併をしない選択をしたときのあの厳しさという意識の共有は今でも必要だと思っていて、そういうこともぜひ機会を見て住民に知らせていくという努力をすべきではないかというようなことでやめますが、その考えについて答弁いただいてと思います。

○副町長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

さきに財政課長が申し上げたとおり、財政的な見地から見れば非常に厳しいような状況になっているということだけは間違いのないと思います。それには、これまで積み重なってきていた町の公共施設が非常に多いような状況だということもありますし、定住人口がどうしても減ってきている中で少子化が進んでいるというようなこともあって、なかなか税収が上がっていないというような実態もあるのかなというふうに思っています。合併論議からもう10年がたって、当時の危機感というのが多分大分薄れてきているのかなというような気はしております。そういった観点で考えれば、どういったふうに町民の皆さんに町の財政的には非常に厳しいのだよというお知らせをするのが有効なのかどうかというのは、今現時点では何も持ち合わせていませんが、一定のお知らせはしていかなければいけないのかなというふうには思っています。そんな意味で、国保税のアップですとか、今後予想されるのは公共料金のアップも当然考えていかなければいけないというような状況にもなりますので、そういった観点で有効な手法を選択しながら、わかりやすく伝えていくような考えを持って、内部的にも協議が必要だというふうには思いますが、そういった方法を見出して周知をしていきたいなというふうに思います。

○佐藤委員長 ただいまより昼食休憩といたします。午後の開会は午後1時5分といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時05分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

25 ページについてほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に 26 ページ、27 ページ、繰越金からのページを議題として質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしとして、次のページ、28 ページから 29 ページについて質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に 30 ページ、31 ページ、町債について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 次に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債の現在高の見込みに関する調書について質疑を受けます。一般会計 194 ページから 201 ページまでに記載されておりますので、質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認め、次に予算書の第 1 表、歳入歳出予算、第 2 表、債務負担行為、第 3 表、地方債及び条文について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないものとして、次に予算書及び予算に関する説明書全体について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 31 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号 平成 28 年度壮警町一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 32 号 平成 28 年度壮警町国民健康保険特別会計予算について議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について質疑を受けます。

○松本議長 1点お伺いしておこうと思っております。

国保税の収入、100万上がって予算計上されております。あわせて、財源措置として一般会計からの繰入金であります。予算書上は3,522万1,000円という計上。それで、その内訳の節の部分ですけれども、保険基盤安定繰入金軽減分初め、次の保険基盤安定繰入金支出分、次のページの財政安定化支援事業費繰入金、全て余りほかの一般会計で見られないことなのですが、言い方変ですけれども、27年度の実績を計上されていますよね、27年度の実績が。この前補正予算しましたけれども、これ補正額なのです、ご承知のように。だから、より実態に即した見方というふうに理解しますが、ただ予算実態に即しているかどうかわかりませんが、確認したいのはその他一般会計繰入金、これが当初予算300万になっています。何が言いたいのかといいますと、一般会計でいいますと、要するに一般会計繰入金であります。従来国保税の値上げ前というふうになりますけれども、26年度でいうと2,200万程度の予算、当初予算計上が5,250万一般会計から繰り入れている。27年度でいくと3,000万の予算計上が5,200万やはり一般会計から繰り入れている。そう見ますと、先ほど言った繰入金の内訳の保険基盤安定繰入金等は27年度実績だからほぼ実態に即した形なのだろうけれども、その他だけが300万で、実はその他一般会計繰入金もこれも毎年2,000万ずつぐらいプラスの予算補正がされているのです。その分がいわば持ち出しだし、基本的に赤字体質ということになるのですけれども、その他とほかとの違いがよくわかりませんが、いずれにしてもそういった300万、その他一般会計繰入金も300万という計上で果たして大丈夫ですかということに尽きるのですが、もとに戻ると、国保税が100万アップしていますけれども、一般会計繰入金も500万上がっている、年度当初予算では。だけれども、毎年というか、2年前からですが、その他一般会計繰入金も2,000万程度毎年追加補正になって5,000万ぐらいの一般会計繰入金と最終的には落ちついているのですが、この辺の今年度の見通しはこれで大丈夫かということです。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

一般会計からの繰入金というところでご説明したいと思っております。繰入金の中には何種類もありまして、議長おっしゃるとおり、保険基盤安定繰入金ですとか、その他一般会計、いろいろ財政支援安定化とかあるのですけれども、保険基盤安定繰入金に関しましては、国保税の軽減分に対する支援ということとして、低所得者世帯の国保税が5割なり7割なり軽減されるのですけれども、その補填分といいますか、制度的に補填される部分で、2番目の支援分というやつも、これは国の制度で27年度からのやつが増額になっているのですけれども、国のほうでその支援を強化しているといいますか、そういう関係でふえているもの。制度に基づいて行っているものです。次のページの財政安定化支援事業繰入金につきましても、これも国の支援分なのですけれども、こちらは地方交付税のほうで地方交付税の保健衛生費という科目があるのですが、そこで歳入されているものをそのままここに持ってきているということでございます。あと、そのほかにその他一般会計繰入金というのがあります。これがいわゆる財政調整といいますか、赤字補填のための繰入金

というふうになっております。この赤字補填の繰入金なのですけれども、この赤字補填だけを見ますと 27 年度の見込みは、今回補正させていただいたのですけれども、大体 2,000 万くらいの見込みです。26 年度実績では 2,500 万ということで、赤字の分だけですね、全体ではなくて。今年度は 300 万円見ております。

議長おっしゃるとおり、今後いろいろ動く中でこれで大丈夫なのかというお話だったのですが、当然医療費に連動しますので、医療費が上がっていったりするとこういうところの赤字補填の分もふえたりということもありますし、また歳入のほうで見ているいろんな科目、特に調整交付金という歳入科目を見ているのですけれども、こちら 1 年後にならないと、この調整交付金ってその 1 年間の医療費の支出と 1 年間の収入でもって差し引きで出したりするものですから、これが来年にならないとわからないというのもありまして、未知数の部分もあるということの中で、赤字補填としては 300 万程度でおさまればいいなという希望的なものも含めてのせてはいますけれども、状況としては医療費の動向ですとか、あとは歳入の調整交付金の動向によりちょっと動きがあるというふうに認識しておりまして、最終的には余り本当は上がらなければいいなとは思っているのですけれども、この赤字繰入金、その他一般会計繰入金が増加するという可能性もあるということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号 平成 28 年度壮警町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 33 号 平成 28 年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体についてありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 平成 28 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 34 号 平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○森委員 介護保険関連事業全般ということでお聞きしたいと思います。

この件に関しましては、先般の一般質問でも取り上げられておりました、介護保険制度が改正されて認知症施策、それと生活支援サービスなどの新しい事業がふえると。さらには、29 年度から地域包括支援センター業務も行うことになってくると思うのですが、この事務の対応についてお伺いしたいと思います。この事務を処理する事務はどこになるかということでもまずお聞きしたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

これらの事務の取り扱いということなのですが、事務につきましては住民福祉課の介護保険係というところで事務を行うこととなります。

以上です。

○森委員 先日一般質問の答弁でもありましたけれども、新しい事務に取り組むための体制基盤は、少しずつであるが、できつつあると。ただ、事務量が大幅にふえると思われるのですが、過重負担にならないかという部分についてお伺いしたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

介護保険制度が変わりまして、新しい事業がいろいろあるということで、それらの事業を行っていくのは主に地域包括支援センターが担うことになりまして、介護保険係と地域包括支援センターで協力して仕事を進めていくのですが、地域包括支援センターなのですが、現在は保健師とケアマネジャーの 2 名体制、保健師は地域保健との兼務ということではあるのですが、2 名体制ということで、委員おっしゃるとおりそれだけではやっぱり事業が成り立たないということもありまして、本当は 27 年度の 6 月の議会でも嘱託職員の人件費を補正させていただいたのですが、ただ募集はしていたのだけれども、残念ながら応募がなかったということで現在に至っております。同じように 28 年度も募集したところ、今度は応募がありまして、人員を確保できたというところで

ございます。そのほかに、人員確保できまして、業務が進められてきてまして、今現在要支援の方につきましては地域包括のほうでケアプランとかを作成しているのですが、今後要支援ではなく要支援になる前の方たちを把握することによって、それらの方たちのケアプランといいますか、予防プランといいますか、そういったようなことも行わなければならないということで、パートなのですけれども、ケアマネジャーのアルバイトを入れることにしております。そうすると、パートとはいいいながらも全体で保健師とケアマネジャー、それと嘱託の専門職、社会福祉士なのですけれども、それとパートであります。ケアマネジャーということになりまして事業を、それプラス役場の介護保険係と連携して協力しながら進めていくことになると思いますので、必要以上の過重負担というか、物すごくボリュームがあり過ぎて回らないということはないのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森委員 地域包括支援センターとの連携で行うと、その辺は理解できるのですが、ただ地域包括自体を将来町のほうに一元化するという部分については、保健師業務との兼ね合いでなかなかうまく人員配置が、保健師回しがうまくできないというようなこともあって、たしか包括を町部局のほうに持ってくるということで私は認識していたのですけれども、その辺についての問題というのは出てこないかどうか。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

今は包括支援センター、社会福祉協議会に委託してまして、町の保健師が兼務でということなのですけれども、4月から兼務ではなくて専任で、町の保健師なのですけれども、専任で包括支援センター業務に従事するのがいいのではないかと考えて進めております。その流れで28年度体制をつくって行って、29年度直営になったときに、人と人の入れかわりはあるかもわからないのですけれども、その体制で直営というふうに持っていければなというふうに考えております。そのことによって、地域保健のほうに負荷がかかるとか、包括に負荷がかかるかということなくスムーズに移行できるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○松本議長 今の森委員のやりとりでほぼ、私は地域包括のスムーズな移行についての要点は何かという質問しようと思いましたが、それで理解をしましたというか、わかりました。

同じ31ページになる。任意事業費としてケアプラン点検業務委託料というのが計上されています。52万5,000円。そして、その他負担金として41万6,000円。説明では、室蘭にある後見支援センター運営負担金、この後見支援センターそのものの機能です。一昨日でしたっけ、昨日でしたっけ、私も質疑していました成人後見人制度、これはそのような性格のものかどうかわかりませんが、確認です。

もう一つは、ケアプランの点検事業委託料なのですけれども、地域包括支援センターは

平成 28 年度、従来のとおり社会福祉協議会に事業を委託して、そちらで予防と言われた部分、昔の介護予防のケアプランもつくっていたとは思いますが、それを 28 年度からは一応、その前の予防給付でいいのでしたっけ、含めたものも一応継続してやってもらうのではないかと思っていましたけれども、下の任意業務としてのケアプラン点検業務委託というのがいかなる性格のものか教えていただきたい。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、室蘭後見センターの運営負担金の関係を説明させていただきたいと思います。こちらは、定住自立圏形成協定の新規事業ということになっておりまして、趣旨は成年後見制度の普及と高齢者と障害者が安心して暮らせるための地域づくりに取り組むというのが趣旨になっております。既に室蘭市のほうでは成年後見センターというのを室蘭市の社会福祉協議会の中に設置しております。26 年度から設置しております。28 年度から広域事業として、今ある室蘭の後見センターに 2 市 3 町、伊達市を除くほかの市町、登別市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町が 28 年度から加入しまして、広域事業として実施するということになっております。壮瞥町内におきましても広域ということになるのですけれども、新年度毎月 2 回の室蘭後見センター主催の相談会というのも予定されているところでございます。また、室蘭ということで距離的な心配というのがあったのですけれども、利用者との面談につきましては後見センターのほうからこちらのほうに来るといようなことで、そういう距離の心配はないということでありまして、そういったことで後見センターの共同運営という形で 28 年度から取り組みたいというふうに考えております。

それと、あとケアプランの点検のほうなのですけれども、こちらは介護給付費適正化事業というのがありまして、それによるケアプランの点検を委託するというものでございまして、平成 26 年度に国のほうから介護給付費適正化計画に関する指針というのが出ておりまして、それに基づいて北海道のほうで北海道介護給付費適正化事業推進要綱というのを作成しておりまして、27 年から 29 年までの計画期間なのですけれども、その中で適切なサービスの確保と費用の効率化、持続可能な介護保険制度の構築という中でケアプランの点検というのが位置づけられておりまして、対象となるのは町内の事業所ですとか、当然居宅の事業所もそうですし、地域包括もそうですし、そういったようなところが対象になるということでございます。

以上でございます。

○松本議長 定住自立圏で共同運営をする。これは昨日来話していた。あれは障害のところでしゃべりましたけれども、成年後見制度の相談なり、またその支援なり、また費用的な負担も含めてですけれども、費用負担ではないのでしょうか、うちの町で 41 万円ですから、足せば相当なボリュームの費用になりますけれども、当然これ人件費とか、派遣相談受けたり、専門職含めたということで、室蘭は既にやっているのでしょうか、それが軌道に乗れば一応町内でいろいろな問題抱えた人が、ご本人が相談できる状況にあればいいけれども、多分ほとんどないから、身内なり、あるいは地域の方々の方が代理で照会

して、そのセンターがそういった調査、それから申請、ないしはその後のもし成年後見人制度が必要な場合はその橋渡しといいますか、費用は別でしょうけれども、そういうことをやるという理解でいいのですね、答弁もらいますけれども、それが1つと。

ケアプランについては、ページが地域支援事業、あたかも地域包括と絡んでいるのかなという、だから自立支援のことなのかと、あるいは介護予防かと思ったら、違うということですね。介護保険全体の適正化を、早い話がそれを介護保険給付で受けて事業をやっている事業所だとか、介護保険のかなめになるケアプランつくっている居宅の事業所だとか、早い話が不正がないとか、適正かということは不正があるかどうかのチェックということですね。ちなみに、事業所では生活施設では2年に1遍、あと居宅等の在宅サービス系は5年に1遍、道の監査を受けるという義務ですとずっとやっていますけれども、それとはまた違って、ケアプランの適正化ということとは不正だとか、要するに不正受給とか不適格受給につながるような仕組みがないかのチェックを外部から来る専門家がチェックして回るといようなことなのでしょう。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

成年後見センターの関係は議長おっしゃるとおりでして、そういう必要がある方がいたら、窓口は役場でも社会福祉協議会でもいいのですけれども、そういう方があったら成年後見センターに連絡して、そうするとそちらのほうから来たりですとか、あとは壮警町内でも相談会を月2回やることになっておりますので、そこに来てもらって相談をしてもいいですよという流れになっております。

それと、ケアプランの点検につきましては、イメージとしましては国保のレセプトなんか、医療の関係でもレセプト点検とかとやっているのですけれども、そのようなイメージだというふうに認識しております。この近辺では伊達市が従来から行っておりまして、28年度からは洞爺湖町、豊浦町、壮警町も実施するというようにしております。やり方としましては、これは業者というふうになるのか、我々ができるわけではなくて、点検をする、今社団法人で2者ほど来ているのですけれども、そういった点検をする業者がありまして、そういうところに委託をすることになるかなと。国保の医療の関係のレセプトの点検とかも同じように、札幌のそういう業者がありまして、そういうところに委託をするのですけれども、同じようにケアプランの点検をできるようなところに委託をするという形になると認識しております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号 平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 35 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体についてありませんか。

○松本議長 1 点お伺いしたいと思っております。

9 ページにございます建設改良費で久保内地区水道施設改善工事が 1,900 万で予算計上されておりまして、過去数年にわたり水漏れ等のトラブルがあった大規模な改善の工事であるというふうに認識しますが、それまでは前のページの維持費で修繕費で補修箇所の工事を進めたわけですけれども、例えば 26 年度でいうと補正 4 回やっています。27 年度は 5 回。大体 600 万ぐらいのボリュームに膨れ上がって支出しているのですけれども、端的に確認ですが、久保内地区になりますけれども、1,900 万の補修工事でほぼばっちりですというふうになるのでしょうか。なってほしいという期待と希望と、その確信を得たいということが 1 つであります。ついでに昨年度調査設計を 270 万計上して調べていると思いますが、大体我々わかりませんから聞きますが、地中に埋まっているものの調査設計といえますか、調査そのものも難しいのではないかと、100%どの辺にどういうトラブルがあるかというのは、どれだけ把握しているのかわからないのですが、そういう特殊の業務と、今度は施工業者が当然入札で入ってきますが、大体想像ですと水道屋さんと言われる方なり、大手も含めてそういう方たちと調査設計に当たった調査をする専門業者というのは全く違うものなのか、それ専門にいるのか。ないしは、施工は当然設計書によってやるのでしょうか。指導とか監督とか、要点とかということを業者とうまく一体的に行えるのですよねという確認です。それは、とりもなおさず相当先まで一応担保して、トラブルがないよと、絶対はないのでしょうかけれども、そういう確信が知りたいと、こういうことでございます。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

28 年度の予算で久保内地区の改善工事という形で計上させていただいてございます。確かに議長おっしゃるように、26 年度の漏水全体件数大体 11 件程度、年間です。それが 27 年度補正の回数も先ほどおっしゃっていましたが、18 件とかなり倍増していると。その中でいくと、やはり久保内の比率が 26 年度 4 件が 27 年度 8 件と倍になっているというのが事実であって、だからこのタイミングでやったわけではないのですけれども、今ま

での長年のここ数年見ていきますと、久保内で漏水が多いという形のものから、将来のことも踏まえて検討すべきだと思って、昨年度27年度で補正して、どういう形がいいかという形で実施させてもらったところでございます。ただ、久保内地区に関しては、調査したというか、いろいろと水圧とかその辺を検討して、通常の水圧よりも高いという形が影響しているということであろうと。それをある程度減圧すべき、そしてまた高所の家には水道を供給しなければいけないものですから、それをプラスアルファ増圧ポンプを設置してやっていくという形で今回考えてございます。ただ、平成3年等にあそこら辺施工してございますので、二十数年たっているわけでございますけれども、いずれにしても将来的な更新は必要と、35年の耐用年数ですから、現在35年で水道管の耐用年数と言われてございますので、その辺を含めていきますと、二十数年たっているわけでございます、ある程度3分の2程度たっていると、今回改善に対して工事をしたから、それが完璧に、水圧の問題の部分に関してはほぼ改善されるであろうというふうには考えてございます。ただ、水道管の老朽化もございますので、本当はばっちり漏水がないという形になれば望ましいのかもしれませんが、その辺を踏まえて、ある程度のところは改善できるかなということと、プラスアルファ今回漏水調査計上させてございますので、それも久保内地区である程度慢性的な漏水しているところもあると思いますので、その面については対応して、多少漏水の修繕件数はあるかもしれないですけども、そういうことを踏まえて対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○松本議長 大体わかったのですけれども、水道管の耐用年数が35年というふうなことで初めて聞きましたけれども、ただ35年ある割には二十数年できているわけでありまして、現実が。確認だったのですけれども、調査設計はいわゆる天狗の鼻のところからパンケ川までというふうにしたしかあったのですけれども、調査は全域をやるのだけれども、今回は別に水道管の入れかえではないので、改善であるから、今の水圧を直すこととか、弁をつけるとか、ポンプを上げるとかもあって、ただ管もここここは取りかえなさいというようなことは指示書なり設計には入っていないのですか。だから、そういうことでもう少ししたら、水道漏れになりそうなところは予防的に、延命というよりは、そこを直したので、多分ないですよ。ほかは、弱ってきて、まだ手をつけない、入れかえではないから。だから、そこから今言ったように全部、たしか去年かおとし、これで大丈夫ですと言ったときに次の日か何かにもまた出たというのがありまして、立場上厳しいものがあつたと思うのですけれども、そういうことはあり得るとしても、相当な部分では、パーセントは変だけれども、示せとは言いませんけれども、大丈夫だという認識でいいのですよねという確認、再度。

○建設課長 済みません、答弁のほうに至らなかったと、申しわけないという形でお話しさせていただきましても、今回の工事は管路は一切ちょしません。あくまでも増圧ポンプ1カ所と減圧弁の設置と。どこが悪いという明確な部分がないので、先ほど議長おつ

しゃったようにパンケ川から天狗の鼻の間の区間で調査したら、やはり水圧が高いというところですよ。その水圧の高いところをどうするかということで、パンケ川の付近で一度圧を下げて、そして南久保内地区に水を供給したいと、そうすることによって管にかかる負荷が軽減されると。今までの漏水を調査した要因としては、やはり圧が高いのだという形ですので、管路の取りかえではない。あくまでも水利計算上の圧を改善して、それを管に負担をかけないような改修という形でご理解いただければと思います。

以上です。

○松本議長 ほぼ理解しましたけれども、例えば変ですが、高血圧の体質で、ところどころ血管出血を抑えるために圧を下げると、降圧剤飲むみたいなものですね、ぴゅっと破裂しないように。ということは、あと十数年したら、耐用年数が来れば入れかえはまた別に必要なのだということになりますね、それでよろしいのでしょうか。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

議長おっしゃるとおり、今の時点ではまず対症療法としては一番要因となっている圧を下げるという形です。その後耐用年数を迎えば、集排でもやっていますけれども、機器の機能強化とか、今回 28 年度の予算計上でも将来に向かっての電気計装の基本計画策定とか、これ有利な財源を生かして、皆さんどこの市町村も耐用年数を迎えて、管路工事を更新するためにも莫大な費用がかかるので、なかなか遅々として進まないという、ことしになってから道新にも出ていましたけれども、その辺を有利な財源を見つけて将来的には改善していきたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 平成 28 年度壮警町簡易水道事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 36 号 平成 28 年度壮警町集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体についてありませんか。

○松本議長 1点、ページは9ページになりますけれども、機能強化対策事業です。壮瞥地区農業集落排水処理施設機能強化対策事業、これは24年でしたか、25年でしたか、5年計画で長期にわたって、先ほど簡水のときも出ていましたけれども、財源を確保してやっているわけですが、もしかして最終年度になるのかもしれませんが、今回どんな工事をするのかということと、25年はたしか大規模な電気設備、1億5,000万ぐらいでしたかね、そんな工事やっていますけれども、進捗の状況とことしの中身と成果とといいますか、それを含めてわかりやすくお伺いできれば。

もう一つ、先ほど3回で一応やめたのですけれども、関連といえば関連なのですけれども、名称は違いますけれども、先ほど簡水で出ていた有利な財源もらうためにも、例のという言い方変ですが、ことし出てきました公共施設等整備計画、これにのせていくという義務なり責任があるのでしょうか、そうしないと、この当時は5年前はないのでしょうか、有利な財源確保に結びつかない、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

機能強化対策事業につきましては、平成24年度から当初は平成29年度の6年間の事業という形で実施計画をされておりました。27年、昨年度の実績についてですけれども、久保内処理施設の設備装置、機械設備の更新をやってございます。そして、28年度に関しましては、同じように機械の設備更新を滝之町の処理場でやる予定で今年度は計上させていただいているという形です。議長おっしゃったように、たしか私も答弁、予特なのか決算審査なのか、ちょっと記憶忘れましたが、もしかしたら1年度早く終わるのではないかなというお話もさせてもらったというのは記憶してございます。その後いろいろとかなり、平成4年とかにつくっている機械というか施設だったので、担当もいろいろと見ていくと、プラスアルファ、多少機械設備が修繕しなければいけないところがあると、それを何とか、当初の機能強化の計画にはなかったのですけれども、今要望かけて、もう一年度、最終年度29年度まで実施して、当初見ていなかった分も何とか取り込みたいと、今年度の7月に協議する予定で、事前にはもうお話ししていて、多少予算上もふやしてほしいというお話もさせてもらっていますし、こういうものを機械設備を追加して直したいのだという要望を今しているところでございます。いずれにしても、この機械設備については処理施設の維持について必要なものですから、極力この機能強化に何とか盛り込んで実施したいというふうに所管課では考えてございます。

それと、先ほど関連でということで公共施設云々、その計画が必要かと、有利な財源かという形で、簡水のほうでというお話でございますけれども、機能強化のときもそうだったのですけれども、あくまでも調査設計基本計画とか、あと実施計画を立てなさいと、そうすると国の交付金なのか、補助事業なのかという形で、集排はそうですし、簡水も今聞いているところではそういう計画を立てて初めて採択されるという形です。ですから、道路事業のときにはお答えして、担当のほうから公共施設云々という計画ありますかと、壮瞥町つくりますかという形では、まだ詳細は来ていないのですけれども、今後の流れ的にい

けば、その辺もちょっと確認、水道のほうは厚生労働省のほうの管轄ですから、その辺今後どういう形の流れになってくるか、国交省ではそういう形で来ていますので、ほかの省庁ももしかしたら長寿命化とか、全体的に意思統一を含めて同じような形で聞かれるかもしれませんが、今現在としてはまだ聞かれていないというところではございます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号 平成 28 年度壮警町集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○佐藤委員長 これにて本特別委員会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 1 時 5 1 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員